

令和7年度 第1回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：令和7年6月13日（金） 10：00～12：00

場 所：トーサイクラシックホール岩手 4階第2会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和6年度いわての森林づくり推進事業の実績について 【資料No.1】
- (2) 令和7年度県民参加の森林づくり促進事業企画採択に係る意見聴取
について（2次募集分） 【資料No.2】
- (3) 令和8年度以降のいわての森林づくり県民税に係る
今後の検討スケジュールについて
- (4) その他

3 閉 会

いわての森林づくり県民税事業評価委員会委員名簿

(令和7年6月13日現在)

氏 名	役 職 名 等	備 考
阿 部 記 子	岩手県商工会議所連合会 総務課長	御欠席
稲 村 崇 史	有限会社稲村製材所 取締役	
川 田 昌 代	岩手県環境アドバイザー	
國 崎 貴 嗣	岩手大学農学部 教授	
齋 藤 健 吾	株式会社斎藤商事 代表取締役	
佐 藤 貴美子	いわての森林づくりコーディネーター	
野 口 麻穂子	国立研究法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所 主任研究員	
平 井 勇 介	岩手県立大学総合政策学部 准教授	
三 浦 奈緒美	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事	
村 田 和 代	盛岡市中央公民館 社会教育指導員	

(五十音順)

1 委員 10 名

2 任期 令和6年11月19日～令和8年11月18日

令和7度第1回いわての森林づくり県民税事業評価委員会 県関係出席者名簿

役 職 等	氏 名	備 考
農林水産部 林務担当技監	砂 子 田 博	
林業振興課 総括課長	高 橋 幸 司	
振興担当課長	田 島 大	
主任主査	金 澤 亨	
主任主査	竹 原 久 美 子	
主任主査	澤 口 陽 平	
主 事	浅 沼 大 翔	
森林整備課 主任主査	似 内 智 明	
主任主査	菊 地 和 博	
主任主査	松 岡 幸 子	
森林保全課 特命課長	廣 田 紀 代 子	
県土整備部 都市計画課 主任主査	櫻 庭 志 歩	
花巻農林振興センター 技 師	松 本 恭 子	
沿岸広域振興局林務部 上席林業普及指導員	溝 上 賢 太 朗	
県北広域振興局林務部 主 事	瀧 音 幸 乃	

令和 6 年度
いわての森林づくり推進事業実績報告書
(いわての森林づくり県民税)



令和 7 年 6 月
岩手県農林水産部

目 次

1	いわての森林づくり県民税の概要	1
2	令和6年度いわての森林づくり推進事業の実績概要	3
3	令和6年度いわての森林づくり推進事業の実施状況	4
	① いわて環境の森整備事業	
	(混交林誘導伐・ナラ林健全化・アカマツ林広葉樹林化、森林環境再生造林、被害森林再生、枯死木除去、森林作業道整備)	4
	② 花粉症対策等採種園整備事業	13
	③ 林野火災予防対策事業	14
	④－1 県民参加の森林づくり促進事業	15
	④－2 森林・山村多面的機能発揮対策事業	18
	⑤ 「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組	20
	⑥ いわて森のゼミナール推進事業	22
	⑦ 森林公園機能強化事業	25
	⑧ いわて森林づくり推進人材育成事業	27
	⑨ いわての森林づくり普及啓発事業	29
	⑩ 高田松原津波復興祈念公園管理費	30
	⑪ 事業評価委員会運営費	31
4	令和7年度いわての森林づくり推進事業の予算について	33

1 いわたの森林づくり県民税の概要

本県の豊かな森林環境を次の世代に良好な状態で引き継いでいくための仕組みとして「いわたの森林づくり県民税」を創設し、平成18年4月1日に施行しました。

また、水源のかん養、県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境保全に関する施策に要する費用に充てるため、「いわたの森林づくり基金」を創設し、森林づくり県民税を財源とする森林環境保全施策として、「いわたの森林づくり推進事業」を実施しています。

現在は、令和3年度を始期とする第4期5年間で、事業を実施しています。

1 税額

- 個人（個人県民税）：年額1,000円
- 法人（法人県民税）：資本金等の額に応じ、年額2,000～80,000円

2 課税期間

- 第1期：平成18年度～平成22年度（5年間）
- 第2期：平成23年度～平成27年度（5年間）
- 第3期：平成28年度～令和2年度（5年間）
- 第4期：令和3年度～令和7年度（5年間）

3 税収額と基金積立額

(1) 令和6年度いわたの森林づくり県民税の税収

ア 個人税

600,000千円（うち徴収取扱費 32,710千円）

イ 法人税

155,000千円

(2) 令和6年度いわたの森林づくり基金の積立金

ア いわたの森林づくり県民税

722,290千円（市町村徴収取扱費控除後）

イ 基金運用益

1,805千円

（単位：千円）

税 収	755,000
個 人	600,000
うち徴収取扱費	32,710
法 人	155,000
基金積立額	724,095
税 収	722,290
寄付金	0
繰替運用益	1,805

※ 税収は見込額であり、実際と異なる場合がある

4 これまでの実施状況

(1) 事業費

		第1期	第2期	第3期	3期までの 累計	第4期		(単位:千円)
項 目		H18～H22	H23～H27	H28～R2		R3～R5	R6見込み (R5繰含む)	H18～R6 までの計
環境重視の 森林づくり	いわて環境の森整備事業	2,597,083	2,868,164	1,792,190	7,257,437	1,976,078	777,540	10,011,055
	花粉症対策等採種園整備事業（第4期から）					50,055	14,461	64,516
	林野火災予防対策事業（第4期から）					20,893	6,203	27,096
森林との 共生	県民参加の森林づくり促進事業	58,772	63,819	189,151	311,742	111,175	29,940	452,857
	いわて森のゼミナール推進事業	19,033	18,093	23,545	60,671	14,870	4,883	80,424
	いわての森林づくり普及啓発事業	13,796	10,393	32,119	56,308	18,173	1,257	75,738
	「木育の推進につながる県産木材活用」の取組（第4期から）					150,918	11,870	162,788
	森林公園機能強化事業（第4期から）					173,188	3,401	176,589
	全国植樹祭開催準備費（第4期から）					754,336	0	754,336
	いわて森林づくり推進人材育成事業（第4期から）					8,299	2,852	11,151
	高田松原津波復興祈念公園管理運営費					0	5,339	5,339
	事業評価委員会運営費	11,886	8,549	11,430	31,865	2,453	2,476	36,794
事業費計		2,700,570	2,969,018	2,048,435	7,718,023	3,280,438	860,222	11,858,683

(2) 主な取組実績

項 目			H18～H22	H23～H27	H28～R2	3 期ま での累 計	R3～R5	R6見込み	H18～R6 までの計	
いわて環境の森整備事業		強度 間伐等 ※	目標面積 (ha)	7, 500	8, 000	6, 500	22, 000	1, 800	600	24, 400
			確保面積 (ha)	7, 520	6, 327	3, 361	17, 208	1, 714	432	19, 354
			箇所数	948	1, 018	656	2, 622	361	90	3, 073
		環境 再生 造林	目標面積 (ha)					450	250	700
			確保面積 (ha)					548	143	691
			箇所数					108	42	150
※強度間伐等：混交林誘導伐 アカマツ林広葉樹林化										
づ 県 く 民 り 参 加 促 進 の 森 林	県民参加の森林 づくり促進事業		目標団体数	115	158	195	468	135	45	648
			実施団体数	127	141	169	437	100	29	566
			参加人数	25, 585	22, 988	30, 259	78, 832	32, 718	11, 692	123, 242
		森林山村多面的 機能発揮対策事業		活動組織数			365	365	257	78
いわて森のゼミナール推進事業			森林学習会	67回 2, 426名	91回 1, 843名	124回 2, 715名	282回 6, 984名	87回 2, 084名	31回 797名	400回 9, 865名
			森林環境学習 指導者研修会					6回	2回	8回
								94名	38名	132名
「木育の推進につながる県産木材活用」の取組							22件	6件	28件	
森林公園機能強化事業							5公園	3公園	5公園	
いわて森林づくり推進人材育成事業（研修会）							3回	1回	4回	
							44名	15名	59名	
高田松原津波復興祈念公園管理運営費（下刈り）							2回	3回	5回	

2 令和6年度いわての森林づくり推進事業の実績概要

(1) 令和6年度の事業実績

ア 事業費（県民税のみの事業費）

（単位：千円）

事業名	予算額（最終）	実績額（見込）
いわて環境の森整備事業	1,269,952	777,540
花粉症対策等採種園整備事業	14,706	14,461
林野火災予防対策事業	7,065	6,203
県民参加の森林づくり促進事業	30,425	29,940
うち県民参加の森林づくり促進事業	18,785	18,300
うち森林・山村多面的機能発揮対策事業	11,640	11,640
「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組	11,871	11,870
いわて森のゼミナール推進事業	5,021	4,883
森林公園機能強化事業	17,391	3,401
いわて森林づくり推進人材育成事業	2,870	2,852
いわての森林づくり普及啓発事業	1,257	1,257
高田松原津波復興祈念公園管理運営費	5,339	5,339
事業評価委員会運営費	3,069	2,476
計	1,368,966	860,222

※予算額はR5繰・R6繰を含む、実績額はR5繰を含みR6繰を除く

イ 事業実績

事業名	実 績
いわて環境の森整備事業 （施工地確保数量）	・混交林誘導伐 426ha ・ナラ林健全化促進 42ha ・アカマツ林の広葉樹林化 6ha ・森林環境再生造林 143ha ・被害森林再生 0ha ・枯死木除去 125m³ ・森林作業道整備 0m
花粉症対策等採種園整備事業	花粉症対策採種園 伐採1.3ha、植栽1.0a、整地・施肥0.9ha等
林野火災予防対策事業	ラジオCM 75回、テレビCM 72回 ソーシャルメディア配信 等
県民参加の森林づくり促進事業	
うち県民参加の森林づくり促進事業	事業実施団体・参加者数 29団体・11,692名
うち森林・山村多面的機能発揮対策事業	活動組織団体数 78団体
「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組	木製品の導入等 4件
いわて森のゼミナール推進事業	森林学習会 31校・797名 森の実践ゼミナール 指導者研修 2回
森林公園機能強化事業	3公園
いわて森林づくり推進人材育成事業	研修会開催1回、研修参加者15名
いわての森林づくり普及啓発事業	チラシ・パンフレット作成配布 TwitterとInstagramを通じた情報発信
高田松原津波復興祈念公園管理運営費	植栽木の保育管理 下刈り 2回
事業評価委員会運営費	6回開催（現場調査1回含む）

3 令和6年度いわての森林づくり推進事業の実施状況



①いわて環境の森整備事業

〔担当室課：林業振興課・森林整備課〕

I 事業の概要

1 混交林誘導伐

間伐等の手入れが行われていない管理不十分な森林において、伐採率概ね5割以上の混交林誘導伐を実施し、公益的機能の高い針葉樹と広葉樹が入り混じった森林へ誘導します。

2 ナラ林健全化

ナラ枯れ被害の拡大を防ぐため、被害の周辺地域において、被害を受けやすい高齢なナラ等を含む広葉樹林を伐採し、ナラ枯れ被害に強い広葉樹林に更新します。

3 アカマツ林広葉樹林化

松くい虫被害の拡大を防ぐため、松くい虫被害が継続して発生している地域のアカマツ林において、枯死木を含むアカマツを伐採し、広葉樹林への樹種転換を促進します。

4 森林環境再生造林

公益上重要でありながら、更新が図られていない伐採跡地において、植栽や下刈等を実施し、公益的機能を高度かつ安定的に発揮する森林を整備します。

5 被害森林再生

気象災害による被害を受けた森林において、早期の更新により公益的機能を回復させるため、倒木等の被害木を除去します。

6 枯死木除去

森林の公益的機能の回復を図るとともに、人身被害や施設損壊等の二次的被害を防止するため、倒木のおそれのある松くい虫及びナラ枯れ被害による枯死木を除去します。

7 森林作業道整備

奥地に位置する管理の行き届かない森林において、上記1、3、4の事業を効率的に実施するため、作業等に必要作業道の開設等を実施します。



混交林誘導伐（整備後）



ナラ林健全化（若返り）



森林環境再生造林
（植栽のイメージ）

Ⅱ 令和6年度の実施状況

1 施工地承認状況

事業実施主体から提出された施工地調書（事業実施箇所の概要を記載した調書）について、年間を通じて12回の審査を行い、下表のとおり145件の施工地を承認し、事業実施を決定しました。

【令和6年度における事業種毎の施工地確保状況】

事業種目	計画値※ ¹	確保数量	達成率	承認件数
混交林誘導伐	600ha	426.48ha	71.1%	88
ナラ林健全化	70ha	42.48ha	60.7%	7
アカマツ林広葉樹林化	53ha	5.85ha	11.0%	2
森林環境再生造林	250ha	142.87ha	57.1%	42
被害森林再生	5ha	0ha	0%	0
枯死木除去	100m ³	124.6m ³	124.6%	6
森林作業道整備※ ²	2,500m	0m	0%	0

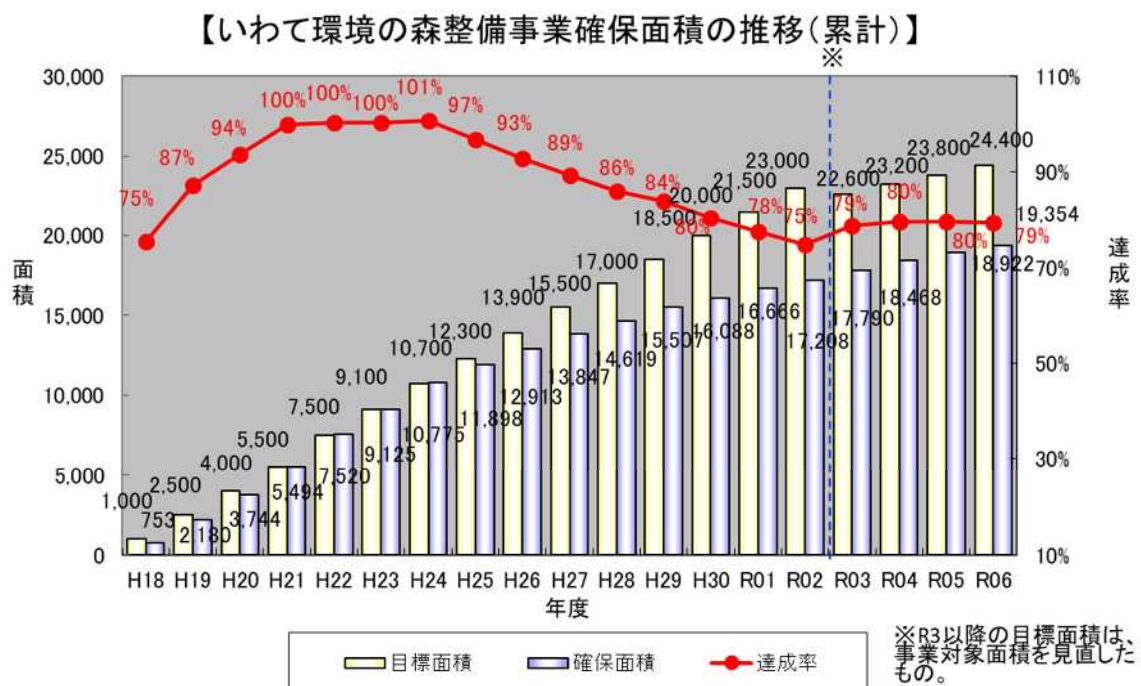
※1 計画値は事業計画の数値

※2 森林作業道整備は、混交林誘導伐、アカマツ広葉樹林化、森林環境再生造林に付帯

2 整備森林の確保面積の推移

令和6年度の整備森林確保面積（混交林誘導伐とアカマツ林広葉樹林化の累計確保面積を指標としている）は、432haの実績となりました。

これまでの累計確保面積は、平成18年度の事業開始から19年間で、19,354haとなり、令和6年度の目標値24,400haに対し、達成率79%となりました（下図参照）。



3 事業主体数について

令和6年度に施工地調書を提出した事業主体数は、42事業体となり、減少傾向となっておりますが、施工箇所数は増加した結果となりました。

【形態別の施工地確保実績】（裸数字は事業体数、（ ）は箇所数を示す）

令和5年度	森林組合	法人	協同組合	市町村	計
混交林誘導伐	13（45）	7（15）	1（26）	—	21（86）
ナラ林健全化	3（3）	4（4）	1（1）	1（1）	9（9）
アカマツ林広葉樹林化	4（5）	—	—	—	4（5）
小計※	20（53）	11（19）	2（27）	1（1）	34（100）
森林環境再生造林	9（11）	2（5）	1（13）	—	12（29）
被害森林再生	—	—	—	—	—
枯死木除去	2（4）	—	—	3（4）	5（8）
森林作業道整備	1（1）	1（1）	—	—	2（2）
小計※	12（16）	3（6）	1（13）	3（4）	19（39）
合計※	32（69）	14（25）	3（40）	4（5）	53（139）

令和6年度	森林組合	法人	協同組合	市町村	計
混交林誘導伐	11（43）	8（23）	1（22）	—	20（88）
ナラ林健全化	—	4（6）	—	1（1）	5（7）
アカマツ林広葉樹林化	1（1）	1（1）	—	—	2（2）
小計※	12（44）	13（30）	1（22）	1（1）	27（97）
森林環境再生造林	6（11）	4（8）	1（24）	—	11（42）
被害森林再生	—	—	—	—	—
枯死木除去	2（3）	1（1）	—	1（2）	4（6）
森林作業道整備	—	—	—	—	0（0）
小計※	8（14）	5（8）	1（24）	1（2）	15（48）
合計※	20（58）	18（38）	2（46）	2（3）	42（145）

※ 小・合計の事業体数は、同一者が複数の事業を実施している場合は1事業体とカウント

Ⅲ 取組の成果

令和6年度は、これまでに承認した施工地について、下表のとおり167件の施工地において整備を実施し、「いわての森林づくり県民税」の目的である「森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮」に資する取り組みを行いました。

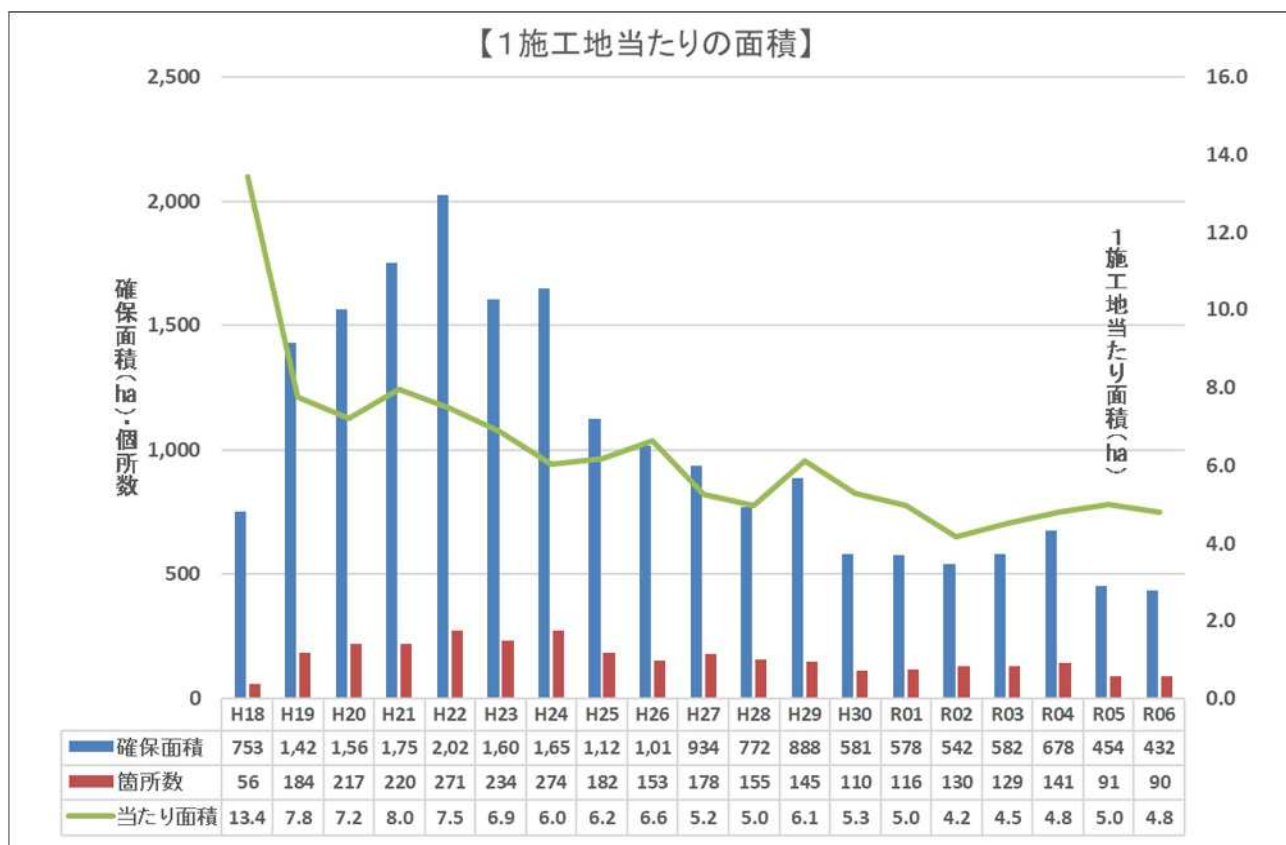
【各事業種目の整備状況】

事業種目	R 5		R 6	
	整備状況	整備件数	整備状況	整備件数
混交林誘導伐	389.26ha	117	411.56ha	109
ナラ林健全化	63.12ha	12	41.87ha	9
アカマツ林広葉樹林化	25.71ha	8	28.35ha	8
森林環境再生造林	160.47ha	36	126.04ha	35
被害森林再生	—	—	—	—
枯死木除去	283.83m ³	10	125.52m ³	6
森林作業道整備	3,371m	2	0m	0

Ⅳ 課題と令和7年度の対応

1 混交林誘導伐

近年の国産材の需要の高まりによる主伐等の素材生産と、その伐採跡地で行う造林や下刈の作業の増加による労務不足に加え、整備森林の奥地化により、面的な施工地の確保が難しくなっています。



なお、奥地化対策としている森林作業道整備と併せた取組を進めるため、森林作業道整備の活用促進を図りながら、引き続き施工地の確保に取り組んでいきます。

2 ナラ林健全化

本県の民有林面積の約半分は広葉樹であり、シイタケ、木炭、パルプチップなどの地域産業と深い関わりを持っており、これらの生産が盛んな北上高地や沿岸北部地域へのナラ枯れ被害の拡大が懸念されます。

このため、被害が発生している地域においては、引き続き、いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化）による被害木を含めた伐採利用をPRし、ナラ枯れに強い広葉樹林への更新を促進します。

3 アカマツ林広葉樹林化

松くい虫被害のまん延地域では駆除による被害の終息が難しいことから、被害先端地域における徹底駆除と併せ、アカマツ以外の樹種への転換を進める必要があります。

このため、被害が発生している地域においては、引き続き、いわて環境の森整備事業（アカマツ林広葉樹林化）による枯死木を含むアカマツの伐採をPRし、広葉樹林への更新及び修景化を促進します。

4 森林環境再生造林

植栽にあたっては、春植栽及び秋植栽とも苗木が活着不良とならないよう適期に植栽を行うとともに、必要に応じ植栽箇所の下刈りを行い、健全な森林の育成に努めます。

特に、コナラ等の広葉樹を植栽した箇所については、植栽木に目印を付けるなど下刈り作業による誤伐を防止します。

また、シカの食害が懸念される箇所への植栽にあたっては、シカ食害防止柵の設置や忌避剤の散布などによりシカの食害を防止します。

5 被害森林再生

引き続き、事業主体等に対していわて環境の森整備事業（被害森林再生）のPRを行い、気象被害があった森林の速やかな再生を促進します。

6 枯死木除去

枯死木を除去する際に伐採した周辺の支障木（アカマツ）を林内に放置すると、松くい虫被害の感染源となる可能性があるため、令和5年度から、伐倒した支障木の薬剤散布等についても補助対象としています。

引き続き、事業主体等に対していわて環境の森整備事業（枯死木除去）のPRを行い、松くい虫及びナラ枯れ被害による枯死木の速やかな除去を促進します。

7 森林作業道整備

これまでの施工地をモデル事例として普及に努め、森林作業道整備の活用促進を図りながら、引き続き、奥地化対策として整備森林の確保につなげていきます。

整備事例

1 令和6年度いわて環境の森整備事業（混交林誘導伐）整備事例

No. 1

所在地	盛岡市新庄字中津川 41-7 外 2 筆 地内 (承認番号 23-001)		
樹種	スギ	事業主体	岩手県森林整備協同組合
林齢	26～44 年生	面積	6.02ha

森林整備（事業実施）の必要性

1 森林の状況

☒ 手入れ不足 ☒ 成立本数が多い ☐ 被圧木 ☐ 雪害木 ☒ 折損木、枯損木
☐ 枝の枯上り ☒ つる絡み ☐ その他

2 森林所有者の状況

☒ 整備意欲低下 ☒ 自力整備困難 ☒ 森林整備の必要性を理解

森林整備（事業実施）の状況

当該森林は、下刈り以降、手入れが不足しており、成立本数が多く、樹幹が閉鎖しており、林内照度が乏しいため、枯損木等が見られる。そのため、伐採本数率で概ね 50%以上の強度間伐を実施し、早急に優良広葉樹を生育させ、地力のある林内の環境を作り上げるもの。




実施前
実施後

No. 2

所在地	遠野市宮守町上宮守 7 地割及び 26、29 地割 地内 (承認番号 24-025)		
樹種	スギ	事業主体	株式会社イワリン
林齢	23～57 年生	面積	3.97ha

森林整備（事業実施）の必要性

1 森林の状況

☒ 手入れ不足 ☒ 成立本数が多い ☒ 被圧木 ☐ 雪害木 ☒ 折損木、枯損木
☒ 枝の枯上り ☐ つる絡み ☐ その他

2 森林所有者の状況

☒ 整備意欲低下 ☒ 自力整備困難 ☒ 森林整備の必要性を理解

森林整備（事業実施）の状況

当該森林は、除伐作業実施後、間伐作業は実施されずに放置され、長年無手入れのため、林分は混みあってきており、太さに大小の差や枝の枯れ上がりが強くなっている。自然枯死や倒木の発生している林分もある。そのため、本数率で概ね 50%以上の強度間伐を実施し、林床に広葉樹等の植生の侵入と、育成を促すもの。




実施前
実施後

2 令和6年度いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化）整備事例

No. 1

所 在 地	遠野市附馬牛東禅寺 17 地割 28-16 (承認番号 N-24-1)					
樹 種	ナラ類を含む広葉樹	事 業 主 体	株式会社小友木材店			
林 齢	77 年生	面 積	4.84ha	材積	1,804.13m³	

森林整備（事業実施）の状況

当該施工地はナラ枯れ被害地域から半径 30 km以内の区域にあり、区域内でナラ枯れは発生していないが、77 年生と高齢であることから、伐採してナラ枯れ被害を受けにくい若い広葉樹林に更新する必要がある。

このため、当該事業を活用し、直径 10 cm以上のナラ類を含む広葉樹の伐採を行い、チップ工場に運搬して破砕処理を行うほか、用材として販売した。



実施前



実施後

3 令和6年度いわて環境の森整備事業（アカマツ林広葉樹林化）整備事例

No. 1

所在地	金ヶ崎町永栄女夫坂 245 ほか (承認番号 A-24-2)		
樹種	アカマツ	事業主体	奥州地方森林組合
林齢	60 年生	面積	5.05ha

森林整備（事業実施）の状況

当該施工地は、全域で松くい虫の枯損木が見られ、今後も被害が拡大する恐れがあるため、松くい虫被害の感染源となるアカマツを伐採し、樹種転換を図ることで、被害拡大の防止と当該森林の公益的機能を回復させる必要がある。

このため、当該事業を活用し、施工地内の枯死木を含むアカマツを全て伐採した。なお、伐倒の際は広葉樹には可能な限り損傷を与えず、広葉樹の育成を図るため、伐採木は搬出した。



実施前



実施後

4 令和6年度いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林）整備事例

No. 1

所在地	遠野市遠野町 地内 （承認番号 S-23-6）		
植栽樹種	カラマツ	事業主体	物見山牧野協同組合
植栽本数/ha	2,000/ha	面積	4.75ha

森林整備（事業実施）の状況

当該森林は、公益林（県土水源保全森林）に区分されており、前生樹がカラマツ及びアカマツの人工林伐採跡地である。下層植生は草本類が大半を占めており、高木性の稚樹の侵入は見受けられない状況であった。植栽によらなければ早期の更新が困難なことから、カラマツを植栽し、森林の再生を図った。



植栽前

➡



植栽後（カラマツ）

5 令和6年度いわて環境の森整備事業（枯死木除去）整備事例

No. 1

所在地	釜石市大字釜石第8地割1番47 （承認番号 J-24-2）		
樹種	ナラ類を含む広葉樹	事業主体	釜石地方森林組合
林齢	12～60年生	本数と材積	16本 11.67m ³

森林整備（事業実施）の状況

当該施工地はナラ枯れ被害地内にあり、数年前にナラ枯れによる被害を受けて枯死したナラが立木の状態で存在している。過去に隣接地で倒木被害があり、その後も幹折れや枝折れが散見される。直下には民家が位置しており、人身被害や建物の損壊が危惧されることから、早期に枯死木を除去する必要がある。

このため、当該事業を活用し、危険な枯死木と、その伐採に支障をきたす立木を伐採した。伐採にあたっては、住宅地に面しており重機を利用できないこと、また、伐倒した木の木片が飛散しないようにする必要があることから、ワイヤーロープを駆使し、できるだけ衝撃を与えないよう配慮しながら作業を行った。



実施前

➡



作業中



②花粉症対策等採種園整備事業

〔担当室課：森林整備課〕

I 事業の概要

花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉が少ないスギやカラマツの苗木の安定供給に必要な採種園の整備を実施します。

II 令和6年度の実績

1 カラマツ採種園の整備

カラマツ採種園を整備するため、旧スギ採種園の伐採 1.3 ha、旧アカマツ採種園の整地・施肥 0.9 ha、カラマツ特定母樹の植栽 1.0 ha等を行いました。

【カラマツ採種園整備状況】



伐採作業の状況



植栽状況（1.0 ha）

III 取組の成果

令和6年度は、カラマツ採種園を整備するため、カラマツ特定母樹の植栽1.0ha等を行いました。

IV 令和7年度の対応

令和7年度においても、旧採種園の整地・施肥、植栽等を行い、カラマツ採種園の整備に取り組んでいきます。

1 カラマツ採種園の整備計画

旧スギ採種園の整地・施肥 1.3 ha、カラマツ特定母樹の植栽 0.9 ha



③ 林野火災予防対策事業

〔担当室課：森林整備課〕

I 事業の概要

林野火災から県民共通の財産である森林を守るため、林野火災を未然に防ぐための広報宣伝活動を行うとともに、地域で取り組む防火活動を支援します。

II 令和6年度の実績

1 ラジオCM放送

4、5、3月 延べ75回（3回/日×25日）放送

2 テレビCM放送

4、5、3月 延べ72回（民放4社 1回/日×18日）放送

3 ユーチューブを活用したCM配信

令和7年3月末時点の閲覧数 約127千回

4 ボランティア活動支援

ボランティア活動支援物品（帽子等）を、盛岡管内のボランティア団体（NPO法人）10名に配付しました。

5 路網マップ整備

宮古農林振興センターが宮古地方森林組合に委託して路網マップを作成し、2月に開催した「宮古・下閉伊地区山火事防止推進協議会」で、構成員である宮古市、森林組合、消防署等に配付しました。

6 郵便・宅配事業者と連携した山火事予防の取組

県と包括連携協定を締結している郵便・宅配事業者（3者）に「山火事注意」ステッカー935枚を配布し、令和5年度に配付した1,380枚と合わせて約2,300枚を配送車両へ掲示することで、県民に対し、山火事防止意識の啓発を図っています。

III 取組の成果

テレビ等によるCMの配信や郵便・宅配事業者と連携した配送車両への「山火事注意」ステッカーの掲示等により、多くの県民に対し普及啓発を行いました。

また、令和6年4月に発生した宮古市の林野火災発生箇所において、路網マップを作製し、関係者に配付することで、当該地域における林野火災発生時の対策を強化しました。

IV 令和7年度の対応

令和7年度につきましても、これまでの活動を着実に継続し、県民の火災予防意識がより一層浸透するよう取組を進めます。

【県内の林野火災発生状況の推移】

	R2	R3	R4	R5	R6
火災件数(うち3月～5月)	38(26)	26(19)	30(23)	28(16)	33(18)
被害面積(ha)	14.9	3.4	10.5	4.1	199.7

※ R2～5は確報値、R6は速報値（県消防安全課調べ）



④-1 県民参加の森林づくり促進事業

〔担当：林業振興課〕

I 事業の概要

県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画の促進を図るため、地域住民や団体等が主体的に取り組む森林整備活動等を支援しました。

II 令和6年度の実施状況

令和6年度事業の企画募集を2回実施し、応募のあった29団体を採択しました。

1 活動区分とその内容（令和6年度）

区 分		内 容	補助率	上限	件数
森林整備活動		未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動等を支援	定額	100万円	8件
人材育成活動		新たに活動する個人や非営利団体等を対象とし、森林施業等の研修活動を支援	定額	100万円	2件
森林環境学習活動		森林整備の必要性等を学び、将来の森づくり活動につながる森林環境学習及びこれと連動した活動等を支援	定額	100万円	18件
県産材利用促進活動	県産材利用促進	木材・木材製品等の県産材利用促進活動を支援	1/3	100万円	0件
	市町村森林公園	公的森林公園における県産材利用促進活動を支援	定額	250万円	1件
		計	—	—	29件

2 本事業の成果について

成果指標名	計画値	実績値	達成率
県民参加の森林づくり活動参加者数（人）	6,000人	11,692人	195%

III 令和7年度の対応

実施団体が定着し、実績や成果は安定傾向にあります。更なる新規団体の確保に向け、令和7年度も2次募集を実施しました。今後も、関係団体等との連携を模索・強化しながら事業の周知を図ります。

本事業を通じた「いわての森林づくり県民税」の情報発信を強化するため、県民税を活用している旨の表示、情報発信の徹底を依頼するとともに、実施団体に情報発信を推進してもらうような仕組みづくりを検討します。

令和6年度県民参加の森林づくり促進事業 実施状況事例

事業区分【森林整備】

活動団体	生母生産森林組合（採択回数8回）
活動名	ボランティアによる植樹及び下草刈り等の森林整備活動
補助金額	535,158 円
事業内容 1 内容 ①チェーンソー安全作業講習会 1回 ②ボランティア等と協力した下草刈り・除伐作業 3回 ③ボランティア等による植樹作業 1回 2 事業効果 令和6年度は延べ143名が参加し、東稲山麓の保全のための下草刈りを行い、健全な森づくりをボランティアや地域住民と行うことにより、参加者の理解や環境への意識を高めることができた。更に、ブナの植樹を行い、かつての景観と保水力が得られ、豊かな自然林の復活及び動物との共存が期待できる。	
 	
ブナの植樹	

事業区分【人材育成】

活動団体	特定非営利活動法人いわて森林再生研究会（採択回数16回）
活動名	森のチェーンソー講座（森林作業安全技術研修）
補助金額	1,000,000 円
事業内容 1 内容 森林作業の安全技術研修会「森のチェーンソー講座」の開催（全20回） 2 事業効果 令和6年度の受講者数は延べ530人となり、森林作業の安全技術を習得した人材を養成した。 なお、習得した技術は身近なチェーンソーと若干の補助具を使い、2～3人の少人数で出来る作業のため、ボランティアや森林所有者が行う里山の再生（手入れ）に有効であり、手仕事の丁寧な作業技術のため、森林に負荷もかけず、里山の森林づくりには有力な技術であるもの。	
 	
チェーンソーの構え方 模範伐倒	

事業区分【森林環境学習】

活動団体	NPO 法人地球の仕事大學つちのこ保育園（採択回数 0 回）
活動名	「つちのこ森フェス」開催と森林整備事業
補助金額	1,000,000 円
事業内容 1 内容 ①森林整備活動 全8回 ②子ども向け自然遊びイベント開催 2回 2 事業効果 令和6年度は、森林整備に参加人数延べ17人、イベントに延べ約130人の参加があり、手入れや活動がされていない森林を整備することにより、近隣住民にとって親しみやすい、森の遊び場を創出し、継続的に利用する機運が高まった。 また、普段近づく機会のない山林において、あえて子ども中心の場を創出することで、親世代も山林における産業やレクリエーション機能などについて考えるきっかけとなった。	
  森林整備 自然遊び	

事業区分【県産材利用】

活動団体	社会福祉法人堤福社会（採択回数 1 回）
活動名	大槌町園児、児童への地域材利用促進事業
補助金額	94,600 円
事業内容 1 内容 ①木製ベンチの設置（6 台） ②ベンチの展示と親子記念撮影会（完成記念）※台風により、普及啓発活動は実施できず。 2 事業効果 令和6年度は延べ200人の参加となり、大槌町の園児、児童が県産材に触れることで、木のぬくもりを実感し、木材への親しみ興味、関心につながった。また、保護者や住民地域に対しても森林資源の有効活動及び森林づくり県民税への関心を高めることができた。	
  森林学習として木製ベンチの製造工程を学ぶ 事業名の記載	



④-2 森林・山村多面的機能発揮対策事業

〔担当：森林整備課〕

I 事業の概要

森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者、地域住民等が協力して実施する森林の保全活動や山村地域の活性化に資する取組に対して支援するものです。

II 令和6年度の実績

令和6年度は78団体が事業に取り組み、本事業の目的である、森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組が着実に実行されました。

主な活動区分ごとの実績は、地域環境保全タイプ 548.8ha、森林資源利用タイプ 39.3ha、森林機能強化 2,650mとなりました。

年度	主 な 活 動 実 績			活動組織 団体数
	地域環境保全 (里山林整備・ 侵入竹の除去等)	森林資源利用 (薪炭利用等の ための伐採等)	森林機能強化 (森林作業道の 開設等)	
H25	52 ha	97 ha	—	32
H26	716 ha	257 ha	—	86
H27	777 ha	266 ha	1,810 m	94
H28	812 ha	264 ha	1,372 m	99
H29	835 ha	143 ha	1,840 m	87
H30	946 ha	135 ha	4,720 m	94
R1	952 ha	181 ha	4,955 m	101
R2	844 ha	235 ha	3,004 m	94
R3	838 ha	252 ha	4,470 m	96
R4	772 ha	213 ha	1,970 m	85
R5	699 ha	69 ha	4,158 m	76
R6	549 ha	39 ha	2,650 m	78
累計	8,792 ha	2,151 ha	30,949 m	1,022

※活動組織団体数は、各年度の実施団体数であり重複する場合があります。

成果指標名	計画値	実績値	達成率
活動組織数	84	78	92.9%

III 取組の成果

本事業の実施を通して、従来荒廃していた里山林等の景観改善や、薪炭材など森林由来の資源の利用促進などの事例が多数みられました。

IV 令和7年度の対応

国の事業変更に伴い支援対象となる活動等を一部変更し、里山林整備や間伐材利用、地域外からの参加者を受け入れる環境整備の支援など、山村地域の活性化に引き続き取り組みます。なお事業名が「里山林活性化による多面的機能発揮対策」に変更されます。

令和6年度森林・山村多面的機能発揮対策事業 実施状況事例

No. 1

活動団体	荷軽部里山会（久慈市）3年目
事業内容 本活動組織は、森林所有者等を中心とした5名で構成されている。 令和6年度は久慈市荷軽部地区の森林11.0haにおいて、地域環境保全タイプ（里山林保全）による除間伐やしいたけ生産等を実施した。 これらの活動を通じて、里山の環境を保全するとともに、森林資源の活用によるしいたけ生産・販売活動等により、森林を利用した経済活動に努めている。	
 しいたけ生産	

No. 2

活動団体	下雪屋里山会（九戸村）3年目
事業内容 本活動組織は、森林所有者等を中心とした5名で構成されている。 令和6年度は、九戸村雪屋地区の森林3.0haにおいて地域環境保全タイプ（里山林保全）、3.4haにおいて森林資源利用タイプによる除間伐や木炭生産等を実施した。 また、 令和7年度以降においても、森林整備活動と併せて県北地域でも減少傾向にある木炭の生産活動を継続し活動を進めていくこととしている。	
 木炭生産用の原木伐採	



⑤「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組み

〔担当：林業振興課〕

I 事業の概要

県民向け施設等への県産木材活用の促進を図ることにより、県産木材の温もりや心地よさなどを感じてもらいながら、木材利用の意義や森林づくりへの理解醸成、環境整備の普及強化を図ることを目的に、県庁各部局による県民税を活用した木育推進につながる取組を募集しています。

II 令和6年度の取組実績

採択事業4件で事業を実施

（トーサイクラシックホール岩手（県民会館）への木製品導入、野外活動センターや青少年の家等への木製品導入、県立病院内保育所等への木製品整備等 詳細は別紙参照）

III 取組の成果

芸術文化施設や教育施設等において、県産木材製品を導入したことから、木育の推進や県産材利用促進へとつながる取組みとなり、県民が木に触れる機会を創出することができました。（事例は別紙参照）

IV 令和7年度の対応

令和7年度当初予算においても募集を行い、2部局にて3事業の実施を予定しています。

事業を通じて「いわての森林づくり県民税」の情報発信を強化することが課題であることから、事業実施施設において、県民税の普及啓発強化につながるよう、①県産木材や県民税のマーク（焼き印やシール）の掲出、②県民税パンフレットの配架、③県民税の普及啓発DVDの配付・放映、④マスコミへのプレスリリース、⑤お披露目会の開催等を行います。その他、可能な範囲でSNSやHPを活用した情報発信、園便りの発行等、独自の取組を行います。

令和6年度「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組

令和6年度当初予算庁内公募事業一覧

	部局	事業名	事業概要 (内容、対象経費等)
1	文スポ	【文化振興課】 岩手県民会館施設整備事業	無料休憩スペースへの木製品導入 テーブル 18 台、イス 30 脚、パンフレットラック1台
2	教育	【生涯学習文化財課(野外活動センター)】 野外活動センター施設整備費	木製ベンチ6基導入
3	教育	【生涯学習文化財課(岩手県立県北青少年の家)】 青少年の家整備費	からまつ広場における自然体験等野外講義スペースへの木製品導入(ベンチ 35 基、架台 70 台、テーブル2台)
4	教育	【生涯学習文化財課(岩手県立県南青少年の家)】 青少年の家整備費	芝生広場への木製ベンチ 12 基導入
5	医局	【医療局経営管理課】 岩手県立病院院内保育所等木製備品整備事業	県立病院院内保育所(9カ所)における木製玩具等の導入

※ 文スポ：文化スポーツ部 教育：教育委員会 医局：医療局

○ 岩手県民会館への木製品導入



○ 県立病院院内保育所への木製玩具の導入





⑥ いわて森のゼミナール推進事業

〔担当室課：森林整備課〕

I 事業の概要

森林・林業に対する理解の醸成を図るため、児童生徒をはじめ、広く県民の方々を対象として、森林・林業に関して学習する機会を提供します。

II 令和6年度の実績

1 森林環境学習会

小・中学校及び保育園等において、797名の児童・生徒等を対象に、森林インストラクター等の指導者による森林環境学習会を開催しました。

2 森林環境学習指導者研修会

指導者研修会を2回開催し、活動事例紹介や現地研修のほか、情報交換等を実施しました。

成果指標名	計画値	実績値	達成率
森林環境学習会参加者数（人）	500	797	159.4%

III 取組の成果

1 森林環境学習会

森林インストラクター等の指導により、児童・生徒等が森林の働きやその果たす役割を習得しました。

2 森林環境学習指導者研修会

指導者研修会を開催し、活動事例紹介、現地研修や情報交換等を通じて、県内各地における森林環境学習の活動を実践するリーダーの資質向上を図りました。

IV 令和7年度の対応

本県の森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、児童、生徒をはじめ、県民の森林環境保全に対する理解醸成の取組を継続する必要があります。

このため、令和6年度に引き続き、小・中学校等を対象とした森林環境学習会や地域活動を実践するリーダーのスキルアップを図る指導者研修会、情報交換会を開催していきます。

令和6年度森林学習会開催実績一覧

No.	実施日	新・継	実施校等名称	対象者	人数	内容
1	6/5	新規	一戸町立鳥海小学校	2 学年	5 名	樹木観察等
2	6/27	継続	奥州市立衣里小学校	5 学年	15 名	樹木観察等
3	6/28	新規	花巻市立大迫小学校	4 学年	16 名	樹木観察等
4	7/3	継続	盛岡市立下橋中学校	1 学年	54 名	樹木観察等
5	9/10	継続	二戸市立浄法寺小学校	4 学年	24 名	森のクラフト体験等
6	9/11	継続	大船渡市立越喜来小学校	3 学年	10 名	樹木観察等
7	9/13	新規	奥州市立若柳小学校	3 学年	14 名	森のクラフト体験等
8	9/17	新規	ハレルヤ保育園	年長児	24 名	樹木観察等、森のクラフト体験等
9	9/18	新規	盛岡市立城北小学校	2 学年	78 名	樹木観察等
10	9/25	継続	盛岡市立大慈寺小学校	3 学年	19 名	樹木観察等、森のクラフト体験等
11	9/26	新規	社会福祉法人滝沢市保育協会 大沢保育園	年長児	10 名	樹木観察等
12	9/26	新規	滝沢市立柳沢小学校	1～4 学年	11 名	樹木観察等、森のクラフト体験等
13	9/30	継続	八幡平市立安代中学校	全学年	47 名	樹木観察等
14	10/1	継続	盛岡市立羽場小学校	2 学年	14 名	樹木観察等
15	10/2	新規	盛岡中央高等学校附属中学校	中学 1 学年	13 名	森のクラフト体験等
16	10/3	継続	久慈市立夏井小学校	1～4 学年	7 名	森のクラフト体験等
17	10/10	継続	宮古市立山口小学校	5 学年	32 名	樹木観察等
18	10/10	継続	宮古市立崎山小学校	1 学年	14 名	樹木観察等
19	10/15	新規	社会福祉法人鶴山記念会りん ごの森保育園	年長児	17 名	森のクラフト体験等
20	10/15	継続	大船渡市立赤崎小学校	5 学年	22 名	樹木観察等
21	10/24	継続	奥州市立真城小学校	1 学年	31 名	樹木観察等
22	10/25	新規	盛南ひまわり保育園	年長児	40 名	樹木観察等
23	10/25	新規	北川保育園	年長児	6 名	樹木観察等
24	11/1	継続	岩泉町立釜津田小学校	全学年	7 名	森のクラフト体験等
25	11/1	新規	社会福祉法人吉祥会幼保連携型 認定こども園北高田こども園	年長児	40 名	樹木観察等
26	11/5	継続	遠野市立鱒沢小学校	全学年	18 名	森のクラフト体験等
27	11/8	継続	大船渡市立綾里小学校	5 学年	10 名	樹木観察等
28	11/13	継続	宮古市立磯鶏小学校	1・2 学年	91 名	樹木観察等
29	11/15	継続	金ヶ崎町立第一小学校	1・2 学年	42 名	森のクラフト体験等
30	1/22	新規	一関市立巖美小学校	1 学年	12 名	森のクラフト体験等
31	2/28	新規	一関市立千厩小学校	5 学年	54 名	樹木観察等
合 計					797 名	

※継続・新規の別は前年度との比較によるもの

令和6年度森林環境学習指導者研修会（指導者研修）実績一覧

No.	開催日	市町村	開催場所	人数	研修内容
1	1/25	盛岡市	盛岡市遺跡の学び館	19	座学及び実習等

令和6年度森林環境学習指導者研修会（情報交換会）実績一覧

No.	開催日	市町村	開催場所	人数	研修内容
1	1/25	盛岡市	盛岡市遺跡の学び館	19	活動事例紹介、意見交換及び情報交換等

令和6年度いわて森のゼミナール推進事業 実施状況事例

活動団体	特定非営利活動法人 環境パートナーシップいわて
活動名	森林環境学習会・指導者研修会
事業費	4,870,000 円

事業内容

1 森林環境学習会

令和6年度は、小中学校等において31回、797人を対象に樹木観察等や木工・クラフト体験等の森林環境学習会を開催し、森林・林業に関して学習する機会を提供した。



樹木観察等（盛岡市）



木工・クラフト体験等（一関市）

2 森林環境学習指導者研修会

令和6年度は、指導者研修会を2回開催し、県内各地において森林環境学習の活動を実践するリーダーのスキルアップ及び相互の連携を図るため、活動事例紹介や現地研修のほか、情報交換等を行った。



指導者研修会の様子（盛岡市）



情報交換会の様子（盛岡市）



⑦ 森林公園機能強化事業

〔担当室課：森林保全課〕

I 事業の概要

広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育拠点施設である森林公園の機能強化を実施します。

II 令和6年度の実績

1 施設整備

利用者が森林を散策しやすくするため、森林整備を行ったほか、多様な年齢層の利用拡大を図るため、木製玩具の補充等を行いました。

【令和5年度（繰越）施設整備実績】

公園名	区分	内容	事業費 (千円)
千貫石	屋外	森林整備(間伐 2.7ha)	3,328
計			3,328

【令和6年度施設整備実績】

公園名	区分	内容	事業費 (千円)
県民の森	学習施設	木製玩具補充等	37
大窪山	学習施設	木製玩具補充等	37
計			74

【施設整備状況】



森林整備（間伐）

【千貫石】



木製玩具補充等

【県民の森】



木製玩具補充等

【大窪山】

2 広報活動

各森林公園の整備状況のほか、四季折々の見どころやイベント等のお知らせについて、県のホームページやSNS等により情報発信を行いました。

III 取組の成果

森林整備により林内の見通しが良くなったことで、利用者が安心して散策できるようになったほか、木製玩具の補充等により、多様な年齢層の利用者が安全に楽しく木とふれあうことができる環境が整備されました。

Ⅳ 令和 7 年度の対応

令和 7 年度においても、森林公園の機能強化に向けて、以下の施設整備等を計画的に進めるとともに、県の SNS 等により広く県民に対し森林公園の魅力の発信に努めるなど、利用者の増加に向けて取り組んでいきます。

【令和 6 年度（繰越）施設整備計画】

公園名	区分	内容	事業費 (千円)
県民の森	学習施設	チップサイロ更新（1 基）	13,921
計			13,921

【令和 7 年度施設整備計画】

公園名	区分	内容	事業費 (千円)
県民の森	屋外	森林整備（支障木伐採）	2,172
滝沢	屋外	森林整備（支障木伐採）	2,940
千貫石	屋外	森林整備（間伐 6ha）	4,755
共通	学習施設	木製玩具補充等	137
計			10,004



⑧ いわて森林づくり推進人材育成事業

〔担当室課：森林整備課〕

I 事業の概要

地域における森林整備活動を推進するため、森林の整備・保全等に関する幅広い専門知識と技術を有し、地域に根ざして関係者の合意形成等を図る人材を「いわて森林づくりコーディネーター」として認定し、その自主的な活動を促進することにより、森林の有する公益的農の維持増進を図ります。

II 令和6年度の実績

1 研修等の開催

地域の森林整備活動の核となることが期待される者を対象として、下記研修を開催しました。

成果指標名	計画値	実績値	達成率
研修開催数（回）	1	1	100.0%
研修参加者数（新規）（人）	14	15	107.1%

(1) 集合研修

研修名	開催日	参加者数（人）		
		新規	継続	計
環境重視の森林づくり研修（前期）	R6. 7. 2～3	15	0	15
環境重視の森林づくり研修（後期）	R6. 8. 6～7	15	1	16
森林づくり活動実践研修（前期）	R6. 10. 9～10	14	1	15
森林づくり活動実践研修（後期）	R6. 11. 14～15	13	2	15
コミュニケーション・ファシリテーション研修（前期）	R6. 7. 1	15	0	15
コミュニケーション・ファシリテーション研修（後期）	R6. 8. 5	15	1	16
森林づくり活動安全講習	R6. 10. 10～11	14	1	15
フォローアップ研修	R6. 9. 24	12	－	12



環境重視の森林づくり研修（矢巾町）



森林づくり活動安全講習（矢巾町）

(2) 派遣研修（派遣に要する経費の負担）

研修名	参加者数（人）		
	新規	継続	計
地域林政アドバイザー研修（前期・後期）	0	7	7
伐木等業務従事者特別教育	4	0	4
刈払機作業従事者安全衛生教育	4	0	4

2 いわて森林づくりコーディネーターの認定

すべての研修課程を修了し、かつ、所定の要件を満たした9名を「いわて森林づくりコーディネーター」に認定しました。

いわて森林づくりコーディネーター認定者数

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
6	9	13	9	37

Ⅲ 取組の成果

コーディネーターは、それぞれの立場（森林組合、地域団体、振興局等）に所属しながら、研修で得た知識やスキルを活かして森林所有者等からの相談に対応するなどの活動を行いました。

Ⅳ 令和7年度の対応

いわて森林づくりコーディネーター育成研修は令和6年度で終了しましたので、今後は、いわて森林づくりコーディネーター認定要領に定める研修等を修了した方を対象として、認定・登録事務を行います。

また、認定したコーディネーターを対象とした「フォローアップ研修」を、引き続き開催します。



⑨ いわての森林づくり普及啓発事業

〔担当室課：林業振興課〕

I 事業の概要

森林の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取り組み等について、森林所有者や県民に対し周知・情報発信し、事業の推進や森林づくりに係る関心を高めるとともに、県民税の取り組み等について認知度向上を図ります。

II 令和6年度の実績

令和6年度における県民のいわて森林づくり県民税の認知度は **49.4%**となりました。

1 いわて森林づくり県民税の認知度向上に向けた取組

(1) チラシの作成・配付

いわての森林づくり県民税を財源とする事業内容及び制度の周知を図るため、森林所有者向けと一般県民向けの2種類のチラシを作成・配布しました。



(一般向け)



(森林所有者向け)

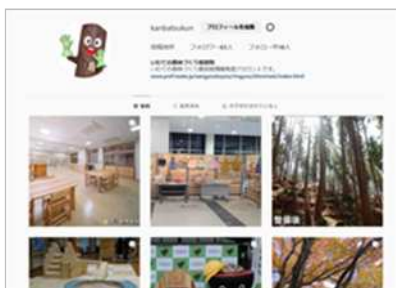


(2) SNSによる情報発信

X と Instagram を通じて情報発信を行いました。



(公式 X)



(公式 Instagram)

III 取組の成果

森林所有者にチラシを配布したところ、事業の内容に関する多くの問合せをいただいております。PR効果が拡大することで「いわて環境の森整備事業」の施工地確保につながることが期待されます。

IV 令和7年度の対応

令和7年度も引き続き、県産木材活用や森林公園機能強化などの取組の周知と併せ、イベント等の機会を通じ情報発信することにより、一層の認知度向上を図っていきます。



⑩ 高田松原津波復興祈念公園管理運営費

〔担当室課：県土整備部都市計画課〕

I 事業の概要

令和5年6月4日に開催した第73回全国植樹祭の一般招待者記念植樹の植栽木について、保育管理のため、下刈りを行い、全国植樹祭のレガシーとして継承していきます。

II 令和6年度 of 取組実績・成果

全国植樹祭の植栽木を保育管理するため、年2回の下刈りを実施しました。

- ・国営西エリアのうち6,826.09 m²



下刈り実施前



下刈り実施後

III 令和7年度 of 取組

引き続き、植栽木を保育管理するため、年3回の下刈りを実施し、全国植樹祭のレガシーとして継承していきます。



⑪ 事業評価委員会運営費

〔担当：林業振興課〕

I 事業の概要

「いわての森林づくり県民税事業評価委員会（以下「委員会」という。）」は、岩手県附属機関条例に基づき、いわての森林づくり県民税条例(平成17年岩手県条例第79号)第1条に規定する森林環境の保全に関する施策の内容を県民に明らかにし、透明性の確保を図るため設置されています。

現在の委員会は、委員10名で組織され、任期は令和8年11月18日までとなっています。

当事業は、この委員会を運営するための事業です。

1 委員会の所掌事項

- (1) 施策を調査審議すること
- (2) 県民参加の森林づくり促進事業に係る企画書を調査審議すること
- (3) 施策を評価すること
- (4) 施策に関する提言をすること

II 令和6年度の実績

1 令和6年度の委員会等開催状況

委員会を6回（うち現地調査1回）実施しました。

回数	開催日	主な議事内容
1	令和6年 6月6日	- 令和5年度いわての森林づくり推進事業の実績について - 令和6年度県民参加の森林づくり促進事業企画採択に係る意見聴取について（2次募集分）
2	令和6年 7月30日	現地調査（岩手町、滝沢市、アイーナ） 若齢林及び森林環境再生造林施工地、庁内公募木育施設の視察
3	令和6年 9月24日	第4期終了後のいわての森林づくり県民税のあり方について
4	令和6年 11月27日	- 委員長等の選出について - 第4期終了後のいわての森林づくり県民税のあり方について
5	令和7年 2月14日	- 令和7年度いわての森林づくり県民税の取組概要について - 県民参加の森林づくり促進事業における企画募集要項の見直しについて 「いわての森林づくり県民税」の今後のあり方について
6	令和7年 3月27日	- いわて環境の森整備事業モニタリング調査報告について - いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林）における採択基準の見直しについて - 令和7年度県民参加の森林づくり促進事業企画採択に係る意見聴取について 「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について

Ⅲ 取組の成果

委員会においては、事業実施上の内容確認や助言、事業成果の県民へのPR方法など、施策に関する様々な提言が出されたほか、県民参加の森林づくり促進事業企画採択に係る意見聴取においては、効果的な普及や安全な活動などに関する意見等が出され、企画採択の可否の際の参考としました。

委員会では、整備が遅れている若齢林分と森林環境再生造林施工地の現地調査を行うとともに、森林・林業を取り巻く情勢の変化や県民の意向を踏まえ、第4期終了後の県民税のあり方の意見交換を重ねながら、「いわての森林づくり県民税」の今後の基本的方向について、委員会としての提言書を取りまとめました。

Ⅳ 課題に対する令和7年度の対応

1 事業評価委員会運営費

予算額 6,928 千円

2 令和7年度の委員会開催予定

期間の途中でも必要に応じて取組内容を見直すこととしており、引き続き、委員から施策に関する様々な御意見をいただくこととしています。

回数	開催日	主な内容（予定）
1	令和7年 6月13日	- 令和6年度いわての森林づくり推進事業の実績について - 令和7年度県民参加の森林づくり促進事業企画採択に係る意見聴取（2次募集分）
2	令和7年 9月頃	取組状況の報告及び取組内容等に係る意見交換
3	令和7年 10月頃	- 現地調査 - 取組状況の報告及び取組内容等に係る意見交換
4	令和8年 1月頃	- 取組状況の報告及び取組内容等に係る意見交換 - 令和7年度の取組内容等に係る意見交換
5	令和8年 3月頃	- 取組状況の報告及び取組内容等に係る意見交換 - 令和8年度いわての森林づくり推進事業の概要について - 令和8年度県民参加の森林づくり促進事業企画採択に係る意見聴取（1次募集分）

4 令和7年度いわての森林づくり推進事業の予算について

「いわての森林づくり県民税」の制度
 ○課税期間 5年間（令和3年度～7年度）
 ○課税額 個人：年額1,000円
 法人：年額2,000円～80,000円
 ○令和7年度税込額見込 739,902千円



令和7年度
 基金積立金（予算額）
 739,902千円

1 事業費

（単位：千円）

事業名	R6 当初 A	R7 当初 B	差引 B-A
(1) いわて環境の森整備事業	996,395	600,152	△396,243
(2) 花粉症対策等採種園整備事業	14,566	4,719	△9,847
(3) 林野火災予防対策事業費	8,886	6,955	△1,931
(4) 県民参加の森林づくり促進事業	52,109	54,112	2,003
うち県民参加の森林づくり促進事業	(31,741)	(33,887)	(2,146)
うち里山林活性化による多面的機能発揮対策事業	(20,368)	(20,225)	(143)
(5) 木育の推進等につながる県産木材の活用	14,389	6,000	△8,389
(6) いわて森のゼミナール推進事業	5,021	5,197	△176
(7) 森林公園機能強化事業	13,998	10,004	△3,994
(8) いわて森林づくり推進人材育成事業	2,870	0	△2,870
(9) いわての森林づくり普及啓発事業	1,426	1,426	0
(10) 高田松原津波復興祈念公園管理運営費	5,339	8,406	3,067
(11) 事業評価委員会運営費	4,771	6,928	2,157
合 計	1,119,770	703,899	△415,871
いわての森林づくり基金積立金	721,295	739,902	18,607

2 令和7年度 事業内容

区分	事業名 〔担当課〕	事業内容	数量等（予定）
森林との共生	(1) いわて環境の森整備事業 〔林業振興課 ・森林整備課〕	森林の持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、針葉樹と広葉樹の混交林化を進める強度間伐や、伐採跡地への植栽のほか、公益上重要な森林の整備に必要な作業道の開設、気象被害を受けた森林の整備等を支援	・混交林誘導伐 600ha ・ナラ林健全化 70ha ・アカマツ広葉樹林化 54ha ・森林環境再生造林 300ha ・被害森林再生 5ha ・枯死木除去 86 m³ ・作業道整備 1,500m
	(2) 花粉症対策等採種園整備事業 〔森林整備課〕	花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉の少ないスギ等の苗木の安定供給に必要な採種園の整備を実施	・花粉症対策スギミニチュア採種園造成 植栽 1.4ha ・カマツ採種園造成 植栽 2.2ha (岩手県林業技術センター林木育種場内)
	(3) 林野火災予防対策事業費 〔森林整備課〕	林野火災から県民共通の財産である森林を守るため、林野火災を未然に防ぐための広報宣伝活動を行うとともに、地域で取り組む防火活動を支援	・テレビ・ラジオCM・ソーシャルメディアによる予防宣伝活動 ・ボランティアによるパトロール支援（盛岡地域を予定）、路網マップ整備（岩泉地域を予定） ・コンビニエンスストアへのチラシ配架・ポスター掲示
	(4)-① 県民参加の森林づくり促進事業 〔林業振興課〕	県民の森林づくりへの参加促進と森林保全への理解醸成を図るため、県民による森林環境保全活動を支援 全国植樹祭のレガシーを継承する「いわての森林の感謝祭」を開催。	・森林整備活動 20 団体（うち緩衝帯整備 10 団体） ・森林の整備を行う多様な人材育成 5 団体 ・森林環境学習 18 団体 ・県産材利用促進 1 団体 - 計 44 団体
	(4)-② 里山林活性化による多面的機能発揮対策事業 〔森林整備課〕	森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者や地域住民が共同で行う森林の保全活動や山村地域の活性化などの取組を支援	・里山林整備、路網の補修活動 80 団体活動予定 （「県民参加の森林づくり促進事業」の一部に位置付け）
	(5) 「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組 〔県庁各部局〕	木材利用の意義や森林づくりへの理解醸成を図るため、県民税を活用し、部局横断で県民向け施設等における県産木材の利用を推進	・県庁保育所内「うちまる保育園」（木製品） ・県立図書館（木製書架） ・二戸地区特別支援学校図書室（木製品導入） 2 部局 3 件
	(6) いわて森のゼミナール推進事業 〔森林整備課〕	森林・林業に対する理解の醸成を図るため、児童生徒をはじめ、広く県民の方々を対象として、森林・林業に関して学習する機会を提供	・森林環境学習会 25 回 ・指導者研修会 2 回 ・Jークレジット制度普及促進セミナー 1 回
	(7) 森林公園機能強化事業 〔森林保全課〕	広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育の拠点施設である森林公園の機能強化を実施	○木育スペースでの使用により破損した木製おもちゃの補充等を実施。 ○支障木除去等を目的とした森林整備の実施

区分	事業名 〔担当課〕	事業内容	数量等（予定）
	(8) いわて森林づくり 推進人材育成事業 〔森林整備課〕	—	—
	(9) いわての森林づくり 普及啓発事業 〔林業振興課〕	県民の森林づくりに係る関心を高めるとともに、県民税の認知度向上を図るため、森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、県民に対して情報を発信	・普及啓発用チラシ作成（一般用 4,000 部、森林所有者用 6,000 部） ・学習支援パンフ増刷配布
	(10) 高田松原津波復興 祈念公園管理運営費 〔都市計画課〕	第 73 回全国植樹祭で植栽した一般招待者記念植樹の植栽木について、下刈り等の植栽管理	・下草刈り（年 3 回） ・ 6,826.09m²
	(11) 事業評価委員会運営費 〔林業振興課〕	いわての森林づくり県民税を財源として行う施策の内容を県民に明らかにし、透明性の確保を図るために設置している事業評価委員会を運営	・評価委員会運営経費（委員会 5 回、現地調査 2 回開催予定） ・県民意識アンケート調査



いわ
ての  づくり
県民税
SINCE 2006

令和7年6月13日
第1回いわての森林づくり
県民税事業評価委員会
資料No.2-1

令和7年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画応募団体一覧表【2次募集分】

資料No.	応募数	団体所在地	事業区分	実績回数	団体名	事業名	企画応募額(円)		参加予定者数(人)
							R6	R7	R7
1	1	北上市	森林環境学習	4	きたかみ里山クラブ	里山遊び場「雷神の森づくり」事業	719,556	694,880	170
2	2	大槌町	森林環境学習	4	特定非営利活動法人 吉里吉里国	森と共に生きる地域づくり～大槌の森を知る・学ぶ・活かす	1,000,000	1,000,000	130
3	3	普代村	森林環境学習	1	NPO法人地球の仕事大学 つちのご保育園	「つちのご森フェス」開催と森林整備事業	1,000,000	1,000,000	170
計							2,719,556	2,694,880	470

令和7年度 県民参加の森林づくり促進事業企画募集意見聴取要領

（目的）

第1 この要領は、令和7年度県民参加の森林づくり促進事業の補助対象団体等の企画の充実を図るため、いわての森林づくり県民税事業評価委員会（以下「委員会」という。）において実施する意見聴取について、必要な事項を定めるものとする。

（意見聴取の方法等）

第2 意見聴取は、県民参加の森林づくり促進事業企画概要書、企画書及び関係書類に基づき、委員会に対し、実施するものとする。

- 2 委員会の意見聴取に当たっては、次に掲げる事項について意見聴取を行うものとする。
ただし、（4）のその他の事項については、改善点又は疑問点の意見がある場合とする。

（1）目的合致

森林への理解が深まるとともに、森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。

（2）波及効果

地域内外への波及効果等が見込まれるか。

（3）企画の充実や改善点

（4）その他の事項

ア 整合性

団体の活動内容が別表に掲げる活動内容の趣旨に合致しているものであること。

イ 自主性

地域住民等の自主的な取組となっていること。

ウ 具体性

事業計画が実行可能な方法、計画及び予算等で立案されていること。

（採択結果通知）

第3 知事は、委員会の選定結果を踏まえ、企画採択する事業を決定し、団体に通知するものとする。

- 2 事業として採択された場合であっても、委員会意見等を踏まえ、採択条件を付すことがある。

(目的)

第1 この要領は、別表県民参加の森林づくり促進事業(以下「事業」という。)を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2 この事業は、県民自らが地域で主体的に取り組む別表記載の活動を支援し、県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画を促進するものである。

(県の助成)

第3 広域振興局長は、事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)、県民参加の森林づくり促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)、その他関係規程に基づき補助する。

(事業の企画募集)

第4 知事は、別に定める県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領(以下「募集要領」という。)に基づき、事業の企画募集を行う。

2 別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、原則として事業実施後1年以内に市町村森林整備計画が変更され公益林になることが見込まれる箇所を整備対象とする企画書にあっては、市町村長がその旨を証する書面を添付するものとする。

(応募手続)

第5 応募を希望する団体(以下「応募団体」という。)は、募集要領に基づき、企画書を所管の広域振興局長に提出するものとする。

2 広域振興局長は、提出のあった企画書について、当該内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。なお、別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、整備対象森林の区分を併せて確認するものとする。

(審査、決定)

第6 知事は、別に定めるいわての森林づくり県民税事業評価委員会における企画書の選定に係る審議結果を踏まえ、採択する企画書を決定し、その結果に応募団体へ通知する。なお、応募団体に通知する際は、広域振興局長を通じて行うものとする。

(補助金交付決定報告)

第7 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(完了確認)

第8 広域振興局長は、要綱に定める事業実績書の提出があったときは、書類検査及び現地検査を行うものとする。

(実績報告)

第9 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金を交付したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月10日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成20年3月31日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

活動区分		活動内容	備考
1 森林をつくる活動	(1) 森林整備活動	① 未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ② 上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動	左記(1)の活動における対象森林は、市町村が行う緩衝帯整備を除き、県内の民有林のうち、公益林(市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林)及び原則として事業実施後1年以内に市町村森林整備計画が変更され公益林になることが見込まれる箇所とする。 ただし、里山林の環境整備に向けて森林整備活動を行う場合、附带的に行われる公益林以外での藪の刈払い等も対象活動に含める。 左記(1)の活動のうち、市町村が行う緩衝帯整備の対象森林は、民有林のうち、私有林であり、下記条件を全て満たすものとする。 ア 藪化しており、過去にクマ等野生動物の出没が確認される等、人的・物的被害の発生の恐れがある森林及びこれら森林と併せて一体的に整備する必要がある箇所 イ 1か所あたり原則0.1ha以上の区域で、林縁部からの幅(奥行)はおおむね30m以内 ウ 当該箇所に隣接する森林以外の箇所を事業面積に含める場合は、その部分が全体面積の3割を超えないこと エ 対象行為は、見通し確保のために必要となる下刈、除伐、枝打ちとし、原則、地域住民への説明会等を実施すること
	(2) 森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動	
2 森林の手入れを行う多様な人材育成活動	人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等を対象とした森林施業等の研修活動	森林施業等の研修活動の対象は、森林所有者のほか、森林ボランティアや活動団体等とする。
3 森林を学び、活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動	森林環境学習は、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とする。

4 森林資源を活かす活動	循環型社会形成のための県産材利用活動	① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 ② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動	左記における県産材とは、原則として、岩手県内の森林で伐採された原木を、岩手県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板等とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認したものとする。 左記①における教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とする。 左記②における公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とする。
--------------	--------------------	--	--

令和7年度県民参加の森林づくり促進事業（2次募集）企画募集要領

1 募集趣旨

県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、県民の皆さんが取り組む森林整備活動や森林環境学習活動等を支援しています。

県民の皆さんのアイデアと主体的な参加による活動についての企画を募集します。

2 募集対象活動

(1) 対象となる活動（表-1）

募集する活動の分類		補助率	補助上限	対象団体
1 森林をつくる活動				
(1)森林整備活動※1	①未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ②上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動 《例》NPO団体や地域住民による間伐等の森林整備企業による森づくりボランティア活動	10/10以内	100万円	市町村 各種団体※5 NPO団体 県内に事務所又は事業所を有する法人
(2)森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動			
2 森の手入れを行う多様な担い手を育成する活動				
人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等※2を対象とした森林施業等の研修活動 《例》新たな森林整備ボランティア団体を育成するための研修会の開催	10/10以内	100万円	
3 森林を学び活かす活動				
県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動※3 《例》 ・学校林等での森林整備等を通じた森林環境学習 ・森林環境学習の一環として実施する木工教室※4、しいたけ植菌体験、炭焼体験等の体験学習や関連学習会の開催	10/10以内	100万円	
4 森林資源を活かす活動				
循環型社会形成のための県産材利用活動※6	①小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設※7における木材・木材製品などの県産材※8利用促進活動 ②木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設※9における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 《例》 ・地元で製材加工した地元材による木製品を教育施設に設置し、児童生徒を対象とした森林環境学習会を開催 ・県産材で製作したテーブルや椅子を公民館などに設置し、地域住民を対象とした森林環境学習会を開催	1/3以内	100万円	①は市町村 各種団体※10 ②は市町村

【対象となる活動（表－１）の注意事項】

【森林整備活動関係】

- ※１ 活動の対象森林は、県内の民有林のうち公益林（市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林）及び公益林になることが見込まれる箇所とします。（原則として事業実施後１年以内に該当する市町村の森林整備計画が変更されること。なお、実施団体は、市町村長がこの旨を証する書面を企画書に添付すること。）

里山林の環境整備に向けて森林整備活動を行う場合、附带的に行われる公益林以外での藪の刈払い等も対象活動に含めることができます。

ただし、当該年度に他の補助事業が導入される森林は対象外とします。

【人材育成関係】

- ※２ 森林所有者のほか、森林ボランティアや活動団体等とします。

【森林環境学習関係】

- ※３ 本事業でいう森林環境学習とは、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とします。
- ※４ 木工教室での製作物は「本立て」や「巣箱」等の簡易なものとし、参加者一人当たりの材料費は別表の金額を上限とします。
- ※５ 各種団体とは、非営利の団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限ります。
- ※６ 本活動は、単なる県産材木製品の設置ではなく、森林環境学習や普及啓発活動と一体的に行い、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。

《森林環境学習や普及啓発活動の展開について》

森林環境学習や普及啓発活動の実施に当たっては、上記取組のほか、いわての森林づくり県民税普及啓発ＤＶＤの視聴やパンフレットの配布、木製品等への県民税活用事業であることの表示、設置施設における木材利用の意義に関するパネル等の設置、お披露目会やマスコミへのプレスリリースなど、多様な手法により県民へのＰＲを行ってください。

- ※７ 教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とします。
- ※８ 本事業でいう県産材は、県内で伐採された原木を、県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング※とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認した木材とし、併せて品質が確認された木材とします。

また、木工教室で使用する木材は、県内の森林から伐り出され、加工されたことを製材所等により証明されたものであれば可とします。

※ フローリングは、止むを得ない事情により、県内の森林で伐採された原木を、県外で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング並びに県内の森林で伐採された原木を原材料として５０％以上用いて県内で加工した丸太及び製材品から生産された集成材、合板及びフローリングを含むものとします。

- ※９ 公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とします。

※10 「4 森林資源を活かす活動」①の活動の応募団体は、市町村、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条に定める公益法人、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に定める社会福祉法人及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に定める学校法人に限ります。

（２）対象外の活動

- ① 既に他の機関等から補助・助成等を受けている、又は受ける予定のある活動。
- ② 他の事業等で導入した施設の更新に該当する活動。
- ③ 施設の整備に該当する活動。ただし、以下のものは対象とします。
 - ア いわたの森林づくり県民税の事業効果等を周知・啓発するための看板の設置
 - イ 「4 森林資源を活かす活動」で実施する、教育施設や公共的施設への木材・木材製品等の設置
- ④ 特定の者の利益になると認められる活動。
- ⑤ 政治的又は宗教的宣伝を目的として行うと認められる活動。
- ⑥ 安全対策等が不十分と認められる活動。
- ⑦ その他、当該事業としてふさわしくないと認められる活動。

3 事業実施期間

補助金交付決定の日から令和 8 年 3 月 20 日まで

4 応募対象団体

市町村、各種団体（団体の組織、運営等に関する規約があり、定期総会を開催する非営利団体）、NPO 団体、県内に事務所又は事業所を有する法人

5 補助対象経費等

（１）補助対象経費

以下のとおりです。ただし、採択の際に条件等を付す場合があります。

（表－２）

費 目	内 容
賃 金	外部補助員賃金等
報 償 費	外部専門家謝金等
旅 費	外部専門家旅費等
需 用 費	消耗品費、資料印刷費、燃料費等
役 務 費	通信運搬費、傷害保険料等
委 託 料	委託料
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機材借上料等
原 材 料 費	苗木代、木材代等
備品購入費	機械機具等購入費

留意事項は別表（補助対象経費）のとおり

（２）補助対象外となる主な経費

- ① 活動団体構成員への金銭の支払と認められる経費
- ② 活動参加者への賃金、謝金、旅費、宿泊料及び報償費
- ③ 取得単価が 5 万円を超える物品及び備品の購入（5 万円超過分は団体等の負担）

- ④ 活動場所となる森林の所有者に対する謝礼及び土地使用料

※（別表）補助対象経費も併せてご確認ください。

（３）留意事項

- ① 賃金及び報償費は別表の金額を上限とし、上限超過分は団体の負担となります。
- ② 看板等の設置は、県民への効果的な周知が図られるものとし、華美又は高価なものとせず、間伐発生材料の活用等、経済的、効率的な設置に努めてください。
- ③ 用具用品類及び機械機具類は、使用頻度が年に数回程度の場合、原則として借り入れ（使用料及び賃借料）としてください。
- ④ 森林整備活動で産出された林産物を薪や木炭として搬出する場合は、放射性物質検査を実施し、安全性を確認してください。（参考：「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成 23 年 11 月 2 日付け林野庁通知）
- ⑤ 市町村が実施主体の場合は、企画概要書に森林環境譲与税を財源として活用しない理由を記載してください。

6 補助率

- （１） 1／3 以内（上記 2(1)の表－１中「４森林資源を活かす活動①②」）
- （２） 10／10 以内（同「４森林資源を活かす活動①②」以外）

7 補助額

定額〔１団体あたりの上限は100万円〕

ただし、企画内容審査等の結果、経費の一部を査定する場合があります。

8 企画の応募

（１）応募期間

令和 7 年 4 月 11 日（金）から令和 7 年 5 月 14 日（水）まで

（２）応募書類

以下の様式は全て A 4 版縦の用紙を使用してください。

- ①【様式第 1 号】令和 7 年度県民参加の森林づくり促進事業企画書について
- ②【様式第 2 号】企画概要書
- ③【様式第 3 号】企画書
- ④【様式第 4 号】団体の概要 ※市町村が応募する場合は不要
- ⑤【様式第 5 号】同意書 ※活動内容によっては不要
- ⑥【その他】団体の P R 資料やパンフレット等活動内容、活動実績等に関する資料

（３）書類の提出先

応募団体の住所地を管轄する各広域振興局林務部又は農林振興センター、岩泉林務出張所

9 企画書の審査

提出された企画概要書、企画書は、以下の基準により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会で審査します。

審査の過程において、追加資料の提出等を依頼する場合があります。（その際の費用は、各団体の負担となります。）

（１）整合性

企画内容は、当事業の目的、趣旨に合致しているか。

（２）自主性

地域住民等の自主的な取組となっているか。

（３）具体性

事業が実行可能な計画、方法、予算等で立案されているか。

（４）効果性

活動参加者等の森林への理解や森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。

地域の内外への波及効果が見込まれるか。

10 企画の採否及び通知

採否は「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の意見等を踏まえ、県が決定します。
結果は応募団体に通知します。

11 補助金の交付申請及び補助対象経費

事業実施に要する補助を受ける場合には、別途補助金交付申請手続きが必要となり、補助金交付決定後から使用する経費が補助対象となります。（交付決定前に使用した経費は団体負担）

12 事業の周知等

- （１）事業の広報媒体には、「いわての森林づくり県民税」を活用した事業であることを必ず明記してください。
- （２）事業実施の際、活動参加者への説明やマスコミ等から活動内容について取材を受けたときは、「いわての森林づくり県民税」を活用して事業を実施している旨を周知してください。（事業終了後も地域の内外にPR効果が波及するよう努めてください。）
- （３）継続して事業を行っている団体は、新たに活動に参加する人を増やすよう努めてください。

【周知の例】

- ・市町村広報紙等による事業内容の周知、参加者募集、報道機関等への情報提供。
- ・チラシや製作木工品等に「いわての森林づくり県民税」活用事業と表示。
- ・活動の際に「いわての森林づくり県民税」活用事業と周知、会場内への看板等の掲示。
- ・活動時に撮影する集合写真等にのぼり旗を活用し、団体の会報等に掲載。

いわての森林づくり県民税PR用のロゴマークを作成していますので、団体広報紙、看板、広報等に積極的に活用してください。（電子データが必要な場合は提供します。）



「この活動は、「いわての森林づくり県民税」を活用して実施しています。」

また、各種活動の際の県民税PR用の「のぼり旗」を希望する団体に貸し出しますので、積極的な活用をお願いします。



13 安全対策の徹底

- (1) 活動参加者の安全対策には、万全を期すこととし、特に児童生徒が参加する活動の際は保護具着用の徹底等、事故の防止に最大限の注意を払ってください。
- (2) 活動に際しては、特別の理由がない限り傷害保険等へ加入してください。
- (3) 森林内や屋外等で活動する際は、事前に現場の点検を実施するとともに、ヘルメット等の保護具を着用してください。
また、危害を加える恐れのある野生生物の状況確認等に努めてください。
- (4) 労働安全衛生規則等に定める安全講習等が必要な機械機具類を使用する場合は、事前に安全講習等を必ず受講し、安全に事業が実施できる体制を整えてください。
- (5) 森林整備活動等においてチェーンソーによる伐木等作業を行う場合は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（厚生労働省）を踏まえ、参加者の安全確保対策・事故防止対策を徹底してください。
- (6) 活動参加者の健康状態の確認、服装・装備の点検を行ってください。
- (7) 安全対策参考資料等（ホームページ）

【公益社団法人国土緑化推進機構】

子どもたちと森のステキな出会いのために ～森林体験学習活動を安全に行うためのQ&A～

【森づくり安全技術・技能全国推進協議会】

森づくり安全技術マニュアル 等

(別表) 補助対象経費

費 目	内 容	留 意 事 項
賃 金	外部補助員の雇用に係る賃金	① 1人1日当たり 11,000円を上限とする。 ② 賃金の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ③ 散策路や登山道整備に係る賃金は、補助対象外とする。(森林整備に必要な最小限の作業道補修に係る賃金は対象とする)
報償費	外部専門家謝金等 (講師、技術指導者等)	① 1人1時間当たり4,100円を上限とする。 ② 外部専門家は、原則として県内の者に限り補助対象とする。 ただし、上下流の住民団体等が連携して行う活動で他県にまたがる場合や隣県の方が安価となる場合又は、活動に必要な知識・経験や技術を有する者が県内に居ない場合であって、事業の目的及び内容から隣県者でなければならない理由が認められる場合は、この限りではない。 ③ 外部専門家を必要とする場合は、企画書に必要理由及び外部専門家の所属・職・氏名を記載すること。 ④ 間伐や枝打ち等の作業に係る外部技術指導者謝金は、上記上限のほか、1人1日当たり11,000円を上限とする。 ⑤ 活動参加者等へのお土産や記念品等の経費は、対象外とする。
旅 費	外部専門家旅費等 (講師、技術指導者等)	外部専門家の旅費については、上記報償費②と同様の扱いとする。
需用費	消耗品費(事業に必要な機材・用具、事務用品等)、資料印刷費、燃料費(事業に必要なチェーンソーや刈払機等の機材燃料費)等	① ヘルメットは、計画内容等から判断し、使用頻度の高い場合に補助の対象とするが、50,000円を上限とする。なお、ヘルメットには「いわての森林づくり県民税活用事業」等と表示すること。 ② 活動参加者等への粗品代、自家用車燃料費(他と区別が困難なもの)、木工教室の工具セット類、茶菓等の食糧費は、対象外とする。 ③ 林内作業用機材には、植物等由来成分の燃料の使用に努めること。 ④ 使用頻度が低い物品、補助事業以外に汎用性がある物品及び個人で準備することが適当と考えられる物品は、補助対象外とする。 ⑤ ヘルメットやチャップスなど取得単価が10,000円を超える物品は、管理台帳を整備し、関係書類と併せて適切に保管すること。
役務費	通信運搬費(郵送料等)、 傷害保険料等	① 事業の企画立案、連絡調整等の役務に係る費用で従事日数等の記録がある場合、事務局費として1団体につき10,000円を上限とし対象経費とする。 ② 広告料(いわての森林づくり県民税活用事業と掲載する場合を除く)、電話料(他との区別が困難なもの)は、補助対象外とする。 ③ 傷害保険料は、掛金や保障内容等が記載された資料を添付すること。

委託料	委託料	①特殊技術を要する作業等で、活動団体自らで行うことが真に困難と判断される場合に限る。なお、この場合の委託は事業の一部として実施するものとする。 ②金額が10万円を超えるものについては、2人以上の者から見積書を徴すること。
使用料及び賃借料	会場料、貸切バス代、機材借上料等	①外部から調達しなければならないものに限り対象経費とし、見積書や料金表等により金額及び借用先等を明示すること。 ②活動団体構成員、地域住民及び関係団体等の協働により、刈払い機やチェーンソー等の機材を持ち寄って行う場合は、機材借上料の対象としない。
原材料費	苗木代（緑化木を含む。）、木材代、支柱代、肥料代、原木材、種駒代、活動PR用看板、木工教室材料費等	①苗木のうち、緑化木の購入については、事業趣旨及び活動計画に照らし、適正と判断された場合に限る。 ②木工教室の材料費は参加者1人当たり1,500円を上限とする。 ③活動周知用看板は、華美、高価なものとし、看板には「いわての森林づくり県民税活用事業」と表示すること。
備品購入費	チェーンソー等の機械機具等購入費 (備品の法定耐用年数以上にわたり事業計画を企画する場合に限る)	①備品は、性質形状を変えず、長期間の使用に耐えうる物品で取得単価が10,000円以上のものとする。ただし、取得単価が50,000円を超える分については団体等の負担とする。 ②備品は、森林づくり活動に使用する機械機具等を対象とし、使用頻度が低い物品やパソコン、デジタルカメラ等、補助事業以外に汎用性がある物品は対象外とする。 ③備品購入費の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。 ④備品購入後は、管理台帳を整備し、関連書類と併せて適切に保管すること。

※上記経費は社会通念上妥当な額で、活動に必要な最小限度のものとする。

※上記単価には所得税や消費税等を含むものとする。

様式第 1 号

年 月 日

岩 手 県 知 事 様

(団 体 名)

(代表者 職・氏名)

(所 在 地) 〒

(電話番号)

令和 7 年度いわての森林づくり県民税県民参加の森林づくり促進事業企画書について
標記について、募集要領に定める各規定に同意の上、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 【様式第 2 号】企画概要書
- 2 【様式第 3 号】企画書
- 3 【様式第 4 号】団体の概要
- 4 【様式第 5 号】同意書
- 5 【その他】 団体の P R 資料やパンフレット、活動内容、活動実績に関する資料

様式第2号

令和7年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画概要書

団 体 名				審査番号	
代 表 者 職 氏 名				採択回数	回
団 体 所 在 地				構成員数	-
事 業 名				申請区分	
活 動 場 所					
事 業 の 目 的					
事 業 の 内 容					
活 動 期 間	令和7年 月～令和 年 月				
参 加 予 定 者 数	令和 年 月 開催予定 人				
補助対象額（円）	費 目	R 6 年度	R 7 年度	比較増減	備 考
※積算内訳は企画書の12 積算内訳を参照	賃 金				
	報 償 費	-			
	旅 費	-			
	需 用 費	-			
	役 務 費				
	委 託 料				
	使 用 料				
	原 材 料 費				
	備品購入費				
	合 計				
安全対策の内容					
	保険加入	補償			
	有・無	内容			
特 記 事 項					
森林環境譲与税を活用しない理由 ※市町村が実施主体の場合のみ記載					

企 画 書

団体名

1 事業名

[活動区分:](募集要領2(1)の活動名を記載。複数活動を組み合わせる場合は主たる活動を記載のこと。)

2 事業目的

3 事業の効果(事業により期待される効果を記入。継続実施の場合は、実施した効果も記入すること。)

4 事業内容

(1) 活動内容

(2) 森林資源を活かす活動に供する森林資源等(「4森林資源を活かす活動」の場合に記入すること。)

ア 品目

イ 数量

ウ 設置(搬入)場所

エ 設置(搬入)する場所の所有者又は管理者

オ 設置(搬入)後の活用方法

(3) 普及啓発等の内容

ア 事業実施の周知方法

イ 「いわての森林づくり県民税」活用事業であることの周知方法

ウ 対象森林の活用方策〔1(1)森林整備活動の場合に記入すること。〕

エ 活動実施後の普及啓発方法

5 事業実施場所(位置図を添付のこと。森林整備活動を伴う場合は縮尺5千分の1程度の区域図も添付のこと。)

広域振興局等確認欄	公益林 ()
-----------	------------------------------

※森林整備活動を伴う場合、広域振興局等が森林区分を記載すること。

6 事業実施面積(1(1)森林整備活動の場合に記載することとし、実際に整備する面積を記載のこと。)

7 参加者予定数等

(1) 参加予定者数(延べ人数の場合は延べ〇人と記載すること。)

(2) 参加者の確保方法

- 8 対象森林の状況(森林整備活動を伴う場合に記載し、樹種及び林齢等を記載のこと。また、対象森林の写真を添付すること。)

9 事業実施計画

実施時期	実 施 内 容	備 考

- 10 活動を行う際の安全対策の内容(安全教育の内容、ヘルメットなどの保護具の着用、傷害保険加入、事故発生時の対応など具体的に記載すること。また、傷害保険に加入する場合は、補償内容が分かるパンフレット等の写しを添付すること。)

11 事業完了予定年月日

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

(1)収入の部

区 分	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
		補助対象額		補助 対象外	
		10/10以内	1/3以内		
県補助金(予定額)					
その他()					
合 計					

(2)支出の部

費 目	内 容 (品目・単価・数量等の積算 内訳)	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10以内	1/3以内		
賃 金						(必要理由等)
報償費						(必要理由等)
旅 費						
需用費						
役務費						
委託料						(必要理由等)
使用料及び 賃借料						
原材料費						
備 品 購入費						(法定耐用年 数)
合 計						

※1 賃金及び報償費は必要理由、指導者所属、職、氏名、従事時間数等を備考欄等に具体的に記入すること。

2 委託料は、必要な理由を備考欄等に具体的に記入すること。併せて見積書等を添付すること。

3 補助対象経費の上限を超えて支出する経費については、超過額を「補助対象外」欄に記入すること。

4 (表-1)「4森林資源を活かす活動」に要する経費は、上記表中の「1/3以内対象額」欄に記入すること。

5 備品購入費は、機材等の法定耐用年数以上にわたる複数年の計画を企画する場合に計上できること。

見積書又は、単価等が記載されたカタログの写しを本書に添付すること。

様式第4号

団 体 の 概 要

団体名	
所在地等	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
連絡先 (上記と異なる場合)	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
代表者 職・氏名	職 名 氏 名
設立年月日	
設立目的	
構成員数	
活動実績	
添付書類	☐ 定款又は会則 ☐ 役員名簿 ☐ 活動実績資料(パンフレット、団体広報誌、関連資料など)

当団体は、以下の事項に該当する団体ではありません。

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体。
- 2 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党等を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
- 3 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体。

団 体 名

代表者職氏名

注)市町村が実施主体の場合、本様式の提出は不要です。

様式第5号

年 月 日

(実 施 団 体) 様

森林所有者氏名

印

同 意 書

貴団体が令和7年度に実施する、県民参加の森林づくり促進事業において、私の所有する下記森林を使用することに同意します。

記

森林の所在地

注) 森林をつくる活動、森林を学び活かす活動のうち、森林内で活動を行う場合に提出すること。

【複数年計画を企画し、経費に備品購入費(法定耐用年数5年)を計上しようとする場合。】

(企画書 5年計画の場合の記載例)

(1～8省略)

9 事業実施計画

実施時期	実 施 内 容	備 考
令和7年度		
4月	事前準備	
5月	受講者募集広告	
6月	第1回研修(安全研修)	
7月	第2回研修(間伐実習)	
9月	第3回研修(機材補修・点検)	
10月	第4回研修(間伐実習)	
11月	第5回研修(間伐実習)	
年度	(以下はそれぞれの年度での実施内容を記載すること。)	
年度		
年度		
年度		

(10～11省略)

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

費 目	内 容 (品目・単価・数量等の積算 内訳)	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10 以内	1/3 以内		
賃 金	危険箇所伐採作業(〇〇森 林組合) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			0.5ha作業
報償費	間伐指導者謝金(〇〇会代 表者) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			(理由) 当団体には間伐作業 を安全に指導できる実 務経験者がいないため (所属・職・氏名) 〇〇地方森林組合 技術指導課長 〇〇氏
備 品 購入費	チェンソー (@70,000円×3台)	210,000	150,000		60,000	耐用年数3年 見積書添付①
合 計		232,000	172,000		60,000	



令和7年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画募集（2次募集）のお知らせ

県では、県民の皆さんが主体的に取り組む、森林をつくる活動や森林を学ぶ活動等を支援します。

1 募集期間

令和7年4月11日（金）から5月14日（水）まで

2 募集内容等

募集内容		応募可能 団体	補助率	補助額
(1) 森林をつくる活動 《森林整備活動》	①未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動を支援	市町村、各種団体、NPO 団体、県内に事務所のある法人	定額	1団体あたり100万円以内
	②森林所有者への啓発活動を支援			
(2) 森林の手入れを行なう多様な担い手を育成する活動 《人材育成活動》	森林施業等の研修活動を新たに活動する個人や、非営利団体等を対象に実施する活動を支援			
(3) 森林を学び活かす活動 《森林環境学習活動》	県民理解を促進する森林環境学習活動を支援			
(4) 森林資源を活かす活動 《県産材利用促進活動》	森林環境学習等と連動した木材・木材製品等の県産材利用促進活動を支援	市町村、公益法人等	1/3以内	



3 活動期間

補助金交付決定の日から令和8年3月20日（金）まで

4 応募方法

募集要領に定める書類を提出してください。

書類の提出は、応募団体の住所を管轄する広域振興局林務担当部等をお願いします。

5 その他

詳しい内容や応募に必要な書類等については、岩手県ホームページをご覧ください。

【募集ホームページ】岩手県ホームページ → 「産業・雇用」 → 「林業」 → 「いわての森林づくり県民税」

【お問い合わせ先】県庁 林業振興課 振興担当（電話 019-629-5776）

各広域振興局 林務担当部、農林振興センター、岩泉林務出張所

様式第2号

令和7年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画概要書

団 体 名	きたかみ里山クラブ		審査番号		
代表者職氏名	会 長 三上 勝道		採択回数	4 回	
団 体 所 在 地	北上市立花 28-158		構成員数	11 名	
事 業 名	里山遊び場「雷神の森づくり」事業		申請区分	3 森林を学び活かす活動	
活 動 場 所	北上市黒岩 10 地割 1 5				
事 業 の 目 的	① 森林学習できる環境づくり ②里山の保全と生態系を回復する活動				
事 業 の 内 容	① 森林整備（支障木・枯損木の伐採、森林内動線の確保） ② 遊具づくり（ツリーデッキ・ハンモックなど） ③ ツリークライミング体験 ④ 森林観察会及び自然観察会 ⑤ 県産材活用によるカービングアートで森に親しむ				
活 動 期 間	令和7年7月～令和8年3月				
参加予定者数	参加延べ人数 170人				
補 助 対 象 額 (円) ※積算内訳は企画書の12 積算内訳を参照	費 目	R 6 年度	R 7 年度	比較増減	備 考
	賃 金	55,000	55,000	0	
	報 償 費	209,500	209,500	0	
	旅 費	100,000	100,000	0	
	需 用 費	182,536	111,160	△71,376	ツリーハウス補助材の減
	役 務 費	20,520	20,520	0	
	委 託 料	152,000	168,700	16,700	ツリークライミングの増
	使 用 料	0			
	原材料費	0	30,000	30,000	竹材・丸太材
	備品購入費	0			
	合 計	719,556	694,880	△24,676	
安全対策の内容	活動に適した服装、ミーティングでの安全対策指導、作業時のヘルメット着用する。また活動時には参加者の健康状況を確認する。 親子での参加を原則として、ケガしないよう行動を見守る。				
	保険加入	補償	死亡共済金 100 万円		
	有	内容	治療共済金 3,000 円		
特 記 事 項					

団体名 きたかみ里山クラブ

1 事業名

里山遊び場「雷神の森づくり」事業

〔活動区分：3 森林を学び活かす活動〕

2 事業目的

北上市黒岩地区の周辺の地域には里山があり自然がまだ残されていますが、戦後植林した針葉樹や燃料として使われなくなった広葉樹林は放置され里山が荒廃した状況であります。里山は長い間、人間が作り上げ循環利用する生活環境として整備されてきたものであります。この様な地元の里山に、昔のように人を呼び込み、森の現状を見ながら、これからの森づくりの在り方をみんなで考える機会にしたいと考えています。

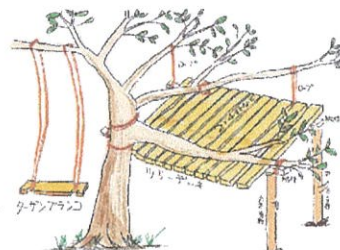
よって、里山を利活用できるように会員と地域住民の協力を得て森林整備を行い、子どもたちの森の遊び場を作り、自然観察会や生態系の学習などを行う活動をしたいと考えています。そして、次世代を担う子どもたちの感性を豊かにする事で創造力と行動力を育みたいと考えております。

また、今後は子どもたちを含めより多くの方々に様々な森林の技術や楽しみを体験できるよう、年齢層を広げて体験できる教室を開くことを考えています。

これまでの活動に参加してきた高校生や大人たちを対象としてチェンソーカービング講座を開催し、チェンソーでのオブジェ制作を目の前で見ってもらうことで、チェンソー技術の向上に資するとともに、森にオブジェを設置し、木とのふれあいを楽しみ貰えるような森のアートづくりをしたいと考えております。

■森づくりのイメージ

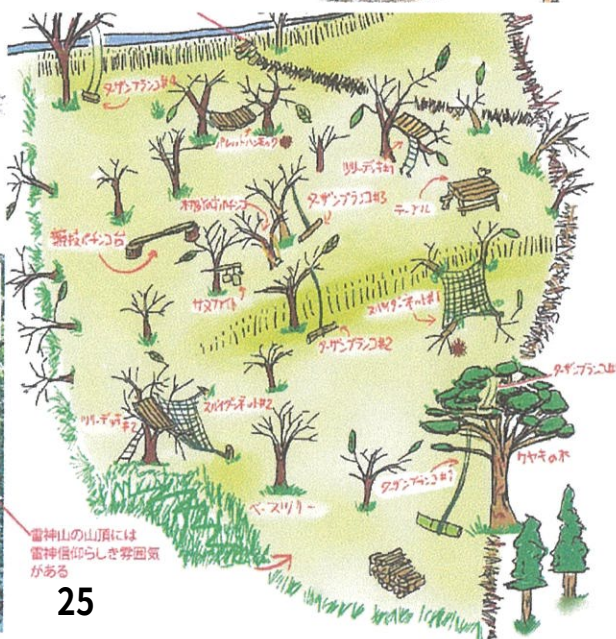
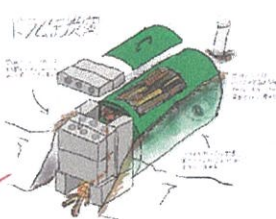
- ・130年前の森のイメージを感じてもらう仕掛けをつくる(→計画的な薪炭の採取など)。
- ・ツリーデッキ(ハウス)、ターザンブランコ、森の郭公団子など森のあそび場として整備する。
- ・ある程度まで整備したら、子どもたちが子どもたちの発想で自由に手を加える森とする。
- ・森の利用に際し、持続可能なメッセージをそれとなく表明する(現場でも、紙上の案内でも)。
- ・現在ある広葉樹を最大限生かした自ら作り生み出す森。
- ・喧嘩離れた土地での一日の過ごし方を自ら模索する楽しみ。
- ・場合によっては雷神山登山道整備をトレイルランのコースとして設定(ただし、一般には開放しない)。
- ・川近くの平坦地に寝泊りできるマタギのゼンマイ小屋(擬って小屋)みたいなものを作る。



■将来に向けての展望

- ・古民家での体験プログラムや自然体験活動実施の岩手県の民間ネットワークを徐々に作り上げ、県内外の林間学校受け入れの体制を作る。

ドラム缶で作った炭窯で自分たちで炭を作るのも面白い



(2) 森林資源を活かす活動に供する森林資源等

ア 品 目 ツリーデッキ・ターザンブランコ・シーソー

イ 数 量 現地伐採木 スギ4本(支柱)、ナラ他広葉樹(敷板ほか)

ウ 設置場所 北上市黒岩10地割15

エ 設置場所の管理者 三上勝道

オ 設置後の活用方法 森林学習と子供たちの遊び場として開放

(3) 普及啓発等の内容

ア 事業実施の周知方法

会員の働きかけと広報紙や新聞で参加者を募集する

イ 「いわての森林づくり県民税」活用事業であることの周知方法

のぼり旗の設置と看板の掲示

ウ 対象森林の活用方策〔1(1)森林整備活動の場合に記入すること。〕(該当なし)

エ 活動実施後の普及啓発方法

会報紙に、森林学習会・遊び場作り・森林整備の様子を掲載し周知する。

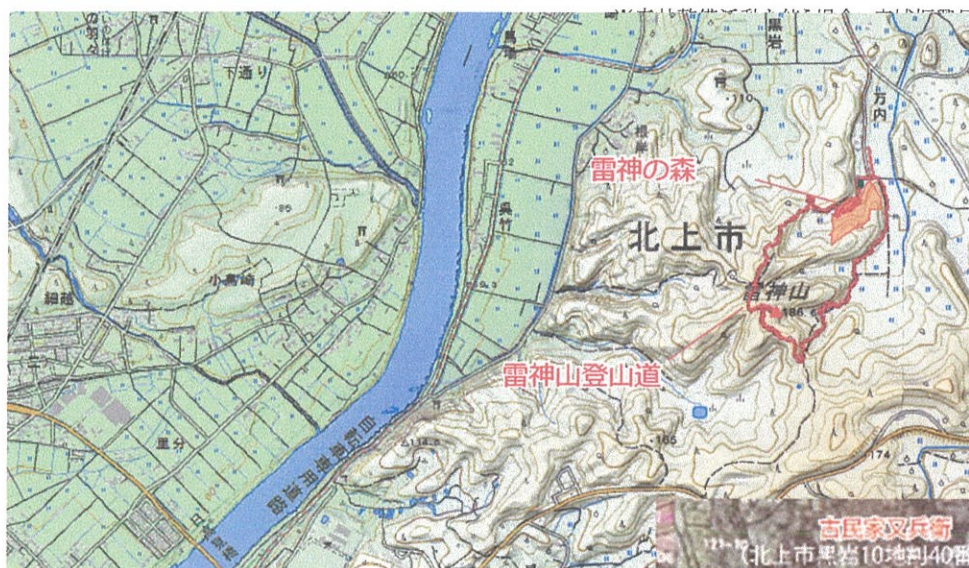
新聞等報道機関に記事を提供して活動を広報する。

5 事業実施場所(位置図を添付のこと。森林整備活動を伴う場合は縮尺5千分の1程度の区域図も添付のこと。)

岩手県北上市黒岩10地割15

広域振興局等確認欄

公益林(県土水源保全森林)



等が森林区分を記載すること。

6 事業実施面積(1(1)森林整備活動の場合に記載することとし、実際に整備する面積を記載のこと。)

9890㎡のうち3000㎡

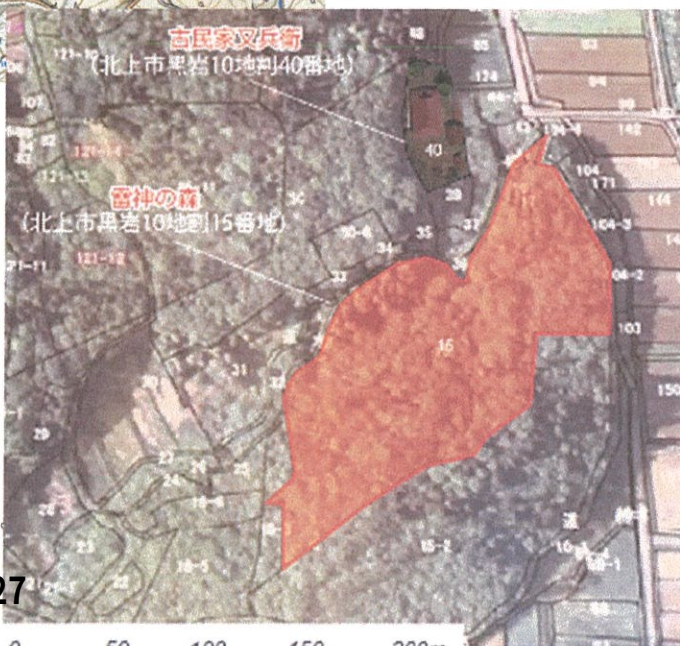
7 参加者予定数等

(1) 参加予定者数

延べ人数で170人(4人)

(2) 参加者の確保方法

会員による募集と新聞や広報紙に掲載して募集する。



8 対象森林の状況(森林整備活動を伴う場合に記載し、樹種及び林齢等を記載のこと。また、対象森林の写真。)

広葉樹林(林齢最大100年の薪炭林)の中に杉立木(林齢40年)



9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考
令和7年7月	・①支障木、枯損木の伐採、林内整備	・黒岩里山保全の会(委託)
〃 7月	・②秘密基地づくり	・森林インストラクター(1名)
7月	・⑤チェンソーアートスクール	・チェンソーインストラクター
〃 8月	・③ツリークライミング体験(1回)	・ツリークライミングやまねっこ(委託)
8月	・⑤チェンソーアートスクール	チェンソーインストラクター
〃 9月	・②ツリーデッキ・遊具づくり	・森林インストラクター(1名)
9月	・⑤チェンソーアートスクール	チェンソーインストラクター
〃 10月	・②秘密基地づくり④森林観察	・森林インストラクター(1名)
10月	・⑤チェンソーアートスクール	チェンソーインストラクター
〃 11月	・②遊具づくり ④森林観察	・森林インストラクター(1名)
11月	・⑤チェンソーアートスクール	チェンソーインストラクター
令和8年 2月	・④雷神山登山冬の里山の冬芽観察	・森林インストラクター(1名)

※7月から2月のイベントは子供を対象に各会20名(保護者含み)を予定×6回=120人(6月・11月・12月)

10 活動を行う際の安全対策の内容(安全教育の内容、ヘルメットなどの保護具の着用、傷害保険加入、事故発生時の対応など具体的に記載すること。また、傷害保険に加入する場合は、補償内容が分かるパンフレット等の写しを添付すること。)

森林学習会および自然観察会の開催については、活動に適した服装の装着で活動前のミーティングで安全に対する意識を徹底する。また、必要に応じてヘルメットの着用を指示する。

チエンソーアートスクールの開催についても、チエンソーを使用するため、最善の注意を払い防護服の着用を義務付け安全対策の徹底を図る。

災害が発生した際の対応については素早く活動できる体制を事前にスタッフで協議し確認しておく。

なお活動時には参加者名簿の作成、健康状態の確認、使用資器材の消毒を行う等、コロナ対策に十分留意する

11 事業完了予定年月日

令和8年3月19日

12 経費内訳

収支予算書

(1) 収入の部

区 分	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
		補助対象額		補助 対象外	
		10/10以内	1/3以内		
県補助金(予定額)	694,880	694,880			
その他()					
合 計	694,880	694,880			

(1) 支出の部

費 目	内 容 (品目・単価・数量等の積算内訳)	金 額 (円)	左記の内訳(円)		備 考
			補助対象額		
			補助対象外		
			10/10以内	1 / 3 以内	
賃金	チェンソーアートスクール講座補助員 11,000円×1人×5回	55,000	55,000		実務経験者のビルダー 高橋康基
報償費	講師謝金				
	① 森林体験学習・謝金 4,100円/h×3h×1人×5回	61,500	61,500		① 森林インストラクター 或いはそれに準じた見識を持つ者 盛岡市在住 川村晃寛(いわて森林インストラクター会)を予定
	② 森林体験学習指導者補助 5,000円/日×1名×5回	25,000	25,000		② 補助員は地元の環境アドバイザー 藤原正
	③ チェンソーアート講師謝金 4,100円/h×6h×1人×5回	123,000	123,000		③ チェンソーアート講師は仙台在住ビルダー栗田広行
旅費	森林体験学習指導者旅費 5,000円×1人×5回	25,000	25,000		盛岡よりガソリン高速代 100km×50円×5回
	チェンソーアート講師旅費 15,000円×1人×5回	75,000	75,000		仙台市内より300km
需用費	下刈り作業 3回分の刈り払い	13,700	13,700		ガソリン30ℓ 5,100 2サイクルオイル102,600 草刈り刃3枚 6,000 プリンターインク・用紙
	会報作成費(用紙、インク代)	5,500	5,500		
	遊具づくりワイヤー	16,980	16,980		
	ポインズンリムーバー、スズメバチ殺虫剤、医薬品、虫よけスプレー、その他	10,000	10,000		スズメバチ殺虫剤4,000 防虫剤スプレーなど
	ブルーシート5枚	1,000	5,000	5,000	

	ロープワーク用ロープ	6,400	6,400			
	高枝のこぎり	18,000	18,000			
	カービングチラシ製作費 200 枚	3,000	3,000			
	斧	3,980	3,980			
	ゴムボーイ鋸	17,600	17,600			4丁4,400
	竹割器具	6,000	6,000			
	モニュメント制作ペイント	5,000	5,000			
役務費	普通障害保険					死亡共済100万円
	森林体験学習	1,370	1,370			治療共済3,000円
	カービング講座	8,600	8,600			
	事務局費	10,000	10,000			
	送金手数料	550	550			
委託料	支障木の伐採、玉切り (黒岩里山保全の会)	99,000	99,000			会員はチェンソー作業 等山仕事の経験がない ため「黒岩里山保全の 会」に委託
	ツリークライミング (ツリークライミングクラブやまねっこ)	69,700	69,700			特殊技能を有するため ツリークライミングやまねっ こに委託
使用料及 び賃借料						
原材料 費	竹材・カービング丸太材	30,000	30,000			
備 品 購入費						(法定耐用年数)
合 計		694,880	694,880			

※1 賃金及び報償費は、必要理由、指導者所属や職種、従事時間数等を備考欄等に具体的に記入すること。

2 委託料は、必要な理由を備考欄等に具体的に記入すること。併せて見積書等を添付すること。

3 補助対象経費の上限を超えて支出する経費については、超過額を「補助対象外」欄に記入すること。

4 (表-1)「4森林資源を活かす活動」に要する経費は、上記表中の「1/3以内対象額」欄に記入すること。

5 備品購入費は、機材等の法定耐用年数以上にわたる複数年の計画を企画する場合に計上できること。

また、単価等が記載されたカタログの写しを本書に添付すること。

※チェーンソーアート講師について、県外講師を依頼理由について

県内のビルダーは、チェーンソーアート・ジャパンの会員であり、規約によりイベント要請依頼や技術講習会講師謝金が規定しており、それに基づくことで講習会が高額となるため、低額で引き受けて頂ける方を紹介して頂いた。

今回企画するチェーンソーアート教室については、県内にも講師がいるが、報償費等予算上県外講師の方の見積もりが低かったため、こちらを採用した。

(単位:円)

	県内講師	県外講師(依頼予定)
報償費	1日50,000円	1日6時間24,600円
旅 費	含む	仙台より往復300km15,000円
講 師	西間林業 チェーンソーアーティスト西間健	栗田広行
合 計	1日開催費用 50,000円 5回開催合計250,000円	1日開催費用 39,600円 5回開催合計198,000円

団 体 の 概 要

団体名	きたかみ里山クラブ
所在地等	〒024-0043 住 所 北上市立花28-158 電 話 0197(64)2559 FAX Eメール
連絡先 (上記と異なる場合)	〒 住 所 (同 上) 電 話 FAX Eメール
代表者氏名	三上 勝道
設立年月日	令和3年5月6日
設立目的	本会は、子供たちが里山で自然に親しみ、森林学習できる環境づくりの活動。 里山を整備し、里山の保全と生態系の回復を図る活動。
構成員数	11名
活動実績	令和3年度より活動開始
添付書類	☒ 定款又は会則 ☒ 役員名簿 ☒ 活動実績資料(パンフレット、団体広報誌、関連資料など)

当団体は、以下の事項に該当する団体ではありません。

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体。
- 2 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党等を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
- 3 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体。

団 体 名 きたかみ里山クラブ

代表者氏名 三上 勝道



注)市町村が実施主体の場合、本様式の提出は不要です。

「きたかみ里山クラブ」規約

第1条（名称）

本会の名称を「きたかみ里山クラブ」と称する。

第2条（所在地）

本会の所在地は、北上市立花 28-158

第3条（目的）

本会は、里山の保全と自然環境を守るための活動と森に子供たちが集い遊べる場所づくりを体験できる子供の育成を図る。

第4条（構成員）

本会の会員は原則として、北上市民を対象とするが、本会の趣旨に賛同する人は誰でも会員になれる。

第5条（役員）

本会に次の役員を置く。（任期は定めない）

会長 1 名

副会長 1 名

事務会計 1 名

第6条（運営）

本会の運営は、会員のボランティアによって行われる。

第7条（会議）

本会の会議は、必要に応じて行う。

年度末に総会を開催する。

第8条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

第9条（規約改正）

この会則は、会員の総意とみなされる場合はいつでも改正できる。

第10条（規約施行日）

この規約は、令和3年5月6日より施行する。

きたかみ里山クラブ会員名簿

R7・5・6

No.	氏 名	住 所	電話番号	備考欄
1	三 上 勝 道	北上市立花 2 8 - 1 5 8	6 4 - 2 5 5 9	会長
2	小笠原 靖	北上市新穀町 2 - 1 - 2 1	6 4 - 1 0 0 7	副会長
3	藤 原 智 道	北上市和賀町長沼 6 - 4 - 6 1	7 3 - 8 2 3 7	
4	直 江 晃	北上市上野町 2 - 3 0 - 2 0	6 5 - 4 8 6 5	事務会計
5	八重樫 友 人	北上市村崎野 1 6 - 7 7 - 2 3	6 6 - 3 4 8 0	
6	八重樫 英 恵	北上市村崎野 1 6 - 7 7 - 2 3	6 6 - 3 4 8 0	
7	八重樫 正 人	北上市村崎野 1 6 - 7 7 - 2 3	6 6 - 3 4 8 0	
8	野 中 直 子	北上市小鳥崎 2 - 8 9 - 3	8 8 - 9 1 2 8	
9	小田嶋 桂	北上市滑田 1 0 - 1 5 6 - 2	7 7 - 4 2 3 2	
10	小田嶋 裕 美	北上市滑田 1 0 - 1 5 6 - 2	7 7 - 4 2 3 2	
11	川 口 綾 子	北上市常盤台 4 - 6 - 5 3	6 3 - 7 5 3 1	

令和 7 年 5 月 7 日

きたかみ里山クラブ 様

住 所 盛岡市東桜山 3 2 - 5

森林所有者氏名 多 田 晃



同 意 書

貴団体が令和 6 年度に実施する、県民参加の森林づくり促進事業において、私の所有する下記森林を使用することに同意します。

記

森林の所在地 北上市黒岩 10 地割 1 5 9890 m²

林地利用期間 令和 7 年 5 月 7 日より令和 8 年 5 月 6 日

注) 森林をつくる活動、森林を学び活かす活動のうち、森林内で活動を行う場合に提出すること。



らいじんの森通信



『令和6年度のふりかえり』

令和7年2月28日発行

そろそろ雪もとけ木々の芽も膨らむ「らいじんの森」です。「いわての森林づくり推進事業」を活用した「らいじんの森」の活動も令和6年度は、新しい遊具やプログラムを取りこみながら延べ160名以上のご参加をいただきました。ここに主催者の「きたかみ里山クラブ」より参加者の感想を基にした活動のふりかえり報告をさせていただきます。

6月16日(日) 親子で行う森の整備と遊具作り

天候は晴れ。古民家又兵衛の今年度初めての活動です。「らいじんの森」で、今年一年お世話になる森の整備作業と森の遊具作りを親子で行いました。子供たちは新しい遊具にわくわくドキドキで遊んだと思います。



7月28日(日) 親子で挑戦、ブッシュ窯とターザンロープ

天候は曇り。「らいじんの森」で中学生年代はブッシュ窯作りを行い、小学生年代はターザンロープを木に掛ける作業を行いました。雨が降りそうだったため小さな子は、完成をわくわくしながら作業の見学をしました。



8月18日(日) ブッシュ窯手直しとツリーデッキ作り

天候は晴れ。「らいじんの森」で前回作業したブッシュ窯の手直しをしました。中学生年代は大きな石を正しい位置に移動し、小学生年代は小さな石を集めました。期待が大きいツリーデッキは主にご父兄が担当しました。



9月15日(日) 親子で楽しむツリークライミング

天候は曇り。今回は中学生が登校日のため小学生だけの参加となりましたが、その代わりご父兄も挑戦し10m近くまで登った親子もいて、とても有意義な木登り体験ツリークライミングになりました。



10月20日(日) 竹炊飯と竹炭作りに挑戦

天気晴れでしたが気温は低く肌寒い中、今回で3回目の竹炊飯を行いました。中学生年代が竹を切りナタで竹飯盒の開口部とフタを作り、小学生年代が米を研ぎ炊き込みご飯の下準備をしました。竹が燃えない様に霧吹きで竹に水をかけながら竹飯盒7本炊き上げました。小さな子は環境アドバイザーの方と森で色々な種類のどんぐりを拾い、どんぐり転がしをして遊びました。お昼は全員の竹炊飯で炊いたご飯と別に調理した芋の子汁を美味しくいただきました。午後は竹炭焼きの下準備でナタで竹割りを行いました。継続したい人気のプログラムとなっています。



11月17日(日) 親子で作るクリスマスリース

天候は晴れのち曇り。「らいじんの森」でリースのツルを探しクリスマスリース作りをしました。子供たちみんな夢中になって見事な作品を完成させました。また、落ち葉やイガ栗等の清掃をし気持ちが良い森となりました。



2月16日(日) 親子で体験、雪上ハイキング

今回は2月に入ってから降った雪のある雪上ハイクとなりました。環境アドバイザーの方のガイドで、2月の寒波によりまだ寒さが残る中で芽吹き始めた木の芽を観察しながら、また、うさぎ、きつね、しか等の動物の足跡や糞を観察しながら古民家又兵衛の里山である雷神山187mの山頂へ登りました。石碑の前で記念写真を撮り、北上市街が見渡せる木々の無い場所まで進み、雪が深くなったので引き返して下山しました。その後、もち米を蒸し臼と杵で餅つき体験をしました。あんこ、きな粉、醤油海苔で美味しくいただき、興味深い活動となりました。



見積書

きたかみ里山クラブ 御中

ツリークライミング®体験活動について
下記の通りお見積もり申し上げます

ツリークライミング®クラブやまねっこ

代表 森 匡弘

〒020-0612

岩手県滝沢市柳沢1839-77

TEL:090-3018-4027

FAX:050-3522-9613



お見積もり金額 69,700

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
・ツリークライミング体験料1日				
・スタッフ人件費	3	人	10,000	30,000
・ツリークライミング道具レンタル	5	セット	4,000	20,000
・スタッフ人交通費① (盛岡～北上、往復約100km ガソリン代1km×30円で計算)	3	台	3,000	9,000
・スタッフ人交通費② (高速道路利用料 盛岡IC～北上江釣子IC 往復)	3	台	2,900	8,700
・傷害保険料(体験者のみ)	1	回	2,000	2,000
小計				69,700
消費税(内税)				6970
合計金額				69,700

※体験当日の費用のみ、刈払い、剪定等の事前準備等が必要な場合は別途見積

きたかみ里山クラブ
代表 三上 勝道 様

令和7年4月30日

三井住友海上火災保険株式会社

行事参加者にかかわる「普通傷害保険」お見積書

拝啓 弊社業務につきましては格別のご高配を賜り有難く厚く御礼申し上げます。
さて早速ですが、保険料お見積りにつき下記のとおりご案内致しますので、
ご検討のうえ、ご用命賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

【お見積り内容】

保険種目	:	行事（レクリエーション）参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険
払込方法	:	一時払
保険期間	:	令和7年7月1日 から 令和8年2月28日 まで 5 日 間
開業日数	:	5日
被保険者数	:	100人
死亡・後遺障害保険金額	:	100.0 万円（1名分） 10,000.0 万円（全員分）
入院保険金日額	:	3,000 円（1名分） 300,000 円（全員分）
通院保険金日額	:	1,000 円（1名分） 100,000 円（全員分）

各種特約・割増引 : 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約
包括契約特約
往復途上傷害危険補償特約
熱中症危険補償特約

行 : かけっこ
行事危険区分 : A料率

お見積り保険料 : 1,370 円

（ご注意）

本見積書は補償する金額や範囲、保険料の概要をご説明したものです。
補償内容の詳細は、傷害保険普通保険約款、各特約によりますので、
取扱代理店にお問い合わせください。

以 上

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

団体総合生活補償保険(標準型) お見積書

たかみ里山クラブ 代表 三上 勝道様

三井住友海上火災保険株式会社

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
 弊社業務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
 さて早速ですが、保険料お見積りにつき下記のとおりご案内致しますので、
 ご検討のうえ、ご用命賜りますようお願い申し上げます。

敬具

保険種類: 団体総合生活補償保険
 保険期間: 令和7年7月1日から令和8年7月1日まで1年間
 被保険者数: 10名
 職種級別: B

お見積り保険料(1回分) 8,600円

補償内容・ご契約条件など

約方式 明細付等契約
 込方法 一時払

団体割引
 役員員一括割引/大口契約割引 10%

損害率による割増引* 傷害
 ※マイナスの場合は割増となります。

補償項目	保険金額
本人	
傷害死亡・後遺障害	1,500 千円
傷害死亡・後遺障害 交通事故危険増額	0 千円
傷害入院(日額)	3,000 円
傷害入院(日額) 交通事故危険増額	0 円
傷害通院(日額)	1,000 円
傷害通院(日額) 交通事故危険増額	0 円
傷害入院時一時金	0 円
傷害退院時一時金	0 円
傷害長期入院一時金	0 円
傷害長期入院時保険金(90日ごと用)	0 円
傷害部位・症状別保険金	0 円
骨折・関節脱臼・腱断裂一時金	0 千円

傷害補償条件		
傷害入院	免責期間	0日
	支払限度日数	180日
	支払対象期間	180日
傷害通院	免責期間	0日
	支払限度日数	90日
	支払対象期間	180日
傷害後遺障害追加支払倍数		
運動危険等補償		
競技・競争・興行等補償		
傷害入院時一時金 免責期間		
傷害長期入院一時金 入院日数		

○:セットあり、×:セットなし

- ①傷害補償に
- 通算短期率適用契約 活動日数
 - 活動日特定方式 7日以内
 - 準記名式契約 全員付保
 - × 1割以内変更不精算
 - × 就業中の傷害危険対象外
 - × 交通事故危険のみ補償
 - × 就業中のみの傷害危険補償
 - × 管理下中の傷害危険補償
 - × 自転車搭乗中等のみ補償
 - × 傷害死亡保険金対象外

- × 傷害後遺障害保険金対象外
- × 傷害後遺障害等級第1～7級限定補償
- × 顔面・頭部・頸部傷害入院2倍支払
- × 傷害入院保険金7日間2倍支払
- × 傷害入院保険金7日間2倍支払
- × 第三者の加害行為による保険金2倍支払
- × 傷害手術保険金対象外
- × 特定感染症危険補償(後遺障害・入院)
- × 葬祭費用
- × 天災危険補償

- × 熱中症危険補償
- × 食中毒補償
- × 実通院日のみの傷害通院保険金支払
- × 固定具等装着時一時保険金補償
- × 傷害集中治療室等利用時一時保険金

補償項目	保険金額
②その他の補償	
遭難捜索費用	0 千円

<お見積り保険料(1名あたり)(1回分)>

①傷害補償
860 円

②その他の補償
円

①傷害補償+②その他の補償 合計
860 円

理店・扱者/ 三和保険企画株式会社 小田嶋 光枝
 立人

電話番号 0197-64-7861
 FAX番号 0197-65-6878

保険料は令和元年10月1日時点の保険料率により計算しています。

注意)

見積書は補償する金額や範囲、保険料の概要をご説明したものです。補償内容の詳細は、パンフレット等をご参照願います。

名称は一部略称にて表記しています。

1/1ページ

発行日:2025・5・13

見積書番号

No.

お 見 積 書

きたかみ里山クラブ 様

くろいわ里山保全の会
代表 藤 原

下記の通りお見積もりいたします。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

本見積書有効期限

2025/6/13

摘 要	数量	単価	金額	備 考
支障木伐採	9人	10,000	¥90,000	
枯木処理伐採				
合計	90,000	消費税	9,000	総 額 99,000

らいじんの森 チェーンソーアート カービングスクール

開催日	7/21	8/25	9/22	10/13	11/24
時 間	9:00~16:00				
会 場	「らいじんの森」 北上市黒岩10-40				
持ち物	チェーンソー・防護服・バイザー など				
受講者条件	伐木等業務従事者 特別教育受講者				
参加費	1講座につき 1,000円				
申込み・問合せ	090-9424-1212 藤原まで				
主 催	きたかみ里山クラブ				



様式第2号

令和7年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画概要書

団 体 名	特定非営利活動法人 吉里吉里国	審査番号			
代表者職氏名	理事長 松永いづみ	採択回数	4 回		
団 体 所 在 地	大槌町吉里吉里三丁目 10 番 6 号	構成員数	会員 72 名		
事 業 名	森と共に生きる地域づくり～大槌の森を知る・学ぶ・活かす	申請区分	3 森林を学び活かす活動		
活 動 場 所	吉里吉里国作業場 及び周辺の森林 (吉里吉里第 13 地割松磯 1-361 他)				
事 業 の 目 的	森林を中心とした自然環境への関心を高め、森林を守り育てる意識を向上させ、森林への理解を深めることを目的とした活動を行い、林業技術習得やスキルアップの他、森林に親しむことのできる場を大槌町民及び県民へ提供する。				
事 業 の 内 容	以下のような学びの場を 15 回 計 26 日間開催する A) 刈払機講習会 (刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育) 1 日間 B) チェンソーや刈払機のメンテナンス講習会① 1 日間 C) チェンソー講習会 (伐木等の作業に係る特別教育) 3 日間 D) チェンソーや刈払機のメンテナンス講習会② 1 日間 E) 安全衛生に関する講習会＋森林保険に関する情報交換会① 1 日間 F) 大槌の森林を学ぶ学習会① 2 日間 G) 森の歩き方講習会① 1 日間 H) 木材加工講習会① 3 日間 I) 安全衛生に関する講習会＋森林保険に関する情報交換会② 1 日間 J) 木材加工講習会② 3 日間 K) 大槌の森林を学ぶ学習会② 2 日間 L) 森の歩き方講習会② 1 日間 M) 木材加工講習会③ 3 日間 N) 安全衛生に関する講習会＋森林保険に関する情報交換会③ 1 日間 O) 大槌の森林を学ぶ学習会③ 2 日間				
活 動 期 間	採択された日～令和 8 年 3 月				
参加予定者数	令和 8 年 3 月までに 15 回／26 日間開催予定 各回 5 人／延べ 130 人				
補 助 対 象 額 (円) ※積算内訳は 企画書の 12 積 算内訳を参照	費 目	R6 年度	R7 年度	比較増減	備 考
	賃 金				
	報 償 費	746,200	746,200	0	外部専門家 4,100 円×7 時間 ×26 日間 石塚勇太氏 (釜石市)、小山 石孝 (奥州市)
	旅 費	32,448	50,000	17,552	外部専門家旅費 (車) 25 円/km×54km (往復) ×20 回 25 円/km×187.8km (往復) × 6 回

					燃料費高騰により単価増としたため増額
	需 用 費	31,352	103,800	72,448	ヘルメット、熊撃退スプレー、ハチ撃退スプレー、ブルーシート 研修時の消耗品を購入するため増額
	役 務 費	40,000	100,000	60,000	保険料・事務費 昨年度の実績を踏まえ保険料の増額
	委 託 料				
	使 用 料				
	原 材 料 費				
	備 品 購 入 費	150,000	0	△150,000	昨年度、チェンソー1台、刈払機2台を購入しているため減額
	合 計	1,000,000	1,000,000	0	
	安全対策の内容	・作業前安全チェック（防護具や防護服等の着用の確認） ・事故発生時のスタッフ連絡網を常に携帯 ・スタッフは作業する場所や内容を事務局と共有してから作業を行う。 ・事故発生時には人命救助を最優先し、事務局と連携しながら対応する。 ・安全衛生講習会では、今までに起きた事故事例を学び、自分たちが行う作業に置き換えて意見交換を行う。 ・チェンソーや刈払機を使用する際には、既に取扱講習を受講していることを改めて確認する。 ・普段はチェンソーに触れていない方のため、基本を振り返りながら行う。主に、防護具の必要性とより安全な作業方法について実技を交えて行う。 ・新型コロナウィルスや季節性ウィルス等の感染拡大防止対策については、岩手県及び大槌町の感染対策に基づき、必要に応じて医療従事者のアドバイスをもらいながら、地域内の状況を見ながら事業を進める。			
	保険加入	補償	別紙参照		
	有	内容			
特 記 事 項					
森林環境譲与税を活用しない理由 ※市町村が実施主体の場合のみ記載					

企 画 書

団体名 特定非営利活動法人 吉里吉里国

1 事業名 森と共に生きる地域づくり～大槌の森を知る・学ぶ・活かす

[活動区分:3 森林を学び活かす活動]

2 事業目的

森林を中心とした自然環境への関心を高め、森林を守り育てる意識を向上させ、森林への理解を深めることを目的とした活動を行い、林業技術習得やスキルアップの他、森林に親しむことのできる場を大槌町民及び県民へ提供する。

3 事業の効果(事業により期待される効果を記入。継続実施の場合は、実施した効果も記入すること。)

・一昨年度実施した講習会では、森林整備の一連の流れを学ぶことができ、昨年度は木材の活用や森林に関する勉強会等、初心者を対象とし、森林への関心を持った人向けの活動としては有意義な活動となった。本年度は、昨年度よりも参加層の幅と地域を広げた活動を行っていく。引き続き森林の知識や関心が薄い方々や、保全整備に限らない森林資源を活用する取組の増加と拡大、山主の森林への意識向上を目指す活動を展開し、より多くの住民を巻き込んでいくことで、地域全体の森林への関心を高めていくことを目標とする。

・森林の現状を知り、関心を寄せる機会が創出できることで、地域の森づくりが促進される。

・山林の所有者やその親族らが、この促進事業を通して現状を知ること、森林を取り巻く自然環境への関心が高まる。

以上のことで、森林整備活動が促進され、うっそうと生い茂った暗かった場所が、光が差し込む明るい森林になり、日々の生活を囲む豊かな大自然を意識するようになる。自然と共生できるこの地元を誇りに思う住民が増えることで、将来も住み続けたいと思う次代が増え、より持続可能な地域づくりの一助とする。

4 事業内容

(1) 活動内容

以下のような学びの場を15回 計26日間開催する

- A) 刈払機講習会(刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育)1日間
- B) チェンソーや刈払機のメンテナンス講習会① 1日間
- C) チェンソー講習会(伐木等の作業に係る特別教育)3日間
- D) チェンソーや刈払機のメンテナンス講習会② 1日間
- E) 安全衛生に関する講習会＋森林保険に関する情報交換会① 1日間
- F) 大槌の森林を学ぶ学習会① 2日間
- G) 森の歩き方講習会① 1日間
- H) 木材加工講習会① 3日間
- I) 安全衛生に関する講習会＋森林保険に関する情報交換会② 1日間

- J) 木材加工講習会② 3日間
- K) 大槌の森林を学ぶ学習会② 2日間
- L) 森の歩き方講習会② 1日間
- M) 木材加工講習会③ 3日間
- N) 安全衛生に関する講習会＋森林保険に関する情報交換会③ 1日間
- O) 大槌の森林を学ぶ学習会③ 2日間

(2) 森林資源を活かす活動に供する森林資源等（「4森林資源を活かす活動」の場合に記入すること。）

(3) 普及啓発等の内容

ア 事業実施の周知方法

チラシを町内に掲示する他、SNS等での情報発信、当法人の理事や会員への周知、今までに開催した取組に参加した方々への呼びかけ、町内の林業関連、自然環境に関わる事業者や個人への呼びかけ等

イ 「いわての森林づくり県民税」活用事業であることの周知方法

チラシに掲載する。開催当日の会場に掲示する。

ウ 対象森林の活用方策〔1(1)森林整備活動の場合に記入すること。〕

エ 活動実施後の普及啓発方法

活動の様子をSNS等で発信する。

5 事業実施場所（位置図を添付のこと。森林整備活動を伴う場合は縮尺5千分の1程度の区域図も添付のこと。）

吉里吉里国作業場

及び周辺の森林

大槌町吉里吉里第13地割松磯1-361 他

地図別添参照

広域振興局等確認欄	公益林（ ）
-----------	--------

※森林整備活動を伴う場合、広域振興局等が森林区分を記載すること。

6 事業実施面積（1(1)森林整備活動の場合に記載することとし、実際に整備する面積を記載のこと。）

7 参加者予定数等

(1) 参加予定者数（延べ人数の場合は延べ〇人と記載すること。）

各5人（26日間開催）延べ130名

(2) 参加者の確保方法

チラシを町内に掲示する他、SNS等での情報発信、当法人の理事や会員への周知、今までに開催した取組に参加した方々への呼びかけ、町内や近隣の事業者、自然環境に関わる事業者や個人への呼びかけの他、沿岸広域振興局農林部や岩手県森林インストラクター協会等と連携し、より広い周知を図る。

- 8 対象森林の状況(森林整備活動を伴う場合に記載し、樹種及び林齢等を記載のこと。また、対象森林の写真を添付すること。)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考
R7.6	A) 刈払機講習会(刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育)1日間	
	B) チェンソーや刈払機のメンテナンス講習会①1日間	
R7.7	C) チェンソー講習会(伐木等の作業に係る特別教育)3日間	
	D) チェンソーや刈払機のメンテナンス講習会②1日間	
	E) 安全衛生に関する講習会+森林保険に関する情報交換会①1日間	
R7.8	F) 大槌の森林を学ぶ学習会①2日間	
	G) 森の歩き方講習会①1日間	
R7.9	H) 木材加工講習会①3日間	
R7.10	I) 安全衛生に関する講習会+森林保険に関する情報交換会②1日間	
R7.11	J) 木材加工講習会②3日間	
	K) 大槌の森林を学ぶ学習会②2日間	
R7.12	L) 森の歩き方講習会②1日間	
R8.2	M) 木材加工講習会③3日間	
	N) 安全衛生に関する講習会+森林保険に関する情報交換会③1日間	
R8.3	O) 大槌の森林を学ぶ学習会③2日間	
R8年度	刈払機講習会(刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育) チェンソー講習会(伐木等の作業に係る特別教育) チェンソーや刈払機のメンテナンス講習会 安全衛生に関する講習会	
R9年度	刈払機講習会(刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育) チェンソー講習会(伐木等の作業に係る特別教育) チェンソーや刈払機のメンテナンス講習会 安全衛生に関する講習会	
R10年度	刈払機講習会(刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育) チェンソー講習会(伐木等の作業に係る特別教育) チェンソーや刈払機のメンテナンス講習会 安全衛生に関する講習会	

- 10 活動を行う際の安全対策の内容(安全教育の内容、ヘルメットなどの保護具の着用、傷害保険加入、事故発生時の対応など具体的に記載すること。また、傷害保険に加入する場合は、補償内容が分かるパンフレット等の写しを添付すること。)

・森林に入る前やチェンソー等を使用する前には、防護具や防護服等の着用を確認し合い、安全チェックを行う。

- ・事故発生時のスタッフ連絡網を常に携帯する。スタッフは実施する場所や内容を事務局と共有してから開始する。
- ・事故発生時には人命救助を最優先し、事務局と連携しながら対応する。
- ・安全衛生に関する講習会では、今までに起きた事故事例を学び、自分たちが行う作業に置き換えて意見交換を行う。
- ・チェンソーや刈払機練習会では、使用する前に、既に取扱講習を受講していることを改めて確認し、普段はチェンソー等に触れていない方のためにも基本を振り返りながら行う。主に、防護具の必要性とより安全な作業方法について実技を交えて行う。
- ・新型コロナウイルスや季節性ウイルス等の感染拡大防止対策については、岩手県及び大槌町の感染対策に基づき、必要に応じて医療従事者のアドバイスをもらいながら、地域内の状況を見ながら事業を進める。

11 事業完了予定年月日

令和8年3月20日

12 経費内訳 (消費税相当額を含む)

(1) 収入の部

区 分	金 額 (円)	左記の内訳 (円)			備 考
		補助対象額		補助 対象外	
		10/10以内	1/3以 内		
県補助金 (予定額)	1,000,000	1,000,000			
その他 (自己資金)	110,499			110,499	
合 計	1,110,499	1,000,000		110,499	

(2) 支出の部

費 目	内 容 (品目・単価・数量等の 積算内訳)	金 額 (円)	左記の内訳 (円)			備 考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10以内	1/3 以内		
賃 金						(必要理由等)
報償費	30,000円×1日×26日	780,000	746,200		33,800	(必要理由等) ・講師代30,000円 ×1日 (7h) ×20日 ×1人 講師：石塚勇太 氏 (釜石市在住、 認定 森林施業プランナ ー) :E)～O) ※林業の施業や 作業道計画につい て、当団体には指 導できる実務経験 者が不在のため ・講師代30,000円 ×1日 (7h) ×6日 ×1人 講師：小山石孝氏 (奥州市在住) ※刈払機、チェン ソー取扱資格取得 の指導者が当団体

						には不在のため A)～D)
旅 費	石塚勇太 27.0km (片道) × 2回 × 20 回 × 25 円 = 27,000円 小山石孝 93.9km (片道) × 2回 × 6回 × 25円 = 28,170 円	55,170	50,000		5,170	
需用費	・ヘルメット 5,937 円 × 10 個 = 59,370円 ・ブルーシート 12,078 円 × 3 枚 = 36,234円 ・熊撃退スプレー 6,824円×5本=34,120 円 ・ハチ撃退スプレー 1,161円×5本=5,805 円	135,529	103,800		31,729	山林内での活動時 に使用
役務費	・保険料 129,800円 (26回) ・事務局費 (通信費) 10,000円	139,800	100,000		39,800	見積書より
委託料						(必要理由等)
使用料及び 賃借料						
原材料費						
備 品 購入費						
合 計		1,110,499	1,000,000		110,499	

- ※1 賃金及び報償費は必要理由、指導者所属、職、氏名、従事時間数等を備考欄等に具体的に記入し、未定の場合はその旨記載すること。
- 2 委託料は、必要な理由を備考欄等に具体的に記入すること。併せて見積書等を添付すること。
- 3 補助対象経費の上限を超えて支出する経費については、超過額を「補助対象外」欄に記入すること。
- 4 (表-1)「4森林資源を活かす活動」に要する経費は、上記表中の「1/3以内対象額」欄に記入すること。
- 5 備品購入費は、機材等の法定耐用年数以上にわたる複数年の計画を企画する場合に計上できること。
見積書又は、単価等が記載されたカタログの写しを本書に添付すること。

見積書

特定非営利活動法人吉里吉里国 御中

件名:刈払機及び伐木講習会講師料 (1日あたり)

有効期限: 2026年03月31日

下記のとおりお見積申し上げます。

コケラワークス

代表 小山石 孝

〒023-1105

岩手県奥州市江刺杉ノ町11-1

TEL: 090-4637-5236

登録番号: T5810722361450



お見積金額 ￥30,000 -

品番・品名	数量	単価	金額
刈払機及び伐木講習会講師料	1 日	30,000	30,000
小計			30,000
消費税 (10% 内税)			(2,727)
合計			30,000

御 見 積 書

令和7年5月12日

NPO法人 吉里吉里国 御中

〒	026	-	0055
岩手県金石市甲子町第5地割75-3			
(氏名)	石塚	勇太	

御見積金額	¥31,350
-------	---------

明細

項目	数量	単位	単価 (円)	金額
講師謝金	1	日	30,000	30,000
交通費 (往復)	54	km	25	1,350
合計額 (税込)				¥31,350
御見積金額				¥31,350



東洋物産工業(旧トーヨーセフティー)

折りたたみヘルメットMOVO BLOOM3(ブルーム スリー)



大変申し訳ございませんが、入荷が遅れております。
5月21日までを目安に順次出荷いたします。

注文コード	70303117
品番	No.105
内容量	1個
参考基準価格(税別)	オープン

単価(税別)
¥ 5,398

色: ロイヤルブルー

使用区分: 飛来・落下物用、墜落時保護用

材質: 帽体:ABS樹脂、ヘッドバンド: 合成樹脂、衝撃吸収ライナー: 発泡スチロール

特長: 従来のヘルメットと変わらないデザイン性。
よりコンパクトに折りたたむため、三分割された帽体部分により構成。
かさばらずに作業現場に持ち運べる!防災用にも最適!

用途: 作業用、防災用

仕様: 収納袋付

長さ(mm): 277

厚さ(mm): (収納時)74

質量(g): 約415

規格: 厚生労働省保護帽の規格「飛来・落下物」、「墜落時保護用」国家検定合格品

寸法(長さL×幅W×高さH)(mm): (組立時)277×208×140、(収納時)277×208×74

衝撃吸収ライナー(発泡スチロール): ○

頭囲(cm): 52～61

RoHS指令(10物質対応): 対応

名入れ: 可



モノタロウ

ブルーシート 高耐候タイプ #3000



当日出荷とは

注文コード	35550542
品番	OM10×10
内容量	1枚

単価(税別)
¥ 10,980

呼び寸法(縦×横)(m): 10×10

仕上り寸法(縦×横)(m): 約9.7×9.7

仕様: コーナーパッド有り

特長: ポリカーボネートハトメは従来のアルミハトメに比べ、つぶれにくく高強度!

屋外使用目安 約1年で耐候性抜群!(自社試験による使用目安)

織目は規則正しく織り込まれており、外観も美しい高品質な商品です。

シートもハトメも樹脂の為、分別せずに廃棄が可能です。

用途: 約3.5x5.3m以上のサイズにはシートが裂けやすい四隅を補強するコーナーパッド付。

土木・建築現場での使用に、野積みカバーとして、レジャー・アウトドア、災害対策に。

※表記使用目安は、耐候性に関する自社試験の使用目安で、保証値ではありません。

※火気や火花発生の近傍でのご使用はしないで下さい。火災の恐れがあります。

※約60℃を超える環境や60℃を超える高温物との接触はシートの溶解、変形、物性低下の危険性があります。

※シート、ハトメに大きな負荷がかかるとシートが破れる恐れがあります。

※物品の懸吊用布材や、墜落防止用布材、ハンモック等としての使用はしないで下さい。

破れて落下や転落などの事故につながる恐れがあります。

注意: ※鋭利な突起物にあたり、引きずったり、無理にシートを引っ張ったりすると破れる原因となります。

※シートの基材やハトメ部分に負荷のかかる設置やご使用はしないで下さい。破損や脱落の危険性があります。

※使用されるときは最初に損傷や不具合がないかご確認下さい。長期間ご使用時には定期点検を行って下さい。

またご使用にならない場合は屋内冷暗所の平坦な場所に保管して下さい。

※屋外使用の場合、日光や雨風によってシートの強度、防水性が低下する場合があります。

※ハトメ部分が車体や物品に接触すると、車体や物品に傷がつく恐れがありますので、ご注意下さい。

※完全防水ではありません。

※廃棄する場合は、各地域の廃棄方法に従い、適切に廃棄して下さい。

種別: ポリカハトメ

材質: (ハトメ)ポリカーボネート、(シート)ポリエチレン

形状: 折りたたみタイプ

質量(kg): 約15.43

色: ブルー

厚さ: #3000

ハトメ数: 44

ハトメピッチ(mm): 約1000

引裂強度(N): タテ約227、ヨコ約229

引張強度(N): タテ約727、ヨコ約690

ハトメ内径(mm): 12

関連資料: [よくある商品Q&A\(0.2MB\)](#)

見積書

amazon business

宛先:

特定非営利活動法人吉里吉里国
ご希望の住所

発行日:

2025年5月13日 11:25:16

合計(税込):

¥ 6,824

発行者:

アマゾンジャパン合同会社
153-0064 東京都目黒区
下目黒 1-8-1
ARCO Tower Annex



www.amazon.co.jp

配送料および手数料が適用される場合があります。

番号	ブランド	商品名	数量	価格 (税抜)	価格 (税込)	小計 (税込)
1	POLICE MAGNUM	POLICE MAGNUM 熊撃退スプレー 中型 (全国の複数の国公立機関・ 地方自治体正式採用品/JS DPA認定品) B-609 販売者: 株式会社ケイ エスプロダクツ	1	¥6,204	¥6,824	¥6,824

合計金額(税込): ¥6,824

配送料および手数料が適用される場合があります。

- 価格および在庫状況は商品の購入時点で変更される場合があります。
- 注文確定時に適用される割引(セール品、クーポンなど)は反映されません。

宛先:

特定非営利活動法人吉里吉里国
ご希望の住所

発行日:

2025年5月13日 11:34:30

合計(税込):

¥ 1,161

発行者:

アマゾンジャパン合同会社
153-0064 東京都目黒区
下目黒 1-8-1
ARCO Tower Annex
www.amazon.co.jp

配送料および手数料が適用される場合があります。

番号	ブランド	商品名	数量	価格 (税抜)	価格 (税込)	小計 (税込)
1	アースジェット	アースジェット ハチアブ マグナムジェット ハチ スプレー 蜂駆除スプレー 550ml ハチ撃退 巣作り防止 ハチ避け 害虫駆除 販売者: Amazon	1	¥ 1,055	¥ 1,161	¥ 1,161

合計金額(税込): ¥ 1,161

配送料および手数料が適用される場合があります。

- 価格および在庫状況は商品の購入時点で変更される場合があります。
- 注文確定時に適用される割引(セール品、クーポンなど)は反映されません。

傷害総合保険 お見積書



特定非営利活動法人吉野里国様

令和 7 年 5 月 13 日

②前年活動実績方式

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて早速ですが、保険料お見積もりにつき、下記のとおりご案内致しますので、
ご検討の上、ご用命賜りますようお願い申し上げます。 敬具

お見積もり内容

傷害総合保険	個人型
保険期間	令和 7 年 6 月 14 日 令和 8 年 6 月 14 日
払込方法	一時払
ご職業	被保険者数 20 人・家族 B級

保険金額	ご本人	配偶者	ご家族
死亡・後遺障害保険金額	3,000,000円	円	円
入院保険金(日額)	3,000円	円	円
手術保険金	入院時	30,000円	円
	外来時	15,000円	円
通院保険金(日額)	2,000円	円	円
介護保険金(年額)	円	円	円
被害事故補償	円	円	円

特約名(免責金額)	保険金額	特約名(免責金額)	保険金額

各種特約・割増引

管理下中のみ危険補償

団体割引5%

通算短期(前年活動実績方式30日以内)

準記名式(全員付保)5%

傷害総合保険お見積もり保険料 合計

お一人(家族)

あたり保険料

6,490円

合計保険料

129,800円

(ご注意)

本見積書は補償する金額や範囲、保険料の概要をご説明したものです。

補償内容の詳細は、チラシ等をご参照いただくか、取扱代理店にご確認願います。

3/3

令和7年5月7日

特定非営利活動法人 吉里吉里国 様

森林所有者氏名 佐藤 栄  印

同 意 書

貴団体が令和7年度に実施する、県民参加の森林づくり促進事業において、私の所有する下記森林を使用することに同意します。

記

森林の所在地 大槌町吉里吉里第 13 地割松磯 1-361

注) 森林をつくる活動、森林を学び活かす活動のうち、森林内で活動を行う場合に提出すること。

様式第4号

団 体 の 概 要

団体名	特定非営利活動法人 吉里吉里国
所在地等	〒028-1101 住 所 岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里三丁目10番6号 電 話 0193-43-1018 FAX 0193-43-1018 Eメール info@kirikirikoku.org
連絡先 (上記と異なる場合)	
代表者 職・氏名	職 名 理事長 氏 名 松永いづみ
設立年月日	平成 23年 12月 27日 法人格取得
設立目的	津波災害復興に向けて新たな雇用の創出と、経済復興に関わる地域主体の取り組みを地元住民と一体となって、地域再生に取り組むために設立。当法人の活動は、地域の環境を育む森林資源を有効に活用しながら、吉里吉里の森はやがて海の再生へとつながり、この活動が次世代に残していく活動になり、地域社会に寄与することを目的としています。
構成員数	役員11名、会員72名
活動実績	【任意団体時（2011年3月～12月）】津波行方不明者の搜索活動や避難所での薪の生産販売活動⇒避難所生活者の雇用確保（延べ20名）、瓦礫廃材処理約50t。 【法人格取得以降2011年12月～】 ・吉里吉里地区海岸沿いの津波塩害木の伐採・撤去処理やその有効利用⇒丸太材や薪等を生産し被災者の自立、雇用の場づくり。 ・塩害木の処理作業後は、森林整備活動（雑草木の刈払い、間伐作業等）、間伐材の有効活用（低質の間伐材から薪等を生産）、人材育成活動（子ども向けの森林教室の開催、林業技術を習得する林業学校等の開催）、薪割りボランティアや企業研修生の受け入れ、震災の経験を語る講話会、イベント開催（地域のコミュニティ活性化、当法人の活動PRや薪の普及を目的として実施）を実施している。
添付書類	☒ 定款又は会則 ☒ 役員名簿 ☒ 活動実績資料（パンフレット、団体広報誌、関連資料など）

当団体は、以下の事項に該当する団体ではありません。

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体。
- 2 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党等を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
- 3 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体。

団 体 名 特定非営利活動法人 吉里吉里国

代表者職氏名 理事長 松永いづみ

注) 市町村が実施主体の場合、本様式の提出は不要です。

特定非営利活動法人吉里吉里国定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人吉里吉里国という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県上閉伊郡大槌町に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、吉里吉里地区を愛する有志達が、津波災害復興に向けて新たな雇用の創出と、経済復興に関わる地域主体の取り組みを地元住民と一体となって地域再生に取り組むものです。地域の環境を育む森林資源を有効に活用しながら、吉里吉里の森はやがて海の再生へとつながり、この活動が次世代に残していく活動になり、地域社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境保全を図る活動
- (3) 災害救援活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地域再生事業
- (2) 地域雇用創出事業
- (3) 復活の森事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事10人以上20人以内
- (2) 監事1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

い。

- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 議会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係わる職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

(構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(管理)

第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第43条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表に係る公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第52条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第53条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第54条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	芳賀 正彦
副理事長	芳賀 藤一
理 事	木村 孝幸
理 事	佐々木 秀樹
理 事	芳賀 博典
理 事	芳賀 康宣
理 事	松村 良二
理 事	田中 範夫
理 事	田中 拓保
理 事	皆川 勇人
理 事	松村 紀貴
理 事	菊池 政志
理 事	芳賀 太一
理 事	亀山 明生
理 事	中嶋 健造
理 事	横路美喜緒
監 事	深澤 光

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額

とする。

(1) 入会金 正会員
 個人 3,000円
 団体 10,000円
 賛助会員
 個人 1,000円
 団体 10,000円

(2) 年会費 正会員
 個人 3,000円
 団体 10,000円
 賛助会員（個人・団体）一口以上
 個人 一口 3,000円
 団体 一口 10,000円

附則

この定款は2014年9月1日から施行する。

（2014年6月15日通常総会にて第3章役員第12条に（3）を追加。）

附則2

この定款は2017年12月1日から施行する。

（2017年11月3日臨時総会にて第1章総則第2条を変更。第8章公告の方法第51条を変更。）

附則3

この定款は2023年7月22日から施行する。

（2023年7月22日臨時総会にて第1章総則第2条を変更。）

特定非営利活動法人吉里吉里国
理事 芳賀 正彦



令和6年度 役員名簿

特定非営利活動法人 吉里吉里国

役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無	備 考
理事長	マツナガ イヅミ 松永 いづみ	岩手県上閉伊郡大槌町大ケ口2-1-17	無	
副理事長	キムラ タカユキ 木村 孝幸	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里1-1-1 吉里吉里町営住宅3-4	無	
理 事	キクチ ショウスケ 菊地 正介	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里1-6-10	無	
同	タナカ タカユキ 田中 孝幸	岩手県盛岡市永井24-29-10	無	
同	タナカ ノリオ 田中 範夫	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里4-6-12	無	
同	チバ タカヒト 千葉 貴仁	大阪府摂津市学園町2-2-6 ナンノ504号	無	
同	ナカジマ ケンソウ 中嶋 健造	高知県吾川郡いの町天王寺4-6-4	無	
同	ハガ タイチ 芳賀 太一	岩手県岩手郡雫石町長山極楽野1-24	無	
同	ハガ ヒロノリ 芳賀 博典	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里2-4-3	無	
同	ハガ マサヒコ 芳賀 正彦	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里 3-404-44	無	
監 事	キクチ マサシ 菊池 政志	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里 3-404-7	無	
同	ササキ ヒデキ 佐々木 秀樹	岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里1-6-10	無	



特定非営利活動法人

吉里吉里国

<https://kirikirikoku.org/>

〒028-1101

岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里

三丁目 10 番 6 号

メール: info@kirikirikoku.org

電話/FAX: 0193-43-1018



★Syncable 寄付サイト
クレジットカードで寄付
や会員登録が可能です

シンカブル 吉里吉里国

★SNSにて情報発信中

Facebook



Instagram



【kirikiristate】で検索

復活の森事業

地域再生事業

雇用創出事業



【森林保全整備】

地域の山々（民有林）の約7割は、地元漁民が所有する森林で、多くは小粒の面積の山林（1ha未満）で、手入れされずに放置されたままの状態です。荒廃した山を再生する森づくりに取り組む、地域の安全維持、環境美化、海をも育む生態系を含む自然環境づくりを図ります。



【薪の生産・販売・PR】

これまで見向きもされなかった、低質間伐材（林内放置材）を有効利用して薪を生産し、その販路を拓くことで、自伐林業の副業づくり・活性化を目指します。また、地域内における“薪のある暮らし”を営む人々を増やすことで、持続できるライフスタイルの確立と薪文化の復活にも結びつけます。



【人材の育成】

- ・林業学校

失われたつづつある“暮らしの伝統技術”、林業技術の普及・伝承と後継者育成を図ります。

- ・森林教室

豊かな自然の美しさ、厳しさ、森林資源の素晴らしさを学び、共存の暮らしを育む人材育成に力を入れます。



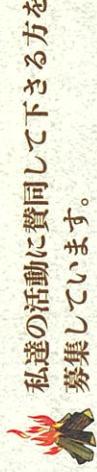
【内外交流促進】

- ・まつりの開催
- ・ボランティア、研修の受入れ
- ・震災講話会の実施

地元住民と地域外の方々、ボランティアなどが一体となり、「貧乏でない質素な暮らし、少しの不便さを心から愉しむことを知るためのまつりやセミナー等を実施しています。」



これらの活動を地域住民と一体となって取り組むことで、やがて豊かな海の再生へとつながり、次世代へと引き継いでいくことで、地域社会に寄与することを目的としています。



私達の活動に賛同して下さる方を募集しています。

会員区分	入会金	年会費（一口）
正会員	個人	3,000円
	団体	10,000円
賛助会員	個人	1,000円
	団体	10,000円

会員・ご寄付等の申込みの際は、メール・電話・FAXにてご連絡ください。

【会費振込先】

口座名：特定非営利活動法人吉里吉里国

①銀行から振込む場合
銀行名：ゆうちょ銀行
店名：二二九（ニニキユウ）
口座番号：0110811（当座）

②郵便局から振込む場合
口座番号：02220-7-110811

【ご寄附振込先】

口座名：特定非営利活動法人吉里吉里国

①銀行から振込む場合
銀行名：ゆうちょ銀行
店名：八三八（ハチサンハチ）
店番：838
口座番号：1934348（普通）

②郵便局から振込む場合
記号：18320
番号：19343481

【団体設立のきっかけ】

津波であらゆるものが流されました。最後の波が退いた後、街は消えていました。見回すと山があった。集落の森だけは、震災前と同じ姿で残っていた。「山がある、俺たちはやっつけていける！」「森と共存しその恵みを受容する在り方を、生き方を森が教えてくれる」と念じました。森が暮らしを立てる。助けられた命を、遺してもらった人生を森で活かそうと決めたのです。



【活動の歴史】

- 2011年5月
任意団体
「吉里吉里国 復活の薪」立上げ。
- 2011年5～9月
瓦礫廃材から50トン以上の
薪を生産・販売。
- 2011年12月
NPO法人「吉里吉里国」設立。
- 2012年1～12月
津波塩害林の伐採・処理。
塩害木から薪を生産・販売。
- 2013年1月～
事業概要①②③をごらんください。

森を育て、 薪を売り、 地域を造る。

岩手県沿岸部にある大槌町・吉里吉里地区。東日本大震災で甚大な被害を受けたこの地域の復興を目的として、有志たちで結成されたのが「吉里吉里国」です。

がれきから薪を作るところからはじめ、現在では木こりとして山に分け入りながら、森林資源の有効活用と保全に努めています。

復活の薪、 販売中です。



杉・広葉樹の薪を、袋詰め(10kg)、棚積み、軽トラ単位で販売しています。価格はお問合せください。

「復活の薪」のご注文は
メール・FAX・お電話にて。

特定非営利活動法人 吉里吉里国

<http://kirikirikoku.main.jp>

〒028-1101

岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里 3-404-44

メール：info@kirikirikoku.org

電話/FAX：0193-43-1018

特定非営利
活動法人

吉里吉里国



KIRIKIRI-KOKU

様式第2号

令和7年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画概要書

団体名	NPO 法人地球のしごと大学 つちのこ保育園			審査番号	
代表者職氏名	代表理事 高浜大介			採択回数	1回
団体所在地	岩手県下閉伊郡普代村第25地割字卯子西66-3			構成員数	-
事業名	「縄文の森づくり体験イベント」と「つちのこ森フェス」開催事業			申請区分	3
活動場所	岩手県下閉伊郡普代村芦渡地区の森林				
事業の目的	子ども向けの森での自然遊びイベントを通じて、森林に親しみ、自然の素晴らしさに気づき、自然と人が調和する社会づくりを担う子どもの育成の機会づくりをする。				
事業の内容	子ども向け森林活用体験イベントの開催 ・縄文の森づくり体験イベント開催（7月、8月、10月） 縄文式のドームの建設体験を行うことで、森の中で暮らしを営んできた縄文人の生活様式を知り、森林の活用について考える。建設したドームは、下記つちのこ森フェスでの1コンテンツとして活用する。 ・「つちのこ森フェス」開催（10月） 専門のスタッフを配置した、子どもたちが楽しめる自然遊びイベントを開催する。エリアを分け、森林の公益的機能や森林整備の必要性を学び、森の中で遊び学ぶことの面白さや奥深さに気付けるきっかけを提供する。 基本的には出入り自由、親子や森林に関心のある方が下記エリアを周りながらそれぞれのペースで過ごす場とする。 エリア1：アスレチックエリア エリア2：木工教室エリア エリア3：クリの木エリア（ツリークライミング・縄文式ドーム） エリア4：広場エリア				
活動期間	令和7年6月～令和7年11月				
参加予定者数	親子50組170名				
補助対象額（円） ※積算内訳は企画書の12積算内訳を参照	費目	R6年度	R7年度	比較増減	備考
	賃金	260,000	230,000	△30,000	■縄文の森づくり体験イベント ・イベントスタッフ 日当 @10,000円*1日（8時間）*3人*3回=90,000円 ・イベント準備にかかる森林整備等 日当 @10,000円*1人*1日（8時間）*3回=30,000円 ■つちのこ森フェス ・イベントスタッフ（木工教室補助員等） 日当 @10,000円*10人*1日（8時間）=100,000円

					■イベント準備にかかる森林整備等 日当 @5,000 円*2 人*半日（4 時間）=10,000 円
	報 償 費	96,000	196,000	100,000	■つちのこ森フェス イベント内木工教室 謝礼 @4,000 円*7 人*1 日（7 時間）=196,000 円
	旅費	0			
	需 用 費	159,702	248,763	89,061	・ヘルメット@6,999 円*3 個=20,997 ・アスレチック製作資材（綿ロープ）73,960 円 ・縄文の森づくり体験イベント用資材 124,252 円 ・つちのこ森フェス 準備用 ガソリン代 10,000 円 ・看板用合板 3,188 円*2=6,376 円 ・看板ペイント材 13,178 円
	役 務 費	81,467	126,181	44,714	■縄文の森づくり体験イベント準備用 ・傷害保険 @ 1,267 円 * 2 人 =2,534 円 ・賠償責任保険 @ 30 円*2 人*30 日 =1,800 円 ■縄文の森づくり体験イベント用 ・傷害保険 @53 円*20 人 *3 日（7 月、8 月、10 月）=3,180 円 ・賠償責任保険 @ 30 円*20 人=600 円 ※ 1,500 円 * 3 日 =4,500 円 ■つちのこ森フェス 用 ・傷害保険 @53 円*170 人*1 日 =9,010 円 ・賠償責任保険

					@30 円*170 人*1 日 =5,100 円 ・事務費 5,000 円 ・イベントちらし・ポスター製作費 50,000 円 ・ちらし印刷費 7,760 円 ・ちらし送付代 15,000 円 ・イベント用普及啓蒙 T シャツ (10 枚) 22,297 円
	委 託 料	285,145	0	△285,145	
	使 用 料	78,970	184,362	105,392	・音響機器レンタル料 (1 日) 13,750 円 ・簡易トイレレンタル料 (1 ヶ 月) 53,600 円 ・軽トラックレンタル料 (3 日間) 18,700 円 ・大型バスレンタル料 (1 日分) ※送迎用 127,400 円 ・重機レンタル料 (4 日間) 339,400 円 ・普代村内全戸配布 1,055 円
	原 材 料 費	38,716	0	△38,716	
	備 品 購 入 費		14,694	14,694	・イベント準備用のこぎり 14,694 円
	合 計	1,000,000	1,000,000		
安全対策の内容	園独自の安全管理マニュアルの制作 (NPO 法人森のようちえん全国ネットワーク連盟安全認証取得予定)、専門家からの指導をもとに、適切な安全対策を行なう。				
	保険加入	内容	・縄文の森林づくり体験イベント開催：グリーンボランティア保険 (【障害】死亡：2000 万、【損害賠償】支払限度額：5000 万円) ・「つちのこ森フェス」開催：ボランティア行事用保険 (【障害】死亡：400 万、【損害賠償】支払限度額：2 億円)		
	有				
特記事項					

森林環境 譲与税を 活用しな い理由 ※市町村 が実施主 体の場合 のみ記載	
---	--

企 画 書

団体名 NP0 法人地球のしごと大学 つちのこ保育園

1 事業名 「縄文の森づくり体験イベント」と「つちのこ森フェス」開催事業

[活動区分： 3] (募集要領2 (1) の活動名を記載。複数活動を組み合わせる場合は主たる活動を記載のこと。)

2 事業目的

岩手県北には豊かな生態系を有する森林や里山があります。しかし、農林業の担い手の減少、森林や里山、田畑の荒廃、獣害などの課題があるのが現状です。私たちは、この事業を通じて、子ども達が遊び学ぶ森林の整備をし、専門のスタッフを配置したイベントを開催することで、保護者の方の心理的ハードルを下げ、森遊びへの入り口を確保することで、森などの自然の中で遊び学ぶことの面白さや奥深さに気づくことを目的としています。また、本事業を通じて、森林の公益的機能や森林整備の必要性を学び、それをきっかけとしてより深い学びへと誘い、人と自然が調和する暮らしを創っていく人材の育成に寄与することを目的としています。

3 事業の効果 (事業により期待される効果を記入。継続実施の場合は、実施した効果も記入すること。)

昨年度整備した森林でイベント開催を継続することにより、近寄りやすいシンボリックな森の遊び場を創出し、人と自然を繋ぐ効果が期待できる。

また、森林に親しみ、森林に関心を寄せ、より深い学びや遊びに繋げていくこと、ひいては、自然と人が調和した暮らしを創る人材の創出が期待できる。

4 事業内容

(1) 活動内容

・縄文の森林づくり体験イベント開催

縄文式のドームの建設体験を行うことで、森の中で暮らしを営んできた縄文人の生活様式を知り、森林の活用について考える。また、本イベントは、昨年度整備した森林で行うことを想定しており、森林自体の活用にもなりえる。

建設したドームは、下記つちのこ森フェスでの1コンテンツとして活用する。

・「つちのこ森フェス」開催

専門のスタッフを配置した、子どもたちが楽しめる自然遊びイベントを開催する。

エリアを分け、森林の公益的機能や森林整備の必要性を学び、森の中で遊び学ぶことの面白さや奥深さに気付けるきっかけを提供する。

基本的には出入り自由、親子や森林に関心のある方が下記エリアを周りながらそれぞれのペースで過ごす場とする。

エリア1：アスレチックエリア

整備した森林に木やロープを設置し、ブランコや雲梯、小さなツリーハウス等のアスレチックを作り、子どもたちが体を使って遊べるようにする。

※森林整備活動前の写真をパネルで掲示することで、森林整備活動の必要性が理解できるようにする。パネルでは森林の公益的機能（生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土壌保全機能、水源涵養機能、快適環境形成機能、レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能）について、説明する。

※昨年度製作した大型の木製玩具を設置する。

エリア2：木工教室エリア

ブースで木工を体験できる。久慈地域の白樺を使ったキーホルダー、樹皮細工、経木細工等を予定している。それぞれ、森林整備を生業としている方などに依頼し、森林の機能について学べるパネル展示、説明などをする。

※木工教室用のレーザー加工機は木工教室の講師が用意する。

※木工教室の材料は講師が用意し、その費用は参加者負担（1人500円程度）とする。

エリア3：クリの木エリア

大きなクリの木が生えているエリアは、大木にハンモックやツリークライミングを設置する。子どもたちの野外遊びの安全を確保するため、アスレチックの経験を有するプレイワーカーズのスタッフを配置する。

エリア4：広場エリア

マルシェのような飲食エリアを設定する。森の中で飲食しリラックスできる場を創出する。

~~(2) 森林資源を活かす活動に供する森林資源等（「4森林資源を活かす活動」の場合に記入すること。）~~

~~ア 品目~~

~~イ 数量~~

~~ウ 設置（搬入）場所~~

~~エ 設置（搬入）する場所の所有者又は管理者~~

~~オ 設置（搬入）後の活用方法~~

(3) 普及啓発等の内容

ア 事業実施の周知方法

イベント開催ポスターの掲示（近隣：洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、宮古市、岩泉町、遠方：盛岡市、紫波町、花巻市、北上市、東京都等）やチラシの配布、プレスリリースによる取材依頼などマスコミへの情報提供、地域情報誌や村の広報、各種SNSなどを活用して事業の周知を図る。

イ 「いわての森林づくり県民税」活用事業であることの周知方法

イベント開催のポスターやチラシなどに「いわて森林づくり県民税活用事業」であることを明記し、様々な機会に活用されていることの周知を図る。

また、イベント開催時に、「いわて森林づくり県民税活用事業」と明記されている登り旗を掲げ、周知を図る。

イベント開催時に、スタッフであることを明確にするためにTシャツを着用予定。そのTシャツデザインの中に「いわて森林づくり県民税活用事業」のロゴを入れる。

ウ 対象森林の活用方策〔1(1)森林整備活動の場合に記入すること。〕

エ 活動実施後の普及啓発方法

本事業の終了後も、整備した森林を活用し、各種森林環境学習や森遊び、木育活動を継続的に行い、都度「いわての森林づくり県民税活用事業」の周知を図る。

5 事業実施場所（位置図を添付のこと。森林整備活動を伴う場合は縮尺5千分の1程度の区域図も添付のこと。）

別紙添付します。

6 事業実施面積（1(1)森林整備活動の場合に記載することとし、実際に整備する面積を記載のこと。）

7 参加者予定数等

(1) 参加予定者数（延べ人数の場合は延べ〇人と記載すること。）

イベント参加者 親子 50 組 合計 170 名

(2) 参加者の確保方法

イベント開催ポスターの掲示（近隣：洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、宮古市、岩泉町、遠方：盛岡市、紫波町、花巻市、北上市、東京都等）やチラシの配布、プレスリリースによる取材依頼などマスコミへの情報提供、地域情報誌や村の広報、各種 SNS などを活用して事業の周知を図る。

また、盛岡からの貸し切り送迎バスを想定しており、東京都近郊や盛岡市等、遠方からの参加者も参加しやすい体制を構築する。

8 対象森林の状況（森林整備活動を伴う場合に記載し、樹種及び林齢等を記載のこと。また、対象森林の写真を添付すること。）

9 事業実施計画

実施時期	実 施 内 容	備 考
令和 7 年 7 月	会場準備作業（灌木の除去、下草刈り）、つちのこ森フェス企画、縄文の森づくり体験イベント開催	7 月 12 日（土）
8 月	会場準備作業（灌木の除去、下草刈り）・つちのこ森フェス企画、縄文の森づくり体験イベント開催	8 月 31 日（日）
10 月	縄文の森づくり体験イベント開催、つちのこ森フェス開催	10 月 11 日（土） 10 月 12 日（日）
11 月	片付け、まとめ作業	

10 活動を行う際の安全対策の内容（安全教育の内容、ヘルメットなどの保護具の着用、傷害保険加入、事故発生時の対応など具体的に記載すること。また、傷害保険に加入する場合は、補償内容が分かるパンフレット等の写しを添付すること。）

- ・会場準備作業については、必要な場合はヘルメットを着用し、適切な安全対策を行なう。機械危険性及びこれらの取扱い方法、作業手順、作業開始時の点検、休息の取り方などに気をつける。
- ・イベント開催時は、園独自の安全管理マニュアル（NP0 法人森のようちえん全国ネットワーク連盟安全認証取得）遵守により、適切な安全対策を行う。
- ・各事業とも、傷害保険に加入し、対応する。
- ・各事業とも、事故発生時には、スタッフ同士が連携し、迅速かつ的確に状況を判断し、重篤な場合は救急車を呼ぶなど、状況に応じて対応する。
- ・アスレチックやツリークライミングの安全確保については、安全管理マニュアルに則り行う。

11 事業完了予定年月日
令和 7 年 11 月 30 日

12 経費内訳（消費税相当額を含む）

（１）収入の部

区 分	金 額 (円)	左記の内訳 (円)			備 考
		補助対象額		補助 対象外	
		10/10 以内	1/3 以 内		
県補助金 (予定額)	1, 000, 000	1, 000, 000			
その他 (縄文の森林づくり体験イ ベント参加費)	210, 000			210, 000	@ 7, 000 円 *10 名 * 3 回=210, 000 円
その他 (自己資金)	159, 543			159, 543	
合 計	1, 369, 543	1, 000, 000		159, 543	

（２）支出の部

費 目	内 容 (品目・単価・数量等の積算内訳)	金 額 (円)	左記の内訳 (円)			備 考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10 以 内	1/3 以内		
賃 金	■縄文の森づくり体験イベント ・イベントスタッフ 日当 @10,000 円人*1 日 (8 時間) *3 人*3 回=90,000 円 ・イベント準備にかかる森林整備等 日当 @10,000 円*1 人*1 日 (8 時間) *3 回=30,000 円 ■つちのこ森フェス ・イベントスタッフ (木工教室補助員等) 日当 @10,000 円*10 人*1 日 (8 時間) =100,000 円 ・イベント準備にかかる森林整備等 日当 @5,000 円*2 人*半日 (4 時間) =10,000 円	230,000	230,000			(必要理由等)
報償費	■つちのこ森フェス ・イベント内木工教室謝礼 @4,000 円*7 人*1 日 (7 時間) =196,000 円	196,000	196,000			(必要理由等)
旅 費						

需用費	・ヘルメット @6,999 円 *3 個=20,997 ・アスレチック製作資材 (綿ロープ) 73,960 円 ・縄文の森づくり体験 イベント用資材 124,252 円 ・つちのこ森フェス準備 用ガソリン代 10,000 円 ・看板用合板 3,188 円*2 =6,376 円 ・看板ペイント材 13,178 円	248,763	248,763			借用発電機ガソリン
役務費	■縄文の森づくり体験イベント準備用 ・傷害保険 1,267 円*2 人=2,534 円 ・賠償責任保険 30 円*2 人*30 日=1,800 円 ■縄文の森づくり体験イベント用 ・傷害保険 53 円*20 人*3 日(7 月、8 月、10 月)=3,180 円 ・賠償責任保険 30 円*20 人=600 円 ※1,500 円*3 日=4,500 円 ■つちのこ森フェス用 ・傷害保険 53 円*170 人*1 日=9,010 円 ・賠償責任保険 30 円*170 人*1 日=5,100 円 ・事務費 5,000 円 ・イベントちらし・ポスター製作費 50,000 円 ・ちらし印刷費 7,760 円 ・ちらし送付代 15,000 円 ・イベント用普及啓蒙 T シャツ(10 枚) 22,297 円	126,181	126,181			チラシ送付レターパックプラス 600*25 箇所
委託料						(必要理由等)
使用料及び賃借料	・音響機器レンタル料(1 日) 13,750 円 ・簡易トイレレンタル料(1 ヶ月) 53,600 円 ・軽トラックレンタル料(3 日間)	553,905	184,362		369,543	音響機器は場内案内等で活用する。

	18,700 円 ・大型バス レンタル料 (1 日分) ※送迎用 127,400 円 ・重機 レンタル料 (4 日 間) 339,400 円 ・普代村内全戸配布 1,055 円					
原材料費						
備 品 購入費	・イベント準備用のこぎ り枝切鋏 14,694 円	14,694	14,694			(法定耐用年 数)
合 計		1,369,54 3	1,000,00 0		369,543	

※1 賃金及び報償費は必要理由、指導者所属、職、氏名、従事時間数等を備考欄等に具体的に記入し、未
定の場 合はその旨記載すること。

2 委託料は、必要な理由を備考欄等に具体的に記入すること。併せて見積書等を添付すること。

3 補助対象経費の上限を超えて支出する経費については、超過額を「補助対象外」欄に記入すること。

4 (表-1)「4 森林資源を活かす活動」に要する経費は、上記表中の「1/3 以内対象額」欄に記入する
こと。

5 備品購入費は、機材等の法定耐用年数以上にわたる複数年の計画を企画する場合に計上できること。
見積書又は、単価等が記載されたカタログの写しを本書に添付すること。

様式第5号

令和7年 5月19日

NPO 法人地球のしごと大学 つちのこ保育園

代表理事 高浜 大介 様

普代村長 柁屋 伸夫



同 意 書

貴団体が令和7年度に実施する、県民参加の森林づくり促進事業において、私の所有する下記森林を使用することに同意します。

記

森林の所在地

普代村第29地割字芦渡21番地14

普代村第29地割字芦渡86番地

注) 森林をつくる活動、森林を学び活かす活動のうち、森林内で活動を行う場合に提出すること

① 栗の木エリア



② 森1



③ 森2



④ 森出口



⑤ 森林入口

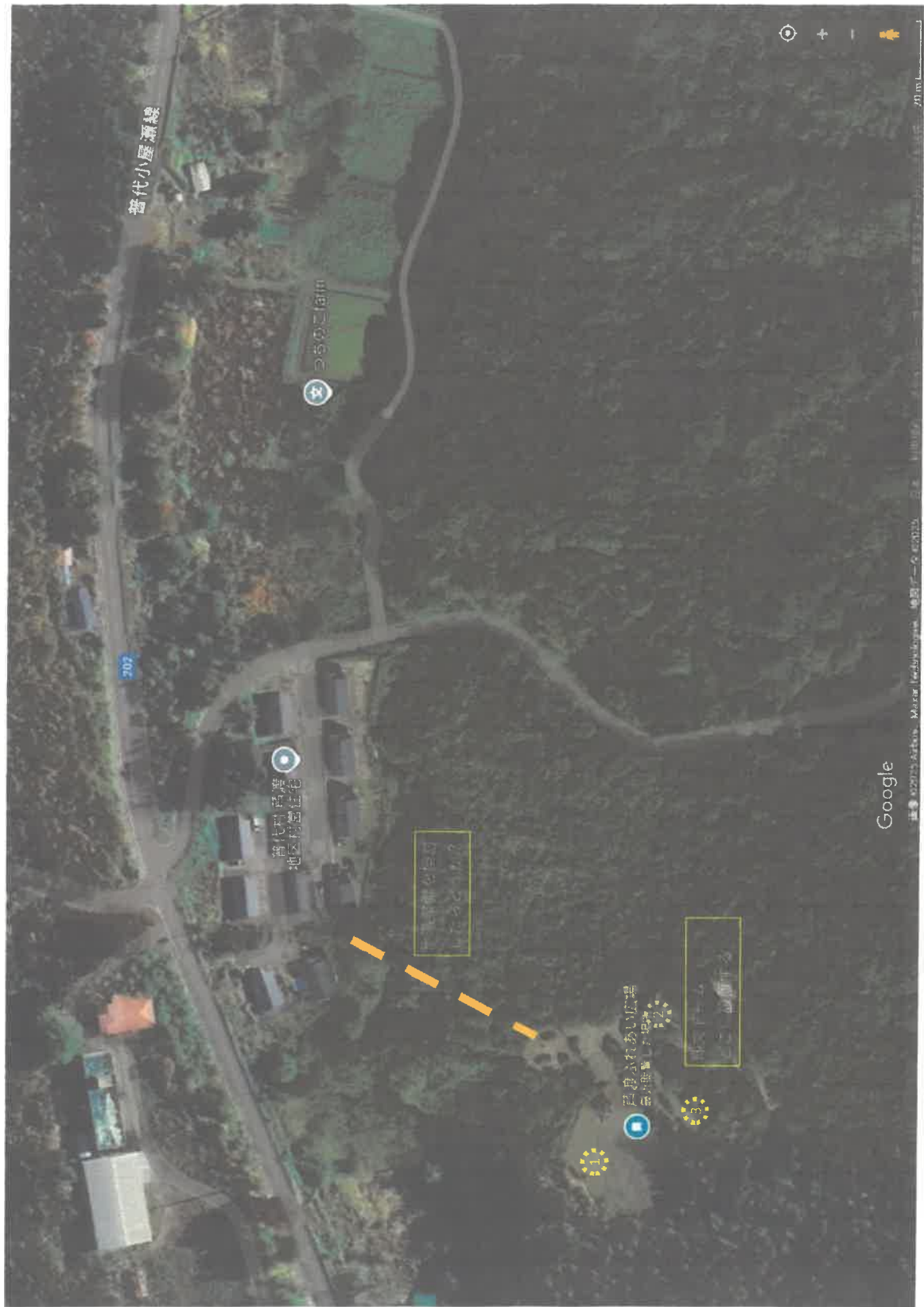


⑥ 通路 1



⑦ 通路 2





地図(タイトルなし)

地図の説明を入力します。

芦度ふれあい広場

凡例

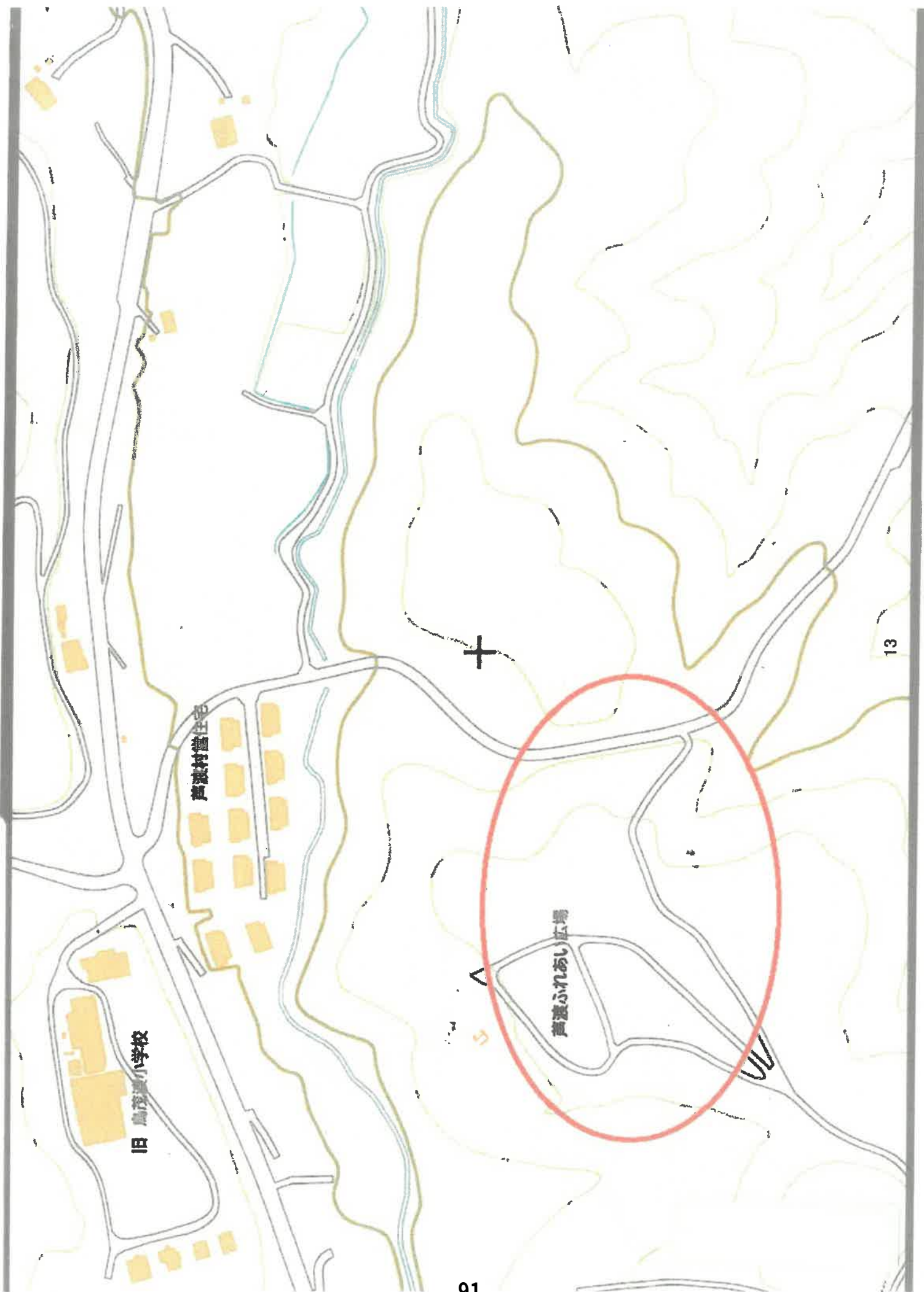
- ??
- ???
- ???(?)
- ????
- アイテム1
- アイテム2
- アイテム3

Google Earth

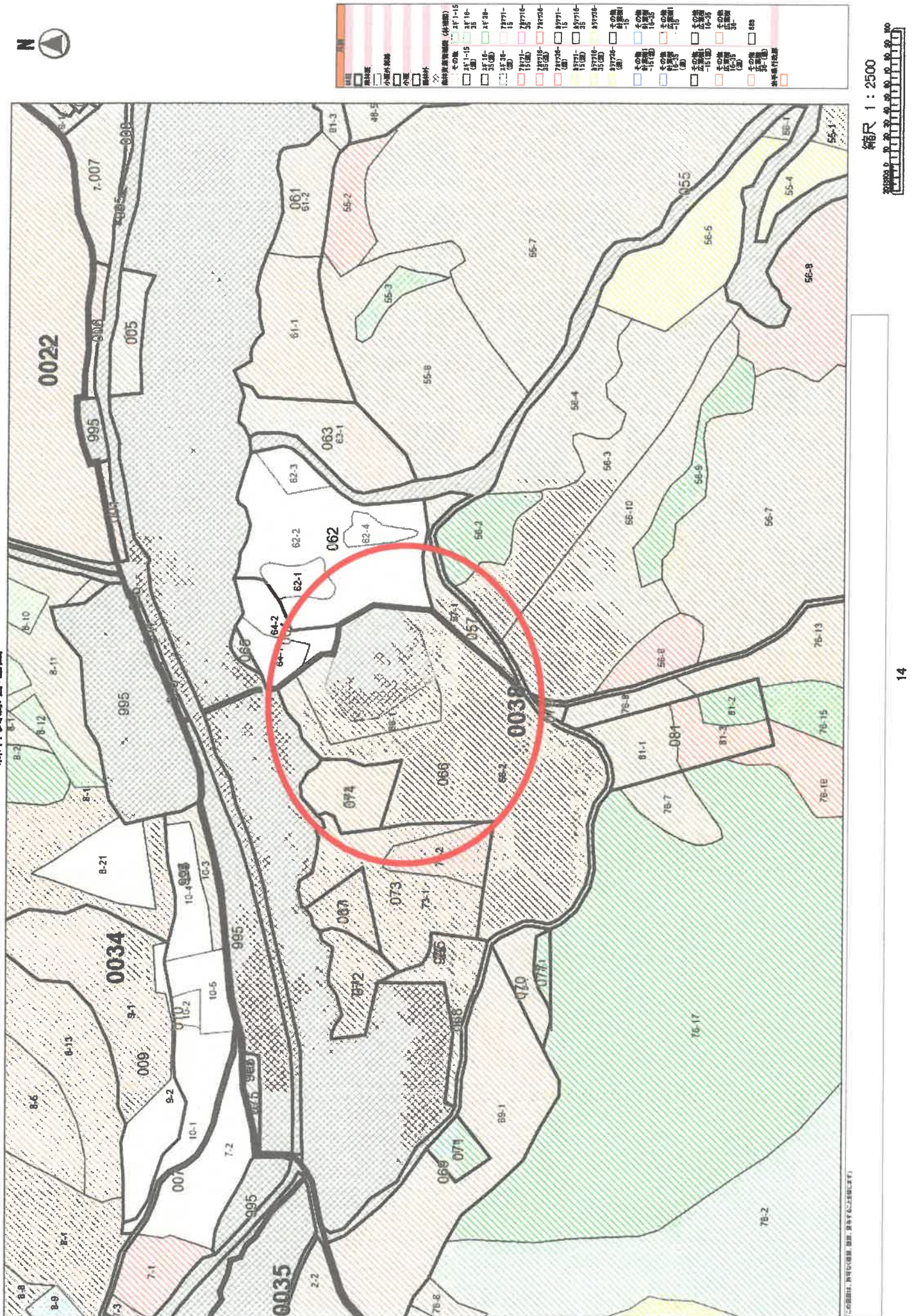
Image © 2024 Airbus
Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO
Map data © 2024 TerraMetrics

N

7 km



因陋加修氣本森



[illegible][illegible]

堅穴式住居立面圖

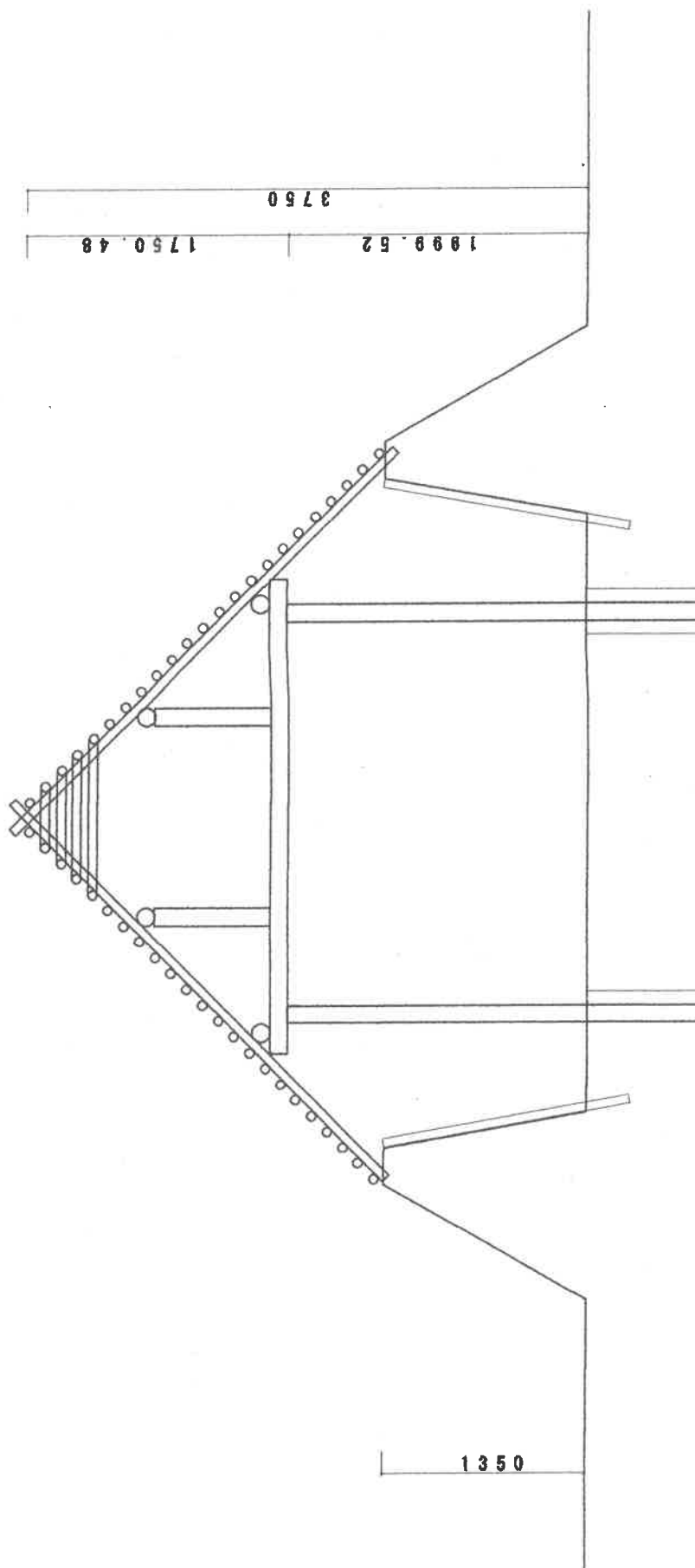
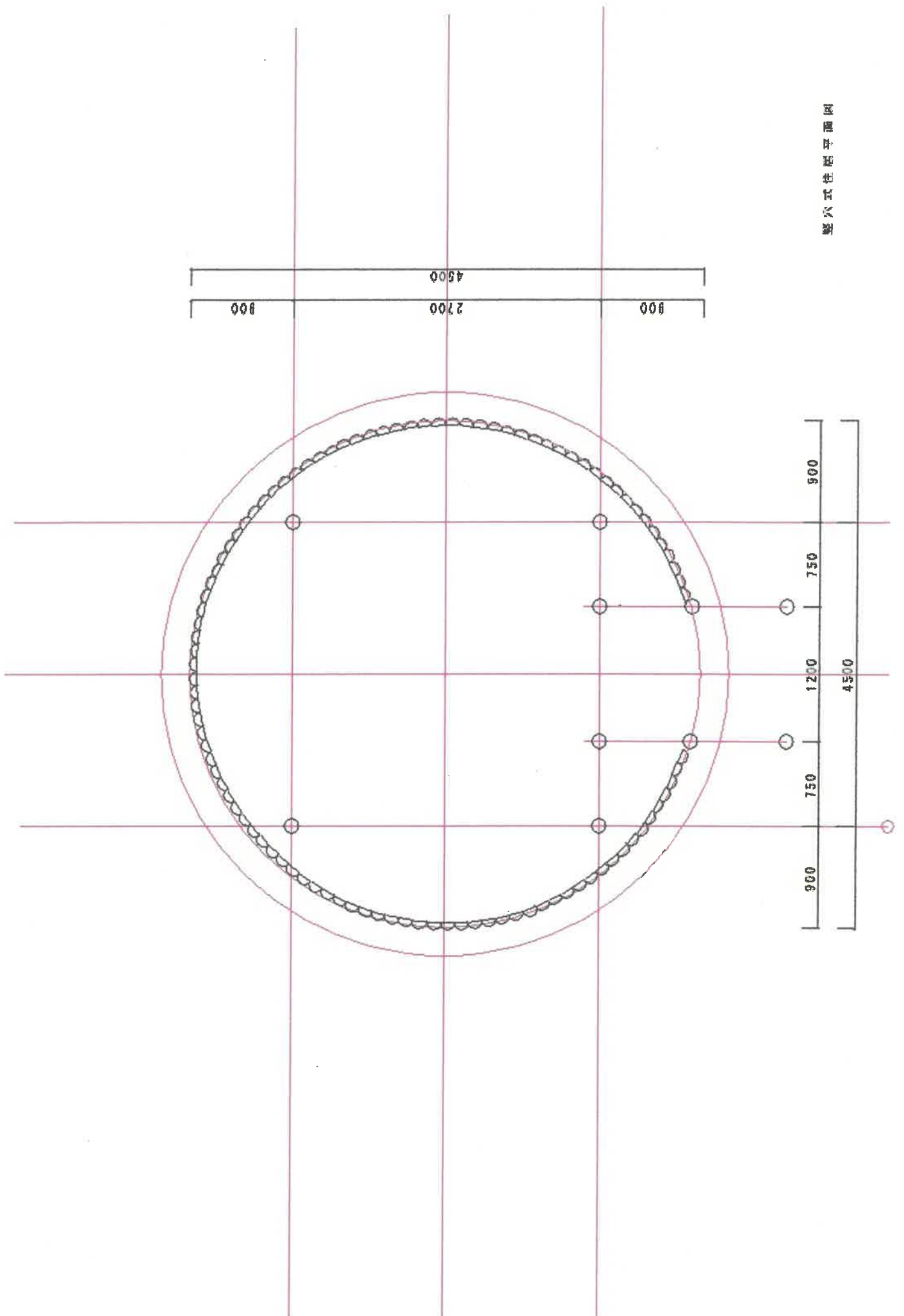


圖 6 式柱基平面圖



汗を気にせず作業に集中!

THE 職人

産業・研究開発用品 > 安全・保護用品 > ヘルメット



ブランド: GREEN DEVIL
**GREEN DEVIL チェーンソー保護
 ヘルメット** フォレスト保護ヘルメ
 ット安全ヘルメット耳栓と顔面保
 護バイザー付き3 in1ヘルメットセ
 ット耐衝撃性通気性作業ヘルメッ
 トEN397&EN352-3

4.4 ★★★★★ (380)

過去1か月で40点以上購入されました

30日間での最低価格

-13% ¥6,999 税込

過去価格: ¥7,999 ●

または¥3,500 月(2か月)。プランを選択

prime

色: オレンジのメッシュバイザーとイヤークップ...



ブランド

GREEN DEVIL

色

オレンジのメッシュバイザーとイヤーク
 プ付き

材質

アクリロニトリルブタジエンスチレン
 (ABS)

メーカー

GREEN DEVIL SAFETY

御見積書

つちのこ保育園 御中**高浜 菜奈子 様****TEL:08055582012**

〒530-0001 大阪市北区梅田三丁目
2番2号 JPタワー大阪
株式会社MonotaRO
TEL:0120-443-509
FAX:0120-289-888
<https://www.monotaro.com/>

以下の通り、御見積り申し上げます。
何卒御下命の程、よろしくお願い申し上げます。

合計金額（税別） ￥73,960-

(配送料、代引手数料は別途加算させて頂く場合がございます。)

受渡場所：御指定通り 支払条件：御規定通り**有効期限：発行日を含み5日間**

※価格は全て通常販売価格（税別）でのお見積りです。
※キャンペーン、経済情勢などにより価格が変動する事が
ございます。
※本見積書は公的機関への提出に使用することは想定
しておりません。

No.	注文コード	メーカー名	商品名	品番	販売単価	数量	小計
1	86331253	ユタカメイク	綿ロープ巻物 12Φ×200m	C12200	29,980	1	29,980
2	19850399	三友	綿ロープ	HR-560	43,980	1	43,980

備考	
----	--

御 見 積 書

頁： 1/2

発行日： 2025年 05月 08日
伝票番号： 0331050500069229

NPO地球のしごと大学 様

住 所 岩手県久慈市長内町第3 4 地割 6 0 番地

会 社 名 DCM株式会社
DCM 久慈店
代 表 者 名 店長 阿部 幸治

電 話 番 号 0194613655

下記のとおり御見積申し上げます
有効期限：御見積日より1ヶ月間有効

税込	総合計金額	¥124,252	(内まとめ値引	¥0)
内訳	税率10% 金額(税込)	¥124,252	(内消費税額等	¥11,295)
	税率8% 金額(税込)	¥0	(内消費税額等	¥0)

No.	部門	品名・規格	数量	単価	金額	摘要
1	010	針葉樹合板 約1820×910×12mm	6	¥1,408	¥8,448	2300000126686
2	010	SPF 2×4 12F 約38×89×3650mm	12	¥1,518	¥18,216	4528182100098
3	010	SPF 2×4 8F 約38×89×2430mm	14	¥1,298	¥18,172	4528182101200
4	010	赤松 乾燥材 約30×40×3985mm	12	¥877	¥10,524	4528182130064
5	010	普通合板T2 約1820×910×4mm	9	¥1,958	¥17,622	4967908200023
6	001	DCM 2サイクル混合燃料 4L	2	¥1,628	¥3,256	4573330684548
7	001	業務用セメント 25Kg 25kg	4	¥657	¥2,628	4981447181094
8	001	碎石20～13mm 約20kg 約20kg	10	¥437	¥4,370	4981447310333
9	002	DCMブルーシート 3000 7.2×9.0	2	¥7,348	¥14,696	4589429922514
10	002	ジュート麻縄 約7mm(長さ約230m)	2	¥1,958	¥3,916	4930502305180
11	002	麻ロープ 約9mm×20m	3	¥1,188	¥3,564	4930502341096
12	007	木用ねじ 徳用箱 4.2×75mm	2	¥657	¥1,314	4944825405045
13	007	木用ねじ 徳用箱 5.2×120mm	1	¥877	¥877	4944825405069
14	007	木用ねじ 小箱 3.8×28mm 950	1	¥767	¥767	4944825554569
15	008	DCM 替刃式折込鋸 替刃 木工用荒目	8	¥822	¥6,576	4582319236234
16	008	DCM チェーンソーオイル 4L T-AZ10	1	¥2,178	¥2,178	4589429908570

備考

係 印

DCM 久慈店
下野 ユカリ

御見積書

頁： 2/2

発行日： 2025年 05月 08日
伝票番号： 0331050500069229

NPO地球のしごと大学 様

住 所 岩手県久慈市長内町第3 4 地割 6 0 番地
会 社 名 DCM株式会社
DCM 久慈店
代 表 者 名 店長 阿部 幸治
電 話 番 号 0194613655

下記のとおり御見積申し上げます
有効期限：御見積日より1ヶ月間有効



No.	部門	品名 ・ 規格	数 量	単 価	金 額	摘 要
17	009	コールドール 1 6 L	1	¥7, 128	¥7, 128	4932292000214
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
小 計					¥124, 252	

備考

係 印
DCM 久慈店
下野 ユカリ

ご利用の手続き

■グリーンボランティア保険利用にあたって

- 本保険にご加入するにはNPO法人森づくりフォーラムへの登録が必要になります。
- NPO法人森づくりフォーラムへの登録には、保険料とは別に登録手数料をご負担いただきます。
- 登録手数料(年度更新)

1. 森づくりフォーラム団体会員：免除
2. 任意団体/NPO法人：2,000円
※毎年4月1日を年度の始まりとし、翌年3月31日までの登録料となります。
中途で加入された場合も、登録料は同一です。毎年更新料(登録料と同額)を
ご入会いただくだけで、翌年以降は加入できます。
3. 上記1,2以外の団体：4,000円

■ご利用の流れ

下記文中の「**包紙契約登録票**」「**保険加入依頼書**」「**事故報告兼事故証明書**」は、森づくりフォーラムHP内「グリーンボランティア保険」にてpdfデータを掲載しております(ダウンロード可)。

ステップ1

グリーンボランティア保険登録

「グリーンボランティア保険」包紙契約登録票に必要事項を記入し、NPO法人森づくりフォーラムまでFAXするか、HP内で登録申請する。

ステップ2

活動実施の前日までに

- ①加入手続きの前に「重要事項説明書」を添付する。
- ②活動実施日前に「保険加入依頼書」の上段「活動予定日通知欄」の部分に、必要事項(全項目)を記入し捺印の上、NPO法人森づくりフォーラムまでFAXまたは郵送するか、メール添付(PDF化したものに限る)する。

[注意] 下記の場合は保険が適用されませんので、ご承知ください。

- 団体登録のみで、活動実施日前の「保険加入依頼書」の提出がない。
- 「保険加入依頼書」内の「活動予定日通知欄」に必要事項が正しく記載されていない。

ステップ3

活動終了時に

- ①翌月の15日までに1ヵ月分の活動内容について、1行事毎に「グリーンボランティア保険加入依頼書」の下段「活動実施報告欄」に必要事項を記入し、NPO法人森づくりフォーラムまでFAXまたは郵送するかメール添付する。
- ②保険料を「活動実施報告欄」の記載内容に基づいて翌月15日までに振込む。

[注意] ①第1回の振付につきましては、参加北方委員の名義(氏名・住所・電話番号)の備え付けが必要です。引受保険会社が必要と認めた場合は、全員の名義提出が必要となります。②第2回の振付につきましては、実際に参加した全員の名義の提出が必要となります。③振込先等が途中で変更となった場合は、活動実施報告欄にその旨を記載し、必ずFAXもしくはメールで報告してください。その場合、保険料は発生しません。

■銀行振込・郵便振替の口座(恐れ入りますが振込手数料はご負担ください)

銀行振込	振込の際、団体名前に登録番号をご記入ください。(例)12345 モリゾクグリーンフォーラム
	■保険料専用口座 (振込手数料の口座は別です) 三友UFJ銀行/三浦支店/普通 口座番号：1183002 口座名義：特定非営利活動法人 森づくりフォーラム 代表理事 内山 節(ウチヤマ タカシ)
郵便振替口座	口座番号：00170-4-574823 口座名義：グリーンボランティア保険本部

問い合わせ窓口

事務局および事務処理手続きの お問い合わせ先	NPO 法人森づくりフォーラム TEL：03-3868-9535 FAX: 03-3868-9536 ホームページURL：https://www.moridukuri.jp/hoken/insurance.htm
取扱代理店	トキワ TEL：0120-290-296 FAX: 050-3730-7450 メールアドレス：green.volunteer.hoken@gmail.com
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社

23T-002914 2024年3月作成

森林や野外でのボランティア活動を主催する皆様へ

1年間に

森で活動中に ケガをした人がいる団体

25%*

- ▶ 鎌でケガ
- ▶ 転倒・滑落
- ▶ ハチ刺され
- ▶ チェーンソーや刈払機による事故
- ▶ 植物のトゲやかぶれ

事故の予防が何より大事ですが、どんなに安全対策をしても「まさかの事故」は起きるもの。グリーンボランティア保険は、主催者もボランティアのみさんも参加する上で必要な「まさかのそなえ」です。

*ケガには加中症を含む。平成27年1月1日～12月31日までの期間を対象期間とした。おれづくり活動についての実験調査で、1年間の森づくり活動中にケガを申しました方はいますか。お返事ください。というアンケート。

森林や野外で
活動する団体のための

ボランティア保険

グリーンボランティア保険は「行事参加者の傷害危険担保特約付帯傷害保険」
「国内旅行傷害保険」「施設賠償責任保険」で構成される保険商品のセットネームです。

▶ チェーンソーや刈払機など
動力使用も含めた作業が対象
(第2種でのお引き受けに限りま。

- ▶ 保険加入者は行事主催団体
- ▶ 実参加者数に応じて保険料を払う後払い方式
- ▶ 活動中止時は保険料の発生なし

概要

- ① 傷害保険：参加者がボランティア活動中にケガをした場合の保険です。

② 賠償責任保険：

活動中、他人にケガをさせたり、
他人の持ち物を壊したりした際に、
主催者側や参加者が賠償する場合の
保険です。

特長



NPO法人森づくりフォーラム

このチラシはグリーンボランティア保険の概要を説明するものではありません。詳細については、別紙の「グリーンボランティア保険の概要」をご覧ください。
グリーンボランティア保険は、主催者もボランティアのみさんも参加する上で必要な「まさかのそなえ」です。
グリーンボランティア保険は、主催者もボランティアのみさんも参加する上で必要な「まさかのそなえ」です。

■对象行事

- 森林、公園、川、海辺等における自然観察、調査、クラブ制作、滑降作業またはチェンソーもしくははたき機など同等の動力工具*1を利用した育利を目的とした活動*2
- *1 同等の動力工具とは薪割機、木材破砕機、ゴンドールもしくは電動丸ノコギリ等である。それ以外の動力工具を使用する場合は参加依頼書提出前に事前に申し合わせる。
- *2 チェンソーもしくははたき機など同等の動力工具*1を利用

■被保険者(保険の対象となる方)の範囲

- ①記名被保険者(※)②配名被保険者(※)の使用者③記名被保険者(※)の構成員④グリーンボランティア保険加入依頼書」を契機にグリーンボランティア団体の代表者、構成員⑤団体の行うグリーンボランティア活動の参加者
- ※記名被保険者とは加入者を指します。

■補償内容（加入タイプ別）

		加入タイプA	加入タイプB	加入タイプC
借入部分	死亡保険金	1,000万円	2,000万円	3,000万円
	後遺障害 保険金	後遺障害の程度に応じて 40万円～1,000万円	後遺障害の程度に応じて 80万円～2,000万円	後遺障害の程度に応じて 120万円～3,000万円
	本人の事故			
	入院保険金	日額5,000円	日額10,000円	日額10,000円
	通院保険金	日額3,000円	日額5,000円	日額5,000円
	手術保険金 ^{※1}	入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）		
賠償責任部分	対人・対物・共通 1名1事故につき	支払限度額：5,000万円 免責金額（自己負担額）：なし		

[illegible]

■ご負担いただく保険料

- ① 保険料：下記記載の部分は保険料と賠償責任部分（保険料との合計）
 ② ③ 賠償責任部分：上記記載の部分は賠償責任部分のどちらか一方だけではご利用いただけません。
 ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅

第1種

	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
備考部分※1	1人につき 53円	1人につき 104円	1人につき 136円
講師責任部分	参加者1人につき 30円 ただし、活動の最低保険料 1,500円		

※1 第1種の延滞部分保険料率は1日あたり平均被保険者数が50名以上499名以下の場合の団体割引率5%を適用しております。

第2種 作業に動力を使用する場合、または活動期間が2日以上(1泊2日以上)の場合

	係数期間	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
傷害部分 ^{※1}	2日(1泊2日)まで	1人につき 383円	1人につき 708円	1人につき 861円
	4日(3泊4日)まで	1人につき 463円	1人につき 857円	1人につき 1,044円
	7日(6泊7日)まで	1人につき 548円	1人につき 1,016円	1人につき 1,245円
賠償責任部分	参加者1人、1日につき 30円 ただし、1活動の最低保険料 1,500円 ^{※2}			

※1 住居を売却してから住居に帰着するまでの期間で股配してください。また、帰着期間(帰着期間)は最長1ヵ月まで設定できます。6泊7日超過でのご参加ください。※2 活動期間が2日以上の場合、賠償責任部分の計算における参加者人数は全期間の延べ人数で計算します。

お支払いする保険金の種類と概略

下表ではグリーンボランティア保険でお支払い対象となる保険金の種類とその概要を記載しております。

- [illegible]

[illegible][illegible]

⚠ 万一事故が発生したら

[illegible]

森づくりフォーラムへの登録更新の手続きについて

◆一度登録したあと、年次更新中のタイプの変更はできませんので、承認おまちください。◆毎年、更新していただく方式で、登録手数料(更新手数料)のお支払いのみで登録の更新手続きは完了します。尚、登録内容に変更が生じた場合は包括契約登録票で変更をFAXでもお知らせください。

グリーンボランティア保険 保険料お見積書 ① 令和 7年 5 月 13 日

登録No.	
団体名	つちのこ保育園
ご担当者	カヤバ 様
活動目的	森林イベントの準備
住 所	岩手県
T E L	090-9283-4418
F A X	
実施予定日	令和7年9月1日～30日
参加予定/全期間 実人数	第1種 0名) 第2種(2名)
	30日間

Aタイプで試算				
保険料	第1種	53円×	0名=	0
	第2種	1,267円×	2名=	2,534
賠償責任部分		30円×2名	×	30日=
見積額	合計			1,800※1
				4,334

※1:賠償責任保険料は、1,500円未満の場合、最低保険料1,500円となります。
(消費税非課税)

登録料	令和7年度	2,000※2
-----	-------	---------

※2:森づくりフォーラムへの団体登録料が必要となります。
(内訳、登録料:1,819円、消費税:181円)
消費税率10%

〒113-0033
東京都文京区本郷2-25-14 第一ライتلビル405号室
TEL 03-3868-9535 FAX 03-3868-9536

代表理事 内山 節



グリーンボランティア保険 保険料お見積書

令和 7年 5 月 15 日

登録No.	
団体名	つちのこ保育園
ご担当者	カヤバ様
活動目的	森林イベント
住所	岩手県
TEL	090-9283-4418
FAX	
実施予定日	1日間:1回分として
参加予定/全期間 実人数	第1種 20名 第2種(名)

保険料		Aタイプで試算	
第1種	53円×	20名	= 1,060
第2種	円×	名	= 0
賠償責任部分	30円×20名	× 1日	= 1,500 ※1
合計			2,560 (消費税非課税)

※1:賠償責任保険料は、1,500円未満の場合、最低保険料1,500円となります。



代表理事 内山 節

〒113-0033

東京都文京区本郷2-25-14 第一ライビル405号室

TEL 03-3868-9535 FAX 03-3868-9536

グリーンボランティア保険 保険料お見積書 ② 令和 7年 5 月 13 日

登録No.	
団体名	つちのこ保育園
ご担当者	カヤバ 様
活動目的	森林イベント
住 所	岩手県
T E L	090-9283-4418
F A X	
実施予定日	令和7年10月12日
参加予定/全期間 実人数	第1種 170名 第2種(名) 1日間

		Aタイプで試算	
保険料		第1種	第2種
		53円 × 170名 = 9,010円	0円
見積額	賠償責任部分	30円 × 170名 × 1日 = 5,100円	※1
	合計	14,110円	(消費税非課税)

※1: 賠償責任保険料は、1,500円未満の場合、最低保険料1,500円となります。



代表理事 内山 節
〒113-0033
東京都文京区本郷2-25-14 第一ライトビル405号室
TEL 03-3868-9535 FAX 03-3868-9536

御見積書

2025 年 2 月 22 日

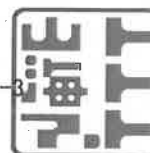
NPO法人地球のしごと大學 御中

山ト海トアート 橋本 太郎

020-0107 盛岡市松園2-5-3

TEL 090-6104-7980

MAIL hashimoto@yamatoumito.art



下記のとおり御見積申し上げます。

御見積金額 **¥50,000-** (税込)

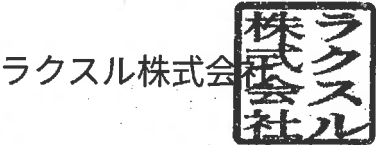
森のようちえんイベント分

品 名	数量	単 価	金 額	摘 要
イベントチラシデザイン作成費	1	45,455	45,455	A4 / A3 size 各片面
		小 計	45,455	
		消費税	4,545	
		合 計	50,000	

備 考

発行日: 2025年05月09日

NPO法人 地球のしごと大學 御中



〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ 森JPタワー19階
tel: 03-4577-9200 mail: contact@raksul.com

商品名 / 商品仕様	部数	出荷日	金額	(単価)
チラシ・フライヤー チラシ・フライヤー A3 片面カラー 光沢紙(コート) 標準 : 90kg	30部	受付日確定から7 日以内	¥2,120	約¥70.66
チラシ・フライヤー チラシ・フライヤー A4 両面カラー 光沢紙(コート) 標準 : 90kg	2,000部	受付日確定から4 日以内	¥4,935	約¥2.46

注文内容:	商品:	¥7,055
ご注文金額:		¥7,055
お支払い金額:		¥7,055
消費税:		¥705
ご請求合計金額:		¥7,760

お客様へ (必ずご確認ください)

- 見積書の有効期限は発行日より1ヶ月です。
- キャンペーン商品についてはキャンペーンが終了次第通常価格での販売となります。その際には本見積書をご利用にはなれませんのでご注意ください。
- 販売停止した商品は本見積書に仕様が記載されていてもご注文いただけません (新聞折込・ポスティング・エリア便については本見積書と同じ配布・折込日でのご注文が出来ない場合は販売停止に該当します)。
- 見積書の発行日は発行時点の日付となります。過去の日付、未来の日付に変更できませんのでご注意ください。
- 送料無料です。(ただし、名刺の注文の場合を除きます。また、複数箇所への分納をご希望の場合は1箇所につき1,380円の送料をお支払いいただきます。)
- 受付日とは、ご注文商品の出荷日を計算する基準となる日です。受付日は、入稿されたデータのチェック完了とお支払いの完了をもって確定とさせていただきます。受付日確定後、印刷工程へと進みます。
- データチェックお急ぎ便、オペレーターチェック入稿、後から入稿、領収書の郵送、NP請求書払い、ラクスル請求書払いは有料オプションです。
- 見積書の期限内に価格変更があり、上記の金額で購入いただけない場合がございます。その際はカスタマーサポートまでご連絡ください。

お見積書



NPO法人地球のしごと大學
様

発行日:2025年5月13日

ラクスル株式会社 

〒106-0041 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ 森JPタワー 19階

Tel : 03-6837-4106 Mail : apparel-support@raksul.com

商品名 / 商品仕様	部数	出荷日	金額
5.6オンス ハイクオリティTシャツ United Athle 5001-01	10	2025年05月26日	¥22,297
本体色: ライトオリーブ、印刷方法: 転写プリント、個包 装: なし	枚	(月)	

ご請求合計金額(税込)	¥22,297
-------------	---------

お客様へ（必ずご確認ください）

- NP請求書払いとはPDF発行の場合220円(税込)、郵送の場合は440円(税込)の決済手数料がかかります。
- ラクスル請求書払いは、決済手数料550円（税込）がかかります。ラクスルプライム会員の場合、決済手数料無料でご利用いただけます。
- キャンペーン対象商品についてはキャンペーンが終了し次第、通常価格での販売となります。その際には本見積書をご利用にはなれませんのでご注意ください。
- 出荷日は、ご購入手続きのタイミングやデータ確認状況、工場の稼働状況によって変動いたします。
- 見積書の有効期限は発行日より1ヶ月です。
- 本書面についてご不明点などございましたらお問い合わせフォーム（<https://apparel.raksul.com/contact>）からご連絡ください。
- 販売停止した商品は本見積書に仕様が記載されていてもご注文いただけません。
- 見積書の発行日は発行時点の日付となります。過去の日付、未来の日付に変更できませんのでご注意ください。
- 送料無料です。複数箇所への分納をご希望の場合は追加送料をお支払いいただきます。

見積書

様

担当 金留譽道 (カナトメ タカミチ)

有効期限： 次回改定まで

110

 基本料金シミュレーター (30日まで)

軽VT (バントラ) クラス

出発

2025年

▼

10月

▼

11日

▼

9時

▼

0分

▼

返却

2025年

▼

10月

▼

13日

▼

17時

▼

0分

▼

- ☐ ナビ

☐ チャイルドシート

☐ キャリア
- ☐ 車宅配(片道3kmまで)

☐ 車宅配(往復3kmまで)

☒ 免責補償
- ☐ 免責補償ワイド

☐ ペット可

☐ スタッドレス

※免責補償ワイドのご利用には「免責補償」も必要です

計算

クリア

利用時間	2日8時間
基本料金	15,400円
オプション料金	3,300円
ハイシーズン料金	0円
合計	18,700円(税込)



御見積書

No.

つちのこ保育園

御中

令和7年5月12日

下記の通り御見積り申し上げます。

東日本交通株式会社

代表取締役社長 田鎖 隆浩

〒020-0004

岩手県盛岡市山岸字大平17-2

TEL 019-663-6610

FAX 019-663-6620

担当 伊藤 友美

団体名 つちのこ保育園 様
運行日 令和7年10月12日(日)
配車場所 盛岡駅西口バスターミナル
有効期限 発行日より2週間有効
支払方法 振込

項目	数量	単価	金額	備考
中型 バス運賃 盛岡駅～旧鳥茂渡小学校	1	115,000	115,000	
消費税		11,500	11,500	
手数料				
ガイド料				
有料道路				
駐車料		900	900	盛岡駅西口バスターミナル
その他実費				
※ その他実費				軽減税率対象

※中型バス39人乗り(正33席+補助6席)予定

合計 ￥127,400

対象金額(税込)
127,400

うち消費税
11,582

うち消費税合計
11,582

消費税10%
消費税 8%
非課税・不課税

※

御見積書

つちのこ保育園

御中

下記の通りお見積致しますので御検討の上何卒ご用命
賜りますようお願い申し上げます

御見積金額

¥339,400 –

本書には、消費税は含まれておりません。


株式会社 久慈会社
 久慈営業所
 〒028-0041
 久慈市長内町第19地割165-17
 TEL 0194-52-2140

TEL 0194-52-2140

FAX 0194-52-2141

担当者 藤原 涼太

工	事	件	名	:
工	事	期	間	:
御	支	払	条	件
見	積	有	効	期
限	:	提	出	後
		約	一	ヶ
		月		

承認	検印	担当
		

[illegible]

レンタル料金等早見表（税別）

商 品 名	レンタル料金 (日額)	補償料 (日額)	基本管理料 (一括)	商 品 名	レンタル料金 (日額)	補償料 (日額)	基本管理料 (一括)
ミニバックホー 1Tクラス	7,000	400	1,000	軽ダンプ	7,000	500	1,000
ミニバックホー 1.5Tクラス	7,000	400	1,000	2Tダンプ	8,000	500	1,000
ミニバックホー 2Tクラス	8,000	400	1,000	3Tダンプセーフティローダ式	13,000	500	1,000
ミニバックホー 3Tクラス	8,000	400	1,000	4Tダンプ	15,000	800	1,000
バックホー 0.2クラス	10,000	400	1,500	軽トラック	6,000	500	1,000
バックホー 0.25クラス	12,000	600	1,500	2Tユニック車	15,000	500	1,000
バックホー 0.4クラス	15,000	700	2,000	4Tユニック車	20,000	800	1,000
バックホー 0.7	25,000	900	3,000	ランマー50K	2,000		300
ホイールローダ0.4	10,000	500	1,000	プレート50K	2,000		300
ホイールローダ0.5	12,000	500	1,000	パイプロコンバクター200K・300K	4,000		500
ホイールローダ1.3	18,000	500	2,000	2吋水中ポンプ	400		200
ブルドーザー20クラス	10,000	500	1,000	3吋水中ポンプ	600		300
キャリアダンプ1T	7,000	500	1,000	4吋水中ポンプ	800		400
キャリアダンプ2T	9,000	500	1,000	6吋水中ポンプ	1,200		600
振動ローラ550K	4,000	300	500	8吋水中ポンプ	1,800		800
コンバインドローラ3T～4T	8,000	500	1,000	フレキシ式ポンプ3吋	3,000		600
ロードローラ10T	10,000	500	2,000	高周波用エンジン	3,000		300
タイヤローラ10T	10,000	500	2,000	高周波用フレキ	2,500		200
グレーダー3.1M	18,000	500	2,000	エアブレーカー8kg	1,000		300
ジャアントブレーカー0.12(ベースマシン付)	20,000			エアブレーカー7kg	1,500		300
ジャアントブレーカー0.25(ベースマシン付)	30,000			エアブレーカー20kg	2,000		300
ジャアントブレーカー0.4(ベースマシン付)	40,000			エアブレーカー削岩式	3,000		300
アイアンフォーク 0.12クラス(単体)	8,000			電動ブレーカー100V	3,000		200
アイアンフォーク 0.25クラス(単体)	10,000			ハンドカッター (ブレードは別途)	5,000		300
アイアンフォーク 0.4クラス (単体)	15,000			コンクリートカッター (ブレードは別途)	7,000		500
発電機1.6KVAインバータ	2,500		200	ジェットヒーター	3,000		300
発電機2.4KVAインバータ	3,000		200	高圧洗浄機	5,000	100	600
発電機2KVA～3KVA	2,000		200	投光機2灯式	8,000	400	500
発電機10KVA	4,000	400	1,000	投光機4灯式	10,000	400	500
発電機20KVA	5,000	400	1,000	投光機バルーンタイプ	10,000	400	500
発電機37KVA	6,000	400	1,000	ユニットハウス3坪クラス	(月額)25,000		
発電機50KVA	8,000	400	1,000	コンテナ型倉庫1坪タイプ	(月額)10,000		
発電機100KVA	12,000	400	1,000	簡易水洗トイレ	(月額)18,000		
ウェルダー小型 150A	4,000	400	500	高所作業車垂直型クローラ式6M	8,000	400	1,000
ウェルダー発電機兼用型 280A	6,000	400	1,000	高所作業車垂直型ホイール式8M	13,000	400	1,000
コンプレッサー20馬力	4,000	400	500	高所作業車車輦搭載式12M7'～ム型	25,000	800	1,000
コンプレッサー35馬力	6,000	400	500	高所作業車車輦搭載式17M7'～ム型	35,000	1,000	1,000
コンプレッサー50馬力	8,000	400	500	高所作業車車輦搭載式22M7'～ム型	50,000	1,000	1,000
コンプレッサー75馬力	10,000	400	1,000	高所作業車車輦搭載式27M7'～ム型	70,000	1,000	1,000
コンプレッサー100馬力	15,000	400	1,000	カニクレーン2.5Tクラス	18,000	400	1,000

単位:円

- 【注】① バックホーのアームクレーン仕様機及び小旋回機等は、別途レンタル料金をいただきます。
 ② レンタル料金・補償料及び免責金額は、仕様並びに地域により、上記金額と異なる場合があります。
 ③ 当社保有以外の車両、機械につきましては、補償料及び免責金額は、上記金額と異なる場合があります。
 ④ 基本管理料は通常の状態での一括金額であり、返却時の汚れ具合によっては、別途下記汚泥清掃料を追加請求させていただきます。
 ⑤ 一覧表に表示されていない商品の料金等は、最寄りの営業所にお問い合わせください。

汚泥清掃料（※ 汚れ具合により下記金額が別途請求となります） 給水費用（※ 基本管理料とは別料金になります）

品 名	機 種	料 金	適用機種	料 金
ミニバックホー	0.03～0.18㎡	2,000～	10Tタイヤローラ	3,000
バックホー	0.2～0.45㎡	4,000～	10Tロードローラ	2,000
	0.7㎡	6,000～	4Tコンバインドローラ	1,000
ブルドーザー	20クラス	3,000～	2T散水車	2,000
	30クラス	5,000～	4T散水車	3,000
キャリアダンプ	1T～2T	3,000～	水タンク(500リットル)	1,000
	4T	5,000～	水タンク(1000リットル)	2,000
ダンプ・トラック	軽	1,000～	散水タンク2T	2,000
ダンプ・ユニック	2T	2,000～	散水タンク4T	3,000
	4T	3,000～		

単位:円

単位:円

御見積書

つちのこ保育園 御中

高浜 菜奈子 様

TEL:08055582012



〒530-0001 大阪市北区梅田三丁目
2番2号 JPタワー大阪22階
株式会社MonotaRO
TEL: 0120-443-509
FAX: 0120-289-888
<https://www.monotaro.com/>

以下の通り、御見積り申し上げます。
何卒御下命の程、よろしくお願い申し上げます。

合計金額（税別） ￥14,694-

(配送料、代引手数料は別途加算させて頂く場合がございます。)

受渡場所：御指定通り 支払条件：御規定通り

有効期限：発行日を含み5日間

※価格は全て通常販売価格（税別）でのお見積りです。
※キャンペーン、経済情勢などにより価格が変動する事が
ございます。
※本見積書は公的機関への提出に使用することは想定
しておりません。

No.	注文コード	メーカー名	商品名	品番	販売単価	数量	小計
1	19602249	MAC(マック)(包丁)	太枝切り鋏ギアパワー・プロ	ED-51	5,598	1	5,598
2	32647982	SK11	替刃式のこぎり260(折込式)	EBS-260-OR	4,998	1	4,998
3	10254106	Silky(ユーエム工業)	ゴムボーイ	121-27	4,098	1	4,098

備考	
----	--

様式第4号

団 体 の 概 要

団体名	NPO法人地球のしごと大學 つちのこ保育園
所在地等	〒028-8362 住 所 岩手県下閉伊郡普代村第25地割字卯子西66-3 電 話 090-9283-4418 FAX 無し Eメール tsuchinokodomotachi@gmail.com
連絡先 (上記と異なる場合)	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
代表者 職・氏名	職 名 代表理事 氏 名 高浜 大介
設立年月日	2018年12月19日
設立目的	地球のしごと大學の目的は、地球にやさしく、人々にも良い、農山漁村のしごと(=地球のしごと)の実践者を増やし、農山漁村に積極的な変化をもたらすことで、持続可能な地球を目指すことにある。 特に、持続可能な農業、林業、水産業(一次産業)を重んじ、これらを中心に据えたさまざまな農山漁村のしごとをテーマにした学びを提供し、地球のしごとの実践者を増やすことに焦点を当てている。 つちのこ保育園は、「大地とともに生きる」をコンセプトとし、毎日森の中「見守る保育」を行う森のようちえん活動により、遅くしなやかな心と体を育むことを目指している。
構成員数	10名
活動実績	2010年7月 株式会社アースカラーを設立 地球との共生を志す職業人アースカラーの育成・輩出を目的とする 2013年 農山漁村人材・アースカラー人材の育成を目的とした「地球のしごと大學」事業を開始 2018年12月 地球のしごと大學事業と企業向け事業を分離し、NPO法人地球のしごと大學を設立。株式会社アースカラーよりNPO法人に地球のしごと大學事業を移管し、地球のしごと教養学部(現地球のしごとゼミ)、自伐型林業学部、循環型農業学部などの

	講座の企画運営を行う 2020年4月 独立行政法人環境再生保全機構「地球環境基金(はじめる助成)」に採択される 自伐型林業学部、伝統構法建築学部、循環型農業学部、耕さない田んぼ学部 (現究極の田んぼ学部)の運営に3年間270万円/年の助成を受ける 2020年7月 中小企業庁「大企業人材等の地方での活躍推進事業補助金」に採択される 地球のしごと教養学部(現地球のしごとゼミ)の運営に約160万円の助成を受ける 2021年4月 岩手県普代村に岩手県初となる常設型森のようちえん「つちのこ保育園」を開所 2021年7月 公益財団法人いきいき岩手支援財団「いわて子ども希望基金助成金」に採択され る。野外活動の実践者の育成を行う。 2023年4月 独立行政法人環境再生保全機構「地球環境基金(つづける助成)」に採択される 自伐型林業学部、伝統構法建築学部、循環型農業学部、究極の田んぼ学部、農 林複業学部(新設)の運営に3年間370万円/年の助成を受ける 2023年9月 公益財団法人いきいき岩手支援財団「いわて子ども希望基金助成金」に採択され る。つちのこ祭りを開催する 2023年12月 伝統構法建築学部がウッドデザイン賞2023を受賞する
添付書類	☒ 定款又は会則 ☒ 役員名簿 ☒ 活動実績資料(パンフレット、団体広報誌、関連資料など)

当団体は、以下の事項に該当する団体ではありません。

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体。
- 2 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党等を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
- 3 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体。

団体名 NPO法人地球のしごと大^学つちのこ保育園
代表者職氏名 代表理事 高決大介

注)市町村が実施主体の場合、本様式の提出は不要です。

NPO法人地球のしごと大學 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人地球のしごと大學という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、農山漁村での魅力的な暮らしやライフスタイル・仕事モデル・システムとしての地域インフラを開発し、内外の人材を育成し、新しい地域の担い手を生み出していく事業を行い、あらゆるセクターとの協働を進め、寄付金や公的な支援も積極的に受けられる土壌を作ることで、過疎農山漁村を再生するという目的を効率的に達成していくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)まちづくりの推進を図る活動
- (3)農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4)環境の保全を図る活動
- (5)子どもの健全育成を図る活動
- (6)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)農山漁村キャリアへの人材育成事業「地球のしごと大學」
- (2)地域デザイン事業
- (3)その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任す

ることができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 会員の除名

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任及び解任

(6) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとする。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	高 浜 大 介
副理事長	田 中 新 吾
理 事	飯 田 雄 介
監 事	齊 藤 貴 幸

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成31年9月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成31年6月30日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)入会金	正会員（個人・団体）	0円	賛助会員（個人・団体）	0円
(2)年会費	正会員（個人・団体）	0円	賛助会員（個人・団体）	0円

7 この定款は、令和2年9月22日から施行する。

8 第42条の規定にかかわらず、令和2年7月1日から始まる令和2年度の事業年度は令和3年1月31日までとする。

令和4年11月 1日

上記は、定款の原本と相違ありません。

NPO法人地球のしごと大學

理事長 高浜 大介

地球のしごと大学は「地球にとっても、よいしごと」を探求し、届け、個人や法人の皆さまの行動変容を支援する非営利組織です。

「地球のしごと大学」のビジョン、ミッション、特徴

ビジョン（目指すべき社会像）

「地球にとっても、よいしごと」にあふれる、地球も人も豊かでいられる社会

ミッション（存在意義、果たすべき役割）

「地球にとっても、よいしごと」を探求し、届け、個人や法人の皆さまの行動変容を支援する

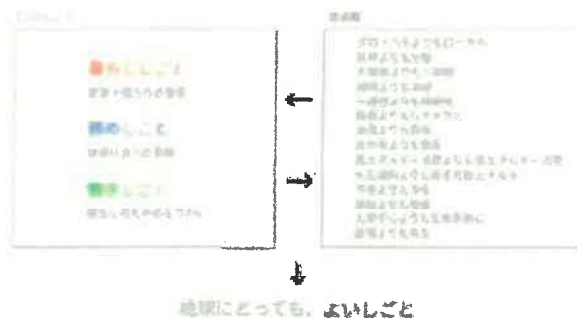
特徴

- 1 農山漁村移住希望者が多く集まる
- 2 受講生延べ100名が農山漁村移住をしている
- 3 専門家・実践家とのネットワークがある

「地球にとっても、よいしごと」とは？

地球のしごと大学は「しごと」を農山漁村に根付く「暮らし・務め・遊び」の3つで考え、これらのバランスをととても大事にしています。

「遊び（いわゆる仕事）」中心の生活を続けていると、失ってしまいがちな「暮らし」や「務め」は、人生100年時代のウェルビーイングに直結するものだと思っています。そして、人のために、地域のために、自分自身のために「よいしごとをしたい」と考えるのが人間ですが、私たちはここに「地球のために」も入れたいのです。グローバルよりもローカル（農山漁村、地方）、集中よりも分散、大規模よりも小規模、廃棄よりもリサイクル、破壊よりも再生。こうした地球にとってもよいとされる考え方と、暮らし・務め・遊びの3つのしごとを照らし合わせながら見出してゆくもの。それが私たちが考える「地球にとっても、よいしごと」です。



「地球のしごと大学」はこんな事業をしている組織です



令和7年度年間役員名簿

(前事業年度において役員であったことがある全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)

NPO法人地球のしごと大學

1 確認事項 (法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

- ☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)
☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役 名 どちらかに○	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	常勤・非常勤	給与の有無
1	○理事・監事	タカハマ ダイスケ 高浜 大介	岩手県下閉伊郡普代村第19地割白井27-3	非常勤	無給
2	○理事・監事	タナカ シンゴ 田中 新吾	埼玉県入間市宮寺1775番地	非常勤	有給
3	○理事・監事	イシイ ユウスケ 石井 祐輔	東京都世田谷区桜上水1-1-4-103	非常勤	無給
4	理事・○監事	サイトウ タカユキ 齊藤 貴幸	東京都千代田区神田神保町三丁目17番地29レフィール千代田神保町801号	非常勤	無給
5	理事・監事				
6	理事・監事				
7	理事・監事				
8	理事・監事				
9	理事・監事				
10	理事・監事				